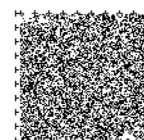
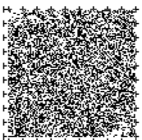


だい きみやこのじょうししょう しゃけいかく  
第4期都城市障がい者計画





## はじめに

平成28年5月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の一部が改正され、障がい者や障がい児が自ら選んだ地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな支援や福祉サービスの質の確保、さらに医療的ケア児に対する支援等が見直されました。



本市では、平成27年4月に「第3期都城市障がい者計画」を策定し、障がいのある人の自立と社会参加を促し、障がいがある人もない人も、共に暮らすことができる地域社会を構築するため、障がい者施策の総合的な推進に努めてまいりました。そして、この度、こうした情勢の変化や地域における課題等を踏まえ、障がいのある人の実態やニーズに則した施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4期都城市障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では都城市総合計画に掲げる基本理念「ゆたかな心が育つまち」に基づいた施策を展開することとし、施策をより明確かつ実効性に富んだものとするために、第4章において「当事者や地域に望まれること」と「数値目標」を初めて提示しました。「ゆたかな心が育つまち」の実現に向けて、障がいのある人が安心して地域の中で暮らせるよう施策の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

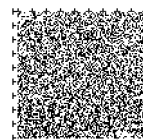
最後に本計画の策定にあたり、アンケート調査やヒアリングに御協力いただきました関係団体や市民の皆様、貴重な御提言をいただきました都城市障害者施策推進協議会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和2年3月

池田 貴永

都城市長

池田 貴永



もくじ  
目次

だい ぶ そろん  
第1部 総論

だい しょう けいかく がいよう  
第1章 計画の概要 . . . . . 1

1. けいかく さくてい はいけい しゅし  
計画策定の背景と趣旨 . . . . . 1

2. けいかく いちづ  
計画の位置付け . . . . . 3

3. けいかく きかん  
計画の期間 . . . . . 4

4. けいかく きほんりねん きほんてき ほうこうせい  
計画の基本理念と基本的な方向性 . . . . . 5

5. けいかく きほんてきしてん  
計画の基本的視点 . . . . . 6

6. けいかくたいけい  
計画体系 . . . . . 8

7. けいかく さくていたいせい  
計画の策定体制 . . . . . 10

だい しょう どうけい みやこのじょうし げんじょう  
第2章 統計からみる都 城市の現状 . . . . . 12

1. じんこうどうたい  
人口動態 . . . . . 12

2. しんたいしょう しゃ じょうきょう  
身体障がい者の状況 . . . . . 15

3. ちてきしょう しゃ じょうきょう  
知的障がい者の状況 . . . . . 18

4. せいしんしょう しゃ じょうきょう  
精神障がい者の状況 . . . . . 19

5. なんびょうかんじゃ じょうきょう  
難病患者の状況 . . . . . 20

6. しょう じ しゅうがく じょうきょう  
障がい児の就学の状況 . . . . . 22

7. しょう しゃ こよう じょうきょう  
障がい者の雇用の状況 . . . . . 23

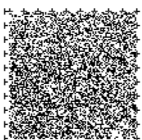
だい しょう ちょうさ みやこのじょうし げんじょう  
第3章 アンケート調査からみる都 城市の現状 . . . . . 24

1. けいはつ こうほう  
啓発・広報 . . . . . 24

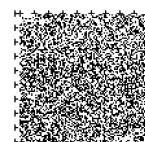
2. せいかつしえん  
生活支援 . . . . . 30

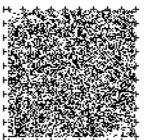
3. きょういく いくせい  
教育・育成 . . . . . 34

4. こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん  
雇用・就業、経済的自立の支援 . . . . . 35

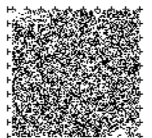


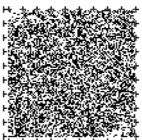
|           |                          |                       |     |
|-----------|--------------------------|-----------------------|-----|
| 5.        | じょうほう                    | 情報・コミュニケーション          | 37  |
| 6.        | せいかつ かんきょう               | 生活・環境                 | 39  |
| 7.        | ふくし きさ ひと                | 福祉を支える人づくり            | 42  |
| 8.        | ぎょうせい など はいりよ            | 行政サービス等における配慮         | 43  |
| だい ぶ かくろん |                          |                       |     |
| 第2部 各論    |                          |                       |     |
| だい しょう    | しきく げんじょう かだいおよ こんご と く  | 第1章 施策の現状と課題及び今後の取り組み | 47  |
| 1.        | けいはつ こうほう                | 啓発・広報                 | 47  |
| 2.        | せいかつ しえん                 | 生活支援                  | 55  |
| 3.        | きょういく いくせい               | 教育・育成                 | 66  |
| 4.        | ほけん いりょう                 | 保健・医療                 | 70  |
| 5.        | こよう しゅうぎょう けいざいできじりつ しえん | 雇用・就業、経済的自立の支援        | 77  |
| 6.        | じょうほう                    | 情報・コミュニケーション          | 85  |
| 7.        | せいかつ かんきょう               | 生活・環境                 | 90  |
| 8.        | ふくし きさ ひと                | 福祉を支える人づくり            | 99  |
| 9.        | ぎょうせい など はいりよ            | 行政サービス等における配慮         | 103 |
| だい しょう    | けいかく しんこうかんり             | 第2章 計画の進行管理           | 106 |
| 1.        | けいかく しんこうかんり ひょうか みなお    | 計画の進行管理（評価、見直し）       | 106 |
| 2.        | けいかく しゅうち                | 計画の周知                 | 107 |
| しりょうへん    |                          |                       |     |
| 資料編       |                          |                       |     |
|           | ようごかいせつ                  | 用語解説                  | 109 |





だい ぶ そうろん  
第1部 総論







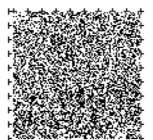
# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

平成23年の障害者基本法改正では、平成19年に日本が署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに導入されました。以降、平成24年6月に「障害者総合支援法」の成立、平成25年6月に「障害者雇用促進法」の改正及び「障害者差別解消法」の成立など法整備が進み、平成26年2月に「障害者の権利に関する条約」は日本で効力が生じるようになりました。

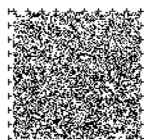
本市においては、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「第3期みやこのじょうししょう しゃがい者計画」を策定し、福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

計画期間中には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が可決・成立(平成28年5月)しました。同法では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されています。また、平成30年には社会福祉法が改正され、地域福祉計画が上位計画として位置付けられました。複雑化、多様化する障がい者をめぐる諸課題を、自助、共助、公助の枠組みで整理し、地域ぐるみで解決していくことが求められています。



へいせい ねん がつ くまもとけん おおいたけん あいつ おお じしん はっせい くまもと  
平成28年4月には、熊本県と大分県で相次いで大きな地震が発生しました（熊本  
じしん へいせい ねん がつ きゅうしゅうほくぶごうう はっせい にほんかくち さいがい  
地震）。また、平成29年7月には九州北部豪雨が発生するなど、日本各地で災害が  
ひんぱつ ほんし れいわがんねん がつ にち がつ にち かっぱつか  
頻発しています。本市においても、令和元年6月28日から7月3日にかけて活発化し  
ばいうぜんせん きゅうしゅうなんぶ ていたい きろくてき おおあめ みま しょう  
た梅雨前線が九州南部で停滞し、記録的な大雨に見舞われました。障がいのある、  
かか しみん さいがい たい ふあん いじょう たか よそう  
なしに関わらず、市民の災害に対する不安がこれまで以上に高まっていることが予想  
されます。

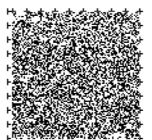
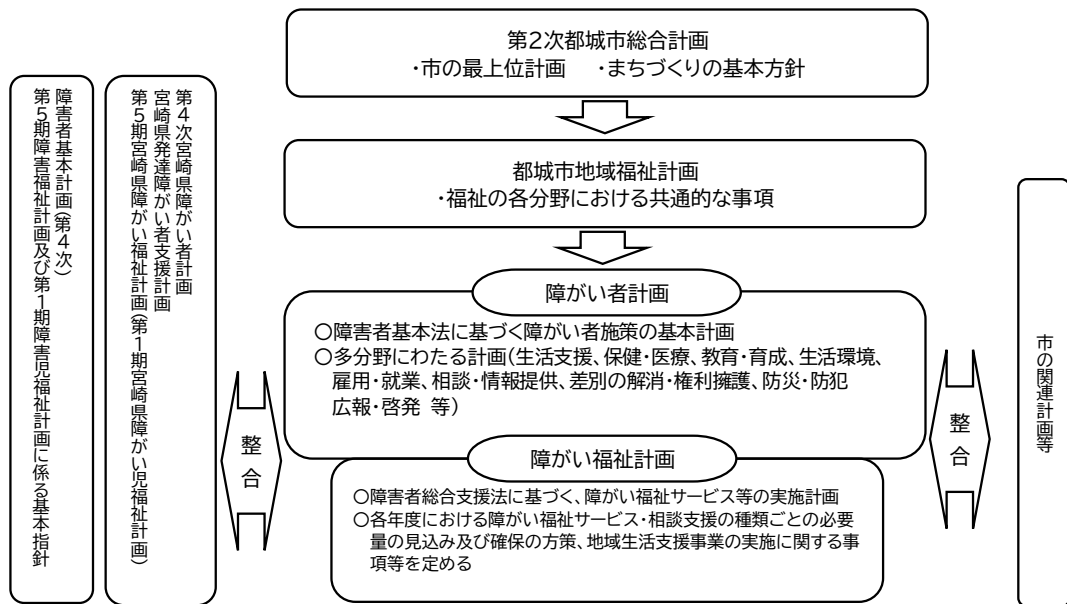
はいけい なか だい きみやこのじょうししょう しゃけいかく れいわがんねんどまつ けいかくきかん  
このような背景の中、「第3期都城市障がい者計画」が令和元年度末に計画期間  
まんりょう しさく しんちよくじょうきょう しょう しゃ どう ふ  
を満了することから、これまでの施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏ま  
けいかく みなお あら みやこのじょうししょう しゃけいかく さくてい  
えて計画を見直し、新たな「都城市障がい者計画」を策定することとしました。



## 2. 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。市における障がい者のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

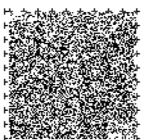
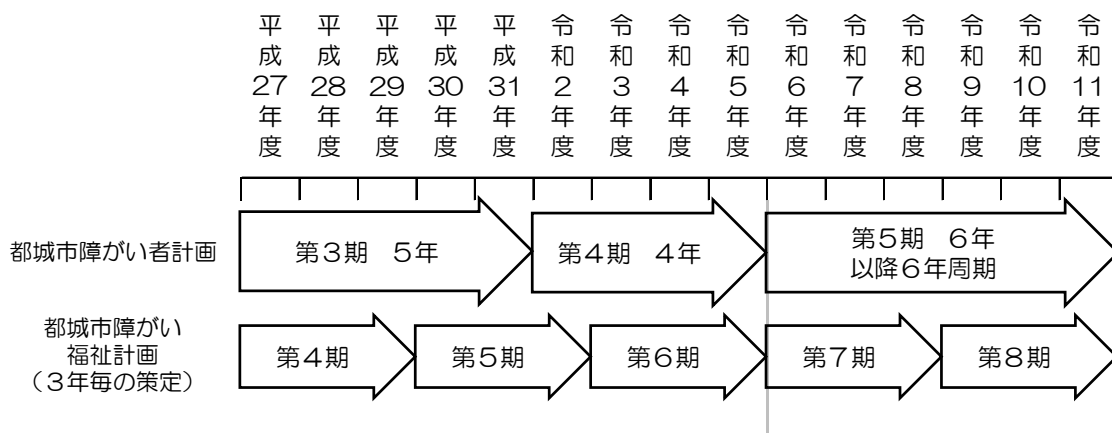
また、本計画は、上位計画である「第2次都城市総合計画」や「地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



### 3. 計画の期間

これまで、<sup>しょう</sup>障がい者計画は5年ごと、<sup>しょう</sup>障がい（児）福祉計画は3年ごとに見直し  
てきましたが、<sup>しょう</sup>障がい者計画と<sup>しょう</sup>障がい（児）福祉計画の計画始期を揃えることで  
<sup>りょうけい</sup>両計画の連携を一層図りやすくするために、<sup>しょう</sup>障がい者計画の計画期間を6年間に  
<sup>へんこう</sup>変更します。

ただし、<sup>だい</sup>第5期以降の計画開始から<sup>りょうけい</sup>両計画の始期が揃うよう、<sup>だい</sup>第4期計画に限り、  
<sup>れいわ</sup>令和2年度から<sup>れいわ</sup>令和5年度までの4<sup>ねん</sup>か年計画とします。

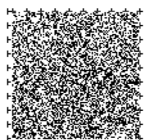


## 4. 計画の基本理念と基本的な方向性

### ゆたかな心<sup>こころ</sup>が育<sup>そだ</sup>つまち

「第3期都城市障がい者計画」では、第1次都城市総合計画との整合を図り、  
全て<sup>すべ</sup>の人が障がい者を正しく理解する心<sup>こころ</sup>を持つことで、障がい者が地域<sup>しやう</sup>の中で  
安心して暮らせるまちづくりを目指すと同時に思いやりの優しい気持ち<sup>きもち</sup>が支える健  
やかなまちづくりを進めるため「ゆたかな心<sup>こころ</sup>が育<sup>そだ</sup>つまち」を基本理念に掲げました。  
そして、全て<sup>すべ</sup>の人が社会の一員として、互いに尊重し、共に生活する社会こそ普通  
の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障がいがあってもライフステー  
ジ全ての段階において社会経済的に普通の生活を営むことを保障できるよう支援す  
る「リハビリテーション」の理念のもと、社会的障壁の除去を推進し、共生社会の  
実現にむけ施策の推進を図ってきました。

「第4期都城市障がい者計画」においてもこの基本理念を踏襲します。以下に  
挙げる5つの基本視点を踏まえつつ、すべての市民に「ゆたかな心<sup>こころ</sup>が育<sup>そだ</sup>つ」ように、  
計画を推進していきます。



## 5. 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下の5点を本計画の基本的な視点とします。

### (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

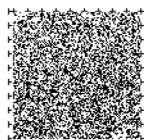
障がい者の主体的な選択や決定を尊重し、障がい者が基本的人権を有する社会の一員として、社会生活においてそれぞれの能力を発揮し、自立して社会活動に参加できるよう意思決定を支援します。

### (2) 住民とともに創る地域福祉の推進

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう生活支援体制の充実を図るとともに、住民一人ひとりの共通課題として福祉への積極的な参加を促し、地域社会を支えるネットワークを強化して住民とともに地域特性に合った福祉を創ります。

### (3) だれもが住みよいバリアフリーの社会づくり

障がいや障がい者に対する正しい理解を広めるとともに、障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がい者が自由に社会活動できる平等な社会をめざします。

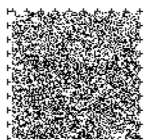


#### (4) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

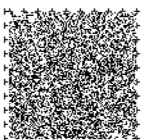
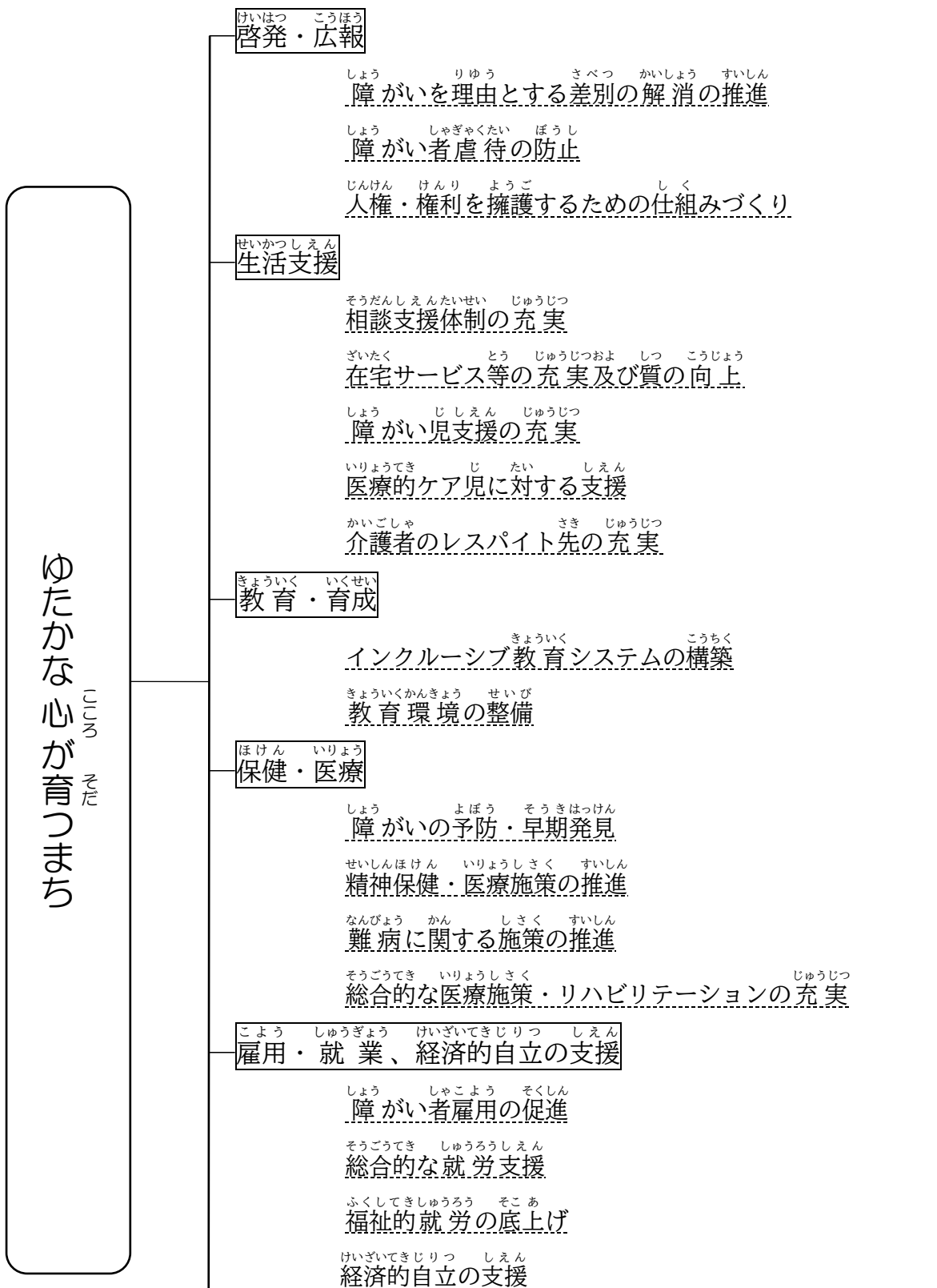
障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うなど、障がいを理由とする差別を解消する施策に取り組みます。

#### (5) 障がい者のライフサイクルを見通した総合的な支援体制の強化

障がい者に対する支援が、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携により、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までのライフサイクルの中で適切に行われ、連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有体制の強化を図ります。



けいかくたいけい  
6. 計画体系





じょうほう  
情報・コミュニケーション

スポーツ・レクリエーション活動の推進

じょうほう  
情報・コミュニケーション支援の充実

せいかつ かんきょう  
生活・環境

こうきょうしせつ か  
公共施設のバリアフリー化

がいしゅつ いどうしえん じゅうじつ  
外出・移動支援の充実

さいがいじ ひなんきゅうじょたいせいなど じゅうじつ  
災害時の避難救助体制等の充実

ぼうはん こうつうあんぜんたいさく すいしん  
防犯・交通安全対策の推進

ふくし さき ひと  
福祉を支える人づくり

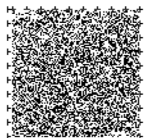
せんもんしよくしゅ ようせい かくほ  
専門職種の養成・確保

NPO・ボランティア活動の推進

ぎょうせい など はいりよ  
行政サービス等における配慮

ぎょうせいきかんなど はいりよおよ しょう しゃりかい そくしんとう  
行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

せんきよなど はいりよとう  
選挙等における配慮等



## 7. 計画の策定体制

### (1) 障がい福祉についてのアンケート調査の実施

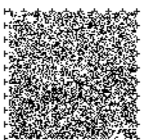
本計画の策定に先立ち、障がい者の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関するニーズ等を把握し、計画見直しの基礎資料とするために、「都城市の障がい福祉を推進するためのアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施しました。

#### ●アンケート調査の実施概要

|      |  |
|------|--|
| 調査対象 | 対象A:本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の中から無作為抽出した2,000人<br>対象B:本市在住の住民から無作為抽出した1,000人 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収   |
| 調査期間 | 令和元年7月26日から令和元年8月9日まで  |
| 回収結果 | 対象A:868件(回収率:43.4%)<br>対象B:350件(回収率:35.0%)   |

### (2) 施策推進協議会での協議

方針・施策等の推進方策・あり方を調査審議、提言する場として、「施策推進協議会」を設置し、協議を行いました。この協議会は、障がい者関係団体の代表、学識経験者、福祉事業従事者、関係行政機関等で構成され、様々な見地からの議論をいただきました。

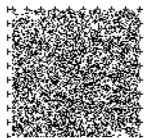


(3) 関係団体からの意見聴取

令和元年9月より、障がいのある人やその家族の団体及び障がいのある人たちの支援団体に対しヒアリングを実施し、障がい者福祉に対する意見を聴取いたしました。

(4) パブリックコメントの実施

令和元年12月に、計画素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。



# 第2章 統計からみる都城市の現状

## 1. 人口動態

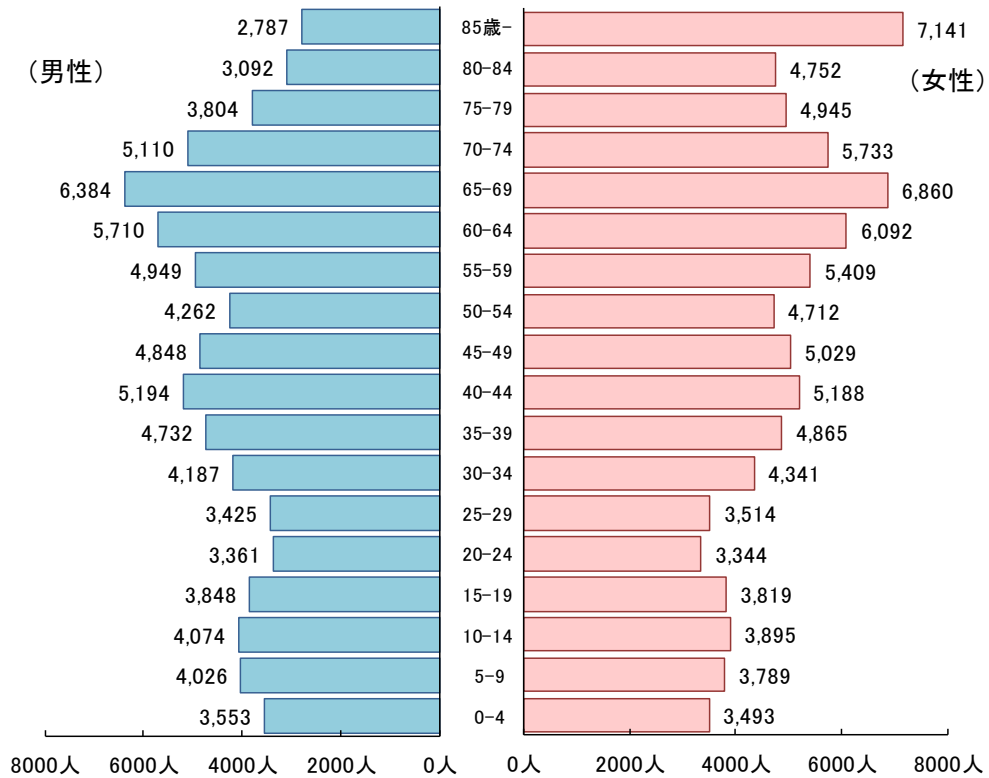
### (1) 人口構造

本市の人口は、平成31年4月1日現在で、男性77,346人、女性86,921人、合計164,267人です。

年齢階層別にみると、40代と60代が多くなっています。

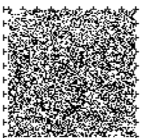
今後5年間で、現在比較的人口の多い60～64歳の階層が順次高齢期に達することから、計画期間中は高齢化率の上昇が見込まれます。

図表 1 人口ピラミッド(平成31年4月1日現在)



平成31年4月1日現在

資料:住民基本台帳

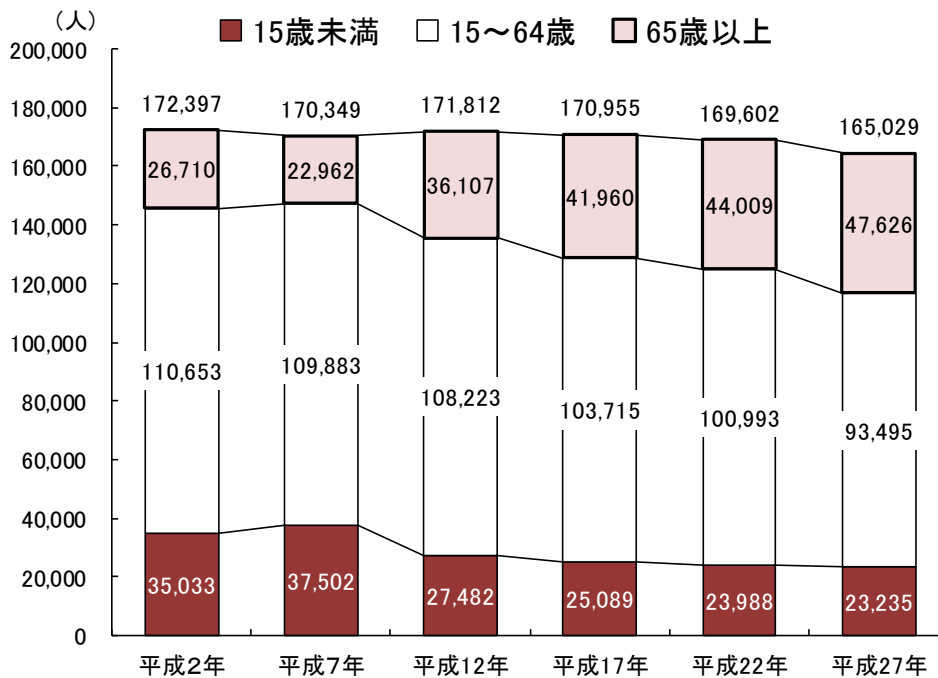


## (2) 人口等の推移

人口の推移を見ると、総人口は平成12年から減少に転じ、平成27年までの15年間で、6,783人（3.9%）減少しています。

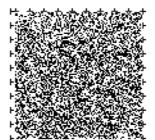
また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は、平成7年から減少に転じているのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。それに伴い、平成7年から平成27年までの20年間で高齢化率が13.5%から28.9%に大きく上昇しています。

図表 2 年齢3区分人口の推移

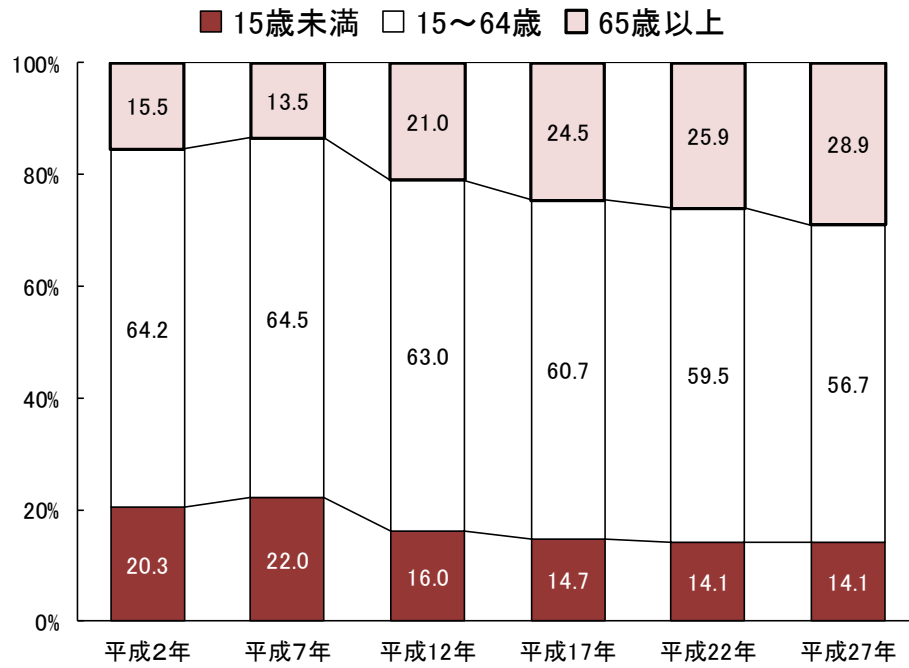


各年4月1日現在

資料：国勢調査

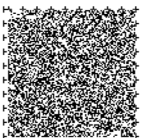


ずひょう ねんれい くぶんじんこうひりつ すいひ  
 図表 3 年齢3区分人口比率の推移



かくねん がつ にちげんざい  
 各年4月1日現在

しりょう こくせいちょうさ  
 資料:国勢調査



## 2. 身体障がい者の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成31年3月末現在9,655人で、うち65歳以上の高齢者が7,236人で全体の74.9%を占めています。

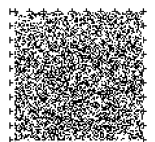
障がい種別毎に見ると、肢体不自由が5,571人(57.7%)と最も多く、次いで内部障がい(2,784人(28.8%))となっています。また、重度障がい者(1、2級)は4,188人で、全体の43.4%を占めています。

図表 4 身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

| 障がい種別      | 年齢別    | 等級別   |       |       |       |     |     | 合計    |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|
|            |        | 1級    | 2級    | 3級    | 4級    | 5級  | 6級  |       |
| 視覚障がい      | 18歳未満  | 3     | 0     | 0     | 0     | 0   | 0   | 3     |
|            | 18～64歳 | 40    | 32    | 6     | 8     | 17  | 4   | 107   |
|            | 65歳以上  | 159   | 114   | 29    | 18    | 37  | 24  | 381   |
|            | 合計     | 202   | 146   | 35    | 26    | 54  | 28  | 491   |
| 聴覚・平衡機能障がい | 18歳未満  | 3     | 12    | 6     | 6     | 1   | 6   | 34    |
|            | 18～64歳 | 13    | 62    | 19    | 20    | 1   | 37  | 152   |
|            | 65歳以上  | 31    | 99    | 52    | 132   | 5   | 206 | 525   |
|            | 合計     | 47    | 173   | 77    | 158   | 7   | 249 | 711   |
| 音声・言語障がい   | 18歳未満  | 0     | 1     | 0     | 0     |     |     | 1     |
|            | 18～64歳 | 0     | 4     | 19    | 23    |     |     | 46    |
|            | 65歳以上  | 10    | 10    | 16    | 15    |     |     | 51    |
|            | 合計     | 10    | 15    | 35    | 38    | 0   | 0   | 98    |
| 肢体不自由      | 18歳未満  | 44    | 18    | 8     | 3     | 7   | 8   | 88    |
|            | 18～64歳 | 334   | 257   | 232   | 289   | 154 | 74  | 1,340 |
|            | 65歳以上  | 723   | 798   | 840   | 1,187 | 435 | 160 | 4,143 |
|            | 合計     | 1,101 | 1,073 | 1,080 | 1,479 | 596 | 242 | 5,571 |
| 内部障がい      | 18歳未満  | 18    | 0     | 10    | 2     |     |     | 30    |
|            | 18～64歳 | 327   | 13    | 89    | 189   |     |     | 618   |
|            | 65歳以上  | 1,032 | 31    | 406   | 667   |     |     | 2,136 |
|            | 合計     | 1,377 | 44    | 505   | 858   | 0   | 0   | 2,784 |
| 合計         | 18歳未満  | 68    | 31    | 24    | 11    | 8   | 14  | 156   |
|            | 18～64歳 | 714   | 368   | 365   | 529   | 172 | 115 | 2,263 |
|            | 65歳以上  | 1,955 | 1,052 | 1,343 | 2,019 | 477 | 390 | 7,236 |
|            | 合計     | 2,737 | 1,451 | 1,732 | 2,559 | 657 | 519 | 9,655 |

平成31年3月末現在



とうきゅうべつしんたいしょうがいしやてちようしよじしやすう すいい  
 (2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

ほんし しんたいしょうがいしやてちようしよじしやすう へいせい ねん ど いこういっかん げんしょうけいこう  
 本市の身体障害者手帳所持者数は、平成26年度以降一貫して減少傾向にあり、  
 へいせい ねん ど へいせい ねん ど ねんかん にん げんしょう  
 平成26年度から平成30年度までの5年間で、558人(5.5%)減少しています。  
 とうきゅうべつ み きゅう きゅう きゅう げんしょうけいこう きゅう よこ  
 等級別に見ると、1級、2級、3級は減少傾向にあり、4級は横ばい、  
 きゅう きゅう ぞうかけいこう じゅうどしやう しや げんしょう けいどしやう  
 5級、6級は増加傾向となっています。重度障がい者は減少し、軽度障がい  
 しや ぞうか み と  
 者は増加していることが見て取れます。

ずびよう とうきゅうべつしんたいしょうがいしやてちようしよじしやすう すいい  
 図表 5 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

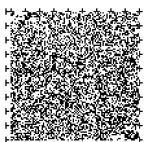
(単位:人)

| 区分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1級 | 3,095  | 3,019  | 2,905  | 2,808  | 2,737  |
| 2級 | 1,685  | 1,619  | 1,557  | 1,491  | 1,451  |
| 3級 | 1,891  | 1,869  | 1,815  | 1,764  | 1,732  |
| 4級 | 2,478  | 2,513  | 2,526  | 2,524  | 2,559  |
| 5級 | 598    | 618    | 622    | 642    | 657    |
| 6級 | 466    | 472    | 488    | 500    | 519    |
| 合計 | 10,213 | 10,110 | 9,913  | 9,729  | 9,655  |

※各年度未現在

しやう しゅべつしんたいしょうがいしやてちようしよじしやすう すいい  
 (3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

しやう しゅべつごと へいせい ねん ど すいい み しかくしやう したいふじゆう  
 障がい種別毎に平成26年度からの推移を見ると「視覚障がい」「肢体不自由」  
 ないぶしやう げんしょう ちやうかく へいこうきのうしやう おんせい げんごしやう よこ  
 「内部障がい」は減少、「聴覚・平衡機能障がい」「音声・言語障がい」は横ば  
 いとなっています。





ずひょう しょう しゅべつしんたいしょうがいしゃてちようしょじしゃすう すい  
 図表 6 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

| 障害種別       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 視覚障がい      | 556    | 535    | 518    | 490    | 491    |
| 聴覚・平衡機能障がい | 694    | 699    | 699    | 699    | 711    |
| 音声・言語障がい   | 97     | 98     | 99     | 98     | 98     |
| 肢体不自由      | 5,960  | 5,868  | 5,746  | 5,649  | 5,571  |
| 内部障がい      | 2,906  | 2,910  | 2,851  | 2,793  | 2,784  |
| 合計         | 10,213 | 10,110 | 9,913  | 9,729  | 9,655  |

※各年度末現在

ねんれいかいそうべつしんたいしょうがいしゃてちようしょじしゃすう すい  
 (4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

ねんれいかいそうべつ へいせい ねん ど すい み さいみまん よこ  
 年齢階層別に平成26年度からの推移を見ると、「18歳未満」は横ばい、「18～64

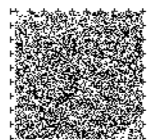
さい げんしょう さいいじょう よこ  
 歳」は減少、「65歳以上」は横ばいとなっています。

ずひょう ねんれいかいそうべつしんたいしょうがいしゃてちようしょじしゃすう すい  
 図表 7 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

| 区分           | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 18歳未満        | 154    | 159    | 154    | 161    | 156    |
| 18～64歳       | 2,714  | 2,595  | 2,454  | 2,348  | 2,263  |
| 65歳以上        | 7,345  | 7,356  | 7,305  | 7,220  | 7,236  |
| 合計           | 10,213 | 10,110 | 9,913  | 9,729  | 9,655  |
| 総人口に占める割合(%) | 6.14   | 6.13   | 6.05   | 5.97   | 5.96   |

※各年度末現在



### 3. 知的障がい者の状況

#### (1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、平成30年度末現在1,812人で、年々増加する傾向にあります。

障がい程度別に見ると、重度のA判定が813人、B-1判定が538人、B-2判定が461人となっており、平成26年度から平成30年度にかけて、A判定は0.2%増、B-1判定は9.3%増、B-2判定は51.1%増となっています。

図表 8 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

| 区分    | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| A判定   | 811    | 818    | 821    | 824    | 813    |
| B-1判定 | 492    | 510    | 520    | 529    | 538    |
| B-2判定 | 305    | 350    | 390    | 424    | 461    |
| 合計    | 1,608  | 1,678  | 1,731  | 1,777  | 1,812  |

※各年度末現在

#### (2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

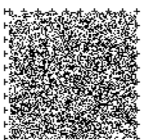
療育手帳所持者数は、平成26年以降、いずれの年齢階層においても増加傾向にあります。

図表 9 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

| 区分           | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 18歳未満        | 332    | 364    | 399    | 417    | 432    |
| 18～64歳       | 1,109  | 1,131  | 1,142  | 1,152  | 1,173  |
| 65歳以上        | 167    | 183    | 190    | 208    | 207    |
| 合計           | 1,608  | 1,678  | 1,731  | 1,777  | 1,812  |
| 総人口に占める割合(%) | 0.97   | 1.02   | 1.06   | 1.09   | 1.12   |

※各年度末現在



## 4. 精神障がい者の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度末現在957人で、平成29年まで増加傾向にありましたが、平成30年は減少しました。

また、障がいの等級別に見ると2級が最も多く、平成30年度で見ると、全体の58.2%を占めています。

図表 10 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

| 区分           | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1級           | 72     | 75     | 81     | 93     | 90     |
| 2級           | 484    | 469    | 487    | 582    | 557    |
| 3級           | 239    | 266    | 291    | 310    | 310    |
| 合計           | 795    | 810    | 859    | 985    | 957    |
| 総人口に占める割合(%) | 0.48   | 0.49   | 0.52   | 0.60   | 0.59   |

※各年度末現在

### (2) 自立支援医療(精神)利用者数の推移

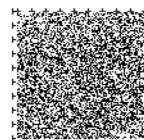
本市の自立支援医療(精神)利用者数は、平成30年度末現在2,264人で、平成26年度以降、一貫して増加傾向にあります。

図表 11 自立支援医療(精神)利用者数の推移

(単位:人)

| 年度   | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 1,568  | 1,749  | 1,919  | 2,113  | 2,264  |

※各年度末現在

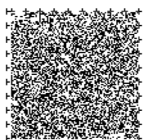


## 5. 難病患者の状況

本市の特定疾患医療受給者証交付件数の推移は以下のとおりです。

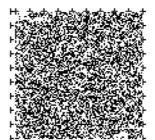
図表 12 特定医療費受給者証交付件数

| 疾患群                        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 球脊髄性筋萎縮症                   | 5      | 5      | 5      | 4      |
| 筋萎縮性側索硬化症                  | 20     | 19     | 20     | 20     |
| 脊髄性筋萎縮症                    | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 進行性核上性麻痺                   | 8      | 8      | 6      | 10     |
| パーキンソン病                    | 233    | 237    | 219    | 223    |
| 大脳皮質基底核変性症                 | 8      | 8      | 6      | 7      |
| ハンチントン病                    | 2      | 2      | 3      | 4      |
| シャルコー・マリー・トゥース病            | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 重症筋無力症                     | 27     | 25     | 24     | 26     |
| 多発性硬化症                     | 23     | 22     | 23     | 24     |
| 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー | 4      | 6      | 5      | 5      |
| 多系統萎縮症                     | 24     | 23     | 19     | 19     |
| 脊髄小脳変性症                    | 39     | 41     | 41     | 40     |
| ライソゾーム病                    | 3      | 4      | 4      | 4      |
| 副腎白質ジストロフィー                | 1      | 2      | 2      | 2      |
| ミトコンドリア病                   | 4      | 5      | 5      | 3      |
| モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)          | 31     | 30     | 21     | 21     |
| プリオン病                      | 1      |        | 2      | 1      |
| HTLV-1関連脊髄症                | 9      | 11     | 11     | 12     |
| 全身性アミロイドーシス                | 2      | 1      | 4      | 4      |
| 遠位型ミオパチー                   | 1      | 2      | 1      | 3      |
| 神経線維腫症                     | 3      | 3      | 4      | 4      |
| 天疱瘡                        | 7      | 6      | 4      | 3      |
| 膿疱性乾癬(汎発型)                 | 10     | 9      | 7      | 7      |
| 高動脈炎                       | 5      | 6      | 3      | 4      |
| 結節性多発動脈炎                   | 2      |        |        | 1      |
| 顕微鏡的多発血管炎                  | 8      | 10     | 13     | 7      |
| 多発血管炎性肉芽腫症                 | 5      | 6      | 5      | 4      |
| 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症             | 4      | 3      | 3      | 3      |
| 悪性関節リウマチ                   | 6      | 6      | 2      | 1      |
| バーンジャー病                    | 7      | 6      | 5      | 4      |
| 原発性抗リン脂質抗体症候群              | 2      | 1      |        | 1      |
| 全身性エリテマトーデス                | 84     | 89     | 77     | 75     |
| 皮膚筋炎／多発性筋炎                 | 29     | 36     | 32     | 34     |
| 全身性強皮症                     | 28     | 30     | 24     | 21     |
| 混合性結合組織病                   | 23     | 26     | 21     | 22     |
| シェーグレン症候群                  | 5      | 9      | 11     | 10     |
| 成人スチル病                     | 1      | 2      | 1      | 2      |
| 再発性多発軟骨炎                   | 1      | 1      | 1      | 1      |
| ベーチェット病                    | 24     | 26     | 22     | 23     |
| 特発性拡張型心筋症                  | 29     | 28     | 21     | 19     |
| 肥大型心筋症                     | 6      | 7      | 9      | 7      |
| 再生不良性貧血                    | 15     | 15     | 8      | 9      |
| 自己免疫性溶血性貧血                 | 1      | 2      | 2      | 2      |
| 発作性夜間ヘモグロビン尿症              | 1      | 1      | 2      | 1      |
| 特発性血小板減少性紫斑病               | 25     | 24     | 14     | 11     |
| IgA腎症                      | 2      | 1      | 3      | 4      |
| 多発性嚢胞腎                     | 5      | 5      | 6      | 6      |
| 黄色靭帯骨化症                    | 7      | 9      | 7      | 6      |
| 後縦靭帯骨化症                    | 39     | 47     | 38     | 39     |
| 広範脊柱管狭窄症                   | 3      | 4      | 4      | 2      |



|                            |       |       |       |       |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 特発性大腿骨頭壊死症                 | 27    | 37    | 29    | 28    |
| 下垂体性ADH分泌異常症               | 4     | 5     | 4     | 6     |
| 下垂体性TSH分泌亢進症               | 3     | 3     | 3     | 2     |
| 下垂体性PRL分泌亢進症               | 6     | 4     | 1     | 2     |
| クッシング病                     | 1     | 1     | 2     | 2     |
| 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症            | 4     | 4     | 2     | 2     |
| 下垂体前葉機能低下症                 | 25    | 25    | 27    | 29    |
| 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)       | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 先天性副腎皮質酵素欠損症               | 3     | 3     | 3     | 3     |
| アジソン病                      | 1     | 1     | 2     | 2     |
| サルコイドーシス                   | 30    | 27    | 19    | 19    |
| 特発性間質性肺炎                   | 25    | 26    | 38    | 50    |
| 肺動脈性肺高血圧症                  | 6     | 7     | 6     | 5     |
| 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症             |       | 1     |       |       |
| 慢性血栓性肺高血圧症                 | 3     | 3     | 4     | 6     |
| リンパ脈管筋腫症(LAM)              | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 網膜色素変性症                    | 92    | 93    | 81    | 73    |
| 原発性胆汁性肝硬変                  | 32    | 28    | 21    | 20    |
| 原発性硬化性胆管炎                  | 1     | 2     | 1     | 3     |
| 自己免疫性肝炎                    | 3     | 4     | 4     | 5     |
| クローン病                      | 48    | 52    | 54    | 57    |
| 潰瘍性大腸炎                     | 181   | 198   | 145   | 144   |
| 好酸球性消化管疾患                  | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 全身型若年性特発性関節炎               |       |       |       | 1     |
| 筋ジストロフィー                   | 2     | 7     | 7     | 9     |
| 脊髄空洞症                      |       |       |       | 1     |
| 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 | 1     | 1     |       |       |
| 前頭側頭葉変性症                   |       |       | 3     | 2     |
| アレキサンダー病                   | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症      |       |       |       | 1     |
| 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)         | 1     | 4     | 5     | 4     |
| 弾性線維性仮性黄色腫                 |       |       | 1     | 1     |
| エーラス・ダンロス症候群               |       |       | 1     | 1     |
| オクシピタル・ホーン症候群              | 1     |       |       |       |
| ウイルソン病                     |       |       | 1     | 1     |
| 完全大血管転位症                   |       | 1     | 1     | 1     |
| 単心室症                       |       | 1     | 1     |       |
| 三尖弁閉鎖症                     |       | 1     | 1     | 1     |
| ファロー四徴症                    |       |       | 1     | 1     |
| 急速進行性糸球体腎炎                 |       | 1     | 1     | 1     |
| 一次性ネフローゼ症候群                | 2     | 9     | 7     | 10    |
| 一次性膜性増殖性糸球体腎炎              |       |       | 1     |       |
| 紫斑病性腎炎                     |       | 1     |       |       |
| 間質性膀胱炎(ハンナ型)               |       |       |       | 1     |
| オスラー病                      | 1     |       |       |       |
| 副甲状腺機能低下症                  |       |       | 2     | 1     |
| 肝型糖原病                      |       |       | 1     | 1     |
| シトステロール血症                  | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 脳腱黄色腫症                     |       |       | 1     | 1     |
| 強直性脊椎炎                     | 3     | 4     | 3     | 4     |
| 骨形成不全症                     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 巨大動静脈奇形                    |       | 1     |       | 1     |
| 後天性赤芽球癆                    |       | 1     | 2     | 2     |
| 自己免疫性出血病XⅢ                 |       |       | 1     | 1     |
| IgG4関連疾患                   | 2     | 5     | 5     | 4     |
| 好酸球性副鼻腔炎                   | 1     | 1     | 1     | 3     |
| 特発性多中心性キャッスルマン病            |       |       |       | 1     |
| 合計                         | 1,349 | 1,439 | 1,271 | 1,286 |

※各年度末現在



## 6. 障がい児の就学の状況

### (1) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況は以下のとおりです。

図表 13 特別支援学校への就学状況

| 学校名           | 所在地 | 都城市からの在学者数(人) |     |     |     |     |
|---------------|-----|---------------|-----|-----|-----|-----|
|               |     | 幼児部           | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 計   |
| 県立都城きりしま支援学校  | 都城市 |               | 43  | 25  | 28  | 96  |
| 県立都城さくら聴覚支援学校 | 都城市 | 6             | 9   | 0   | 6   | 21  |
| 県立清武せいりゅう支援学校 | 宮崎市 |               | 1   | 1   | 0   | 2   |
| 県立赤江まつばら支援学校  | 宮崎市 | 0             | 1   | 0   | 2   | 3   |
| 合計            |     | 6             | 54  | 26  | 36  | 122 |

令和元年5月1日現在

### (2) 市内の特別支援学級の状況

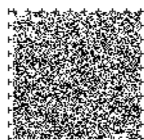
市内の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

図表 14 特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移

(単位:人)

| 区分        |     |     | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|
| 知的障がい     | 小学校 | 学級数 | 28     | 26     | 27     | 26     |
|           |     | 児童数 | 94     | 90     | 86     | 87     |
|           | 中学校 | 学級数 | 14     | 14     | 13     | 12     |
|           |     | 生徒数 | 39     | 30     | 37     | 38     |
| 自閉症・情緒障がい | 小学校 | 学級数 | 29     | 31     | 35     | 37     |
|           |     | 児童数 | 135    | 150    | 170    | 173    |
|           | 中学校 | 学級数 | 14     | 14     | 14     | 14     |
|           |     | 生徒数 | 47     | 44     | 61     | 63     |

各年度5月1日現在



## 7. 障がい者の雇用の状況

### (1) 企業の障がい者の雇用状況

平成30年6月1日現在、ハローワーク都城管内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、障がい者雇用率達成企業の割合は、全体の65.8%となっています。

図表 15 企業規模別の障がい者雇用状況

| 規模       | 企業数 | 労働者数<br>(人) | 障がい者数<br>(人) | 雇用率<br>(%) | 法定雇用率<br>達成企業 | 法定雇用率<br>未達成企業 |
|----------|-----|-------------|--------------|------------|---------------|----------------|
| 45.5～99人 | 89  | 5,930       | 147          | 2.47       | 56            | 33             |
| 100～299人 | 60  | 8,824       | 323          | 3.66       | 45            | 15             |
| 300～499人 | 5   | 1,714       | 49           | 2.83       | 4             | 1              |
| 500人以上   | 7   | 5,371       | 95           | 1.77       | 1             | 6              |
| 計        | 161 | 21,839      | 613          | 2.81       | 106           | 55             |

平成30年6月1日現在

資料：都城公共職業安定所

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計

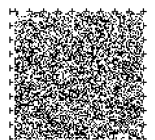
### (2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

平成30年6月1日現在、市の障がい者雇用率は2.5%で、法定雇用率(2.5%)を満たしています。

図表 16 障がい者雇用状況

| 部局    | 職員数<br>(人) | 対象職員数<br>(人) | 障がい者数<br>(人) | 障がい者雇用率 | 法定雇用率 |
|-------|------------|--------------|--------------|---------|-------|
| 事務局   | 1,687      | 1,336        | 34           | 2.5%    | 2.5%  |
| 教育委員会 | 276        | 261          | 7            | 2.7%    | 2.4%  |

平成30年6月1日現在



# 第3章 アンケート調査からみる都城市の現状

## 1. 啓発・広報

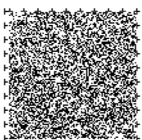
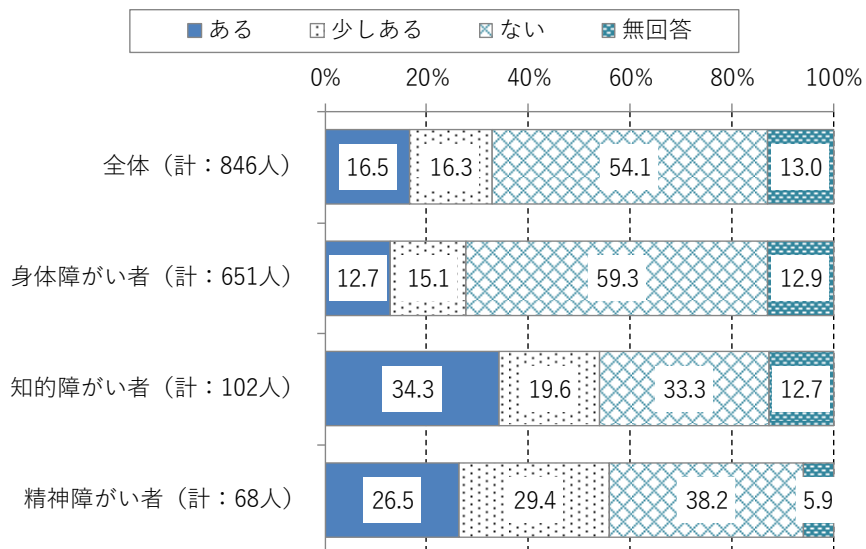
障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした経験が「ある」または「少しある」と回答した人の割合が全体の32.8%となっています。

また、知的障がい者、精神障がい者の「ある」または「少しある」と回答した人の割合が概ね5割となっており、身体障がい者に比べると高くなっていることから、障がい種別によって差別を受けたり嫌な思いをする機会に差があることがわかります。(図表17参照)

差別を受けたり嫌な思いをした場所について、「外出先」と回答した人の割合は、いずれの障がい種別でも高くなっています。一方、知的障がい者は「学校」と回答した人が、精神障がい者は「仕事を探すとき」と回答した人が他の障がい種別と比べて多くなっています。このことから、障がい種別によって差別を受けたり嫌な思いをしやすい場所があることがわかります。(図表18参照)

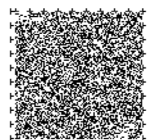
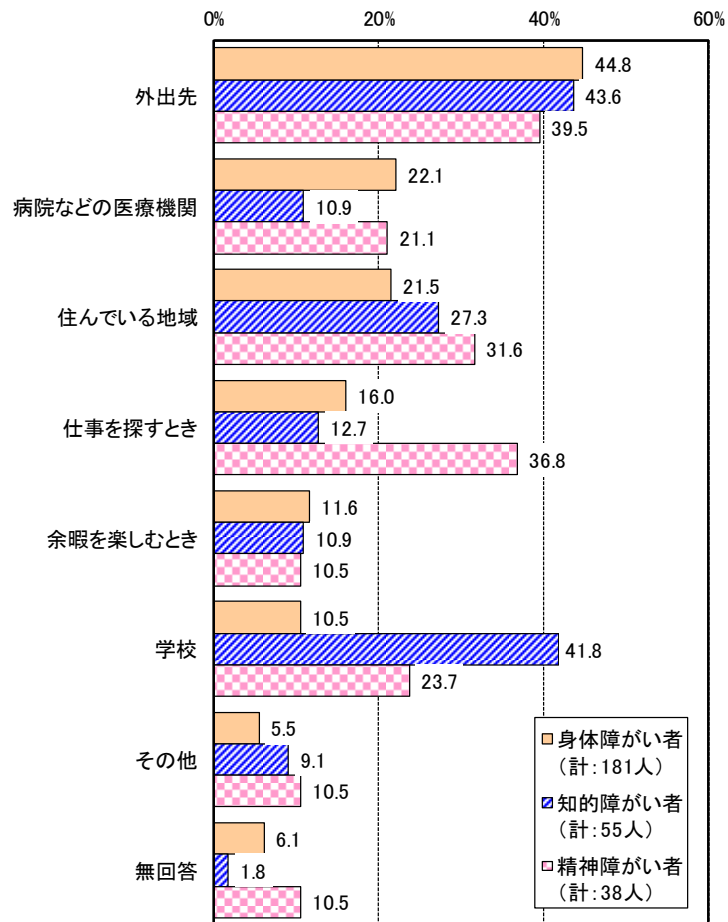
全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を進める必要があります。

図表 17 障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした経験(障がい者)





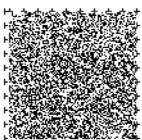
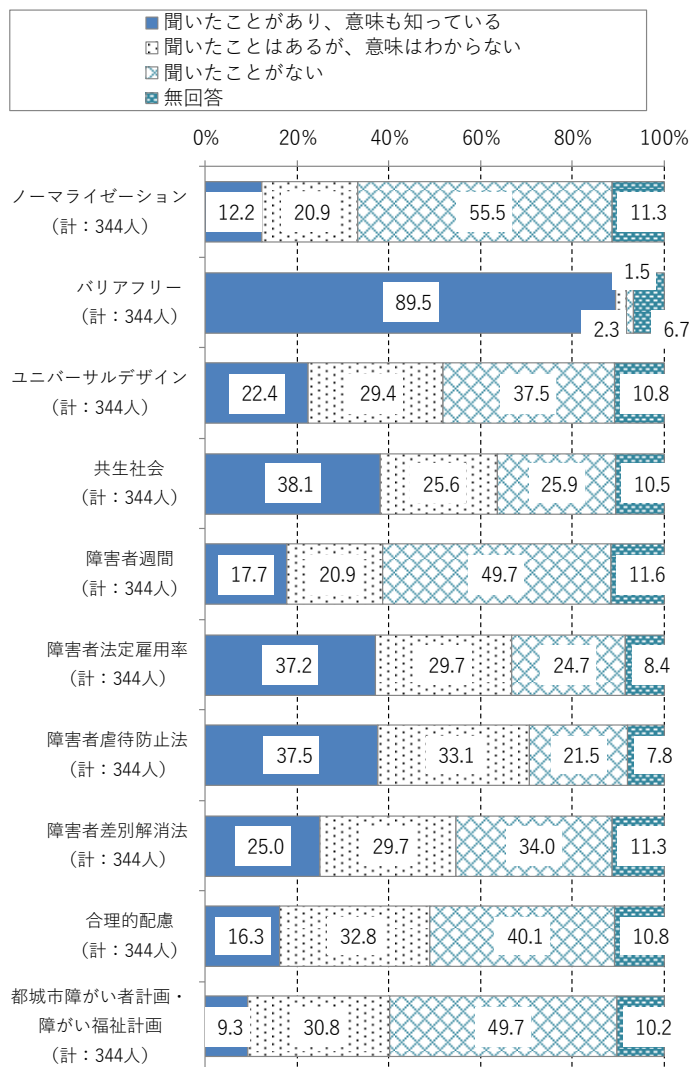
図表 18 差別を受けたりや嫌な思いをした場所(障がい者)



障がいのない市民に対して障がい者に関連のある言葉の認知度をたずねました。その結果、「聞いたことがあり、意味も知っている」と回答した人の割合が最も高かったのは「バリアフリー」(89.5%)となっています。また、「聞いたことがない」と回答した人の割合が最も高かったのは「ノーマライゼーション」(55.5%)となっています。(図表19参照)

「ノーマライゼーション」という言葉のみならず、他の言葉についても、市民が意味を知ることが、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めるために重要なことです。現状、障がい者に関連のある言葉の浸透が図れているとは言えず、啓発・広報活動に力を入れ、言葉の意味の周知をすることで障がい者の理解を深めることにつなげていく必要があります。

図表 19 障がいに関連のある言葉の認知度(障がいのない市民)



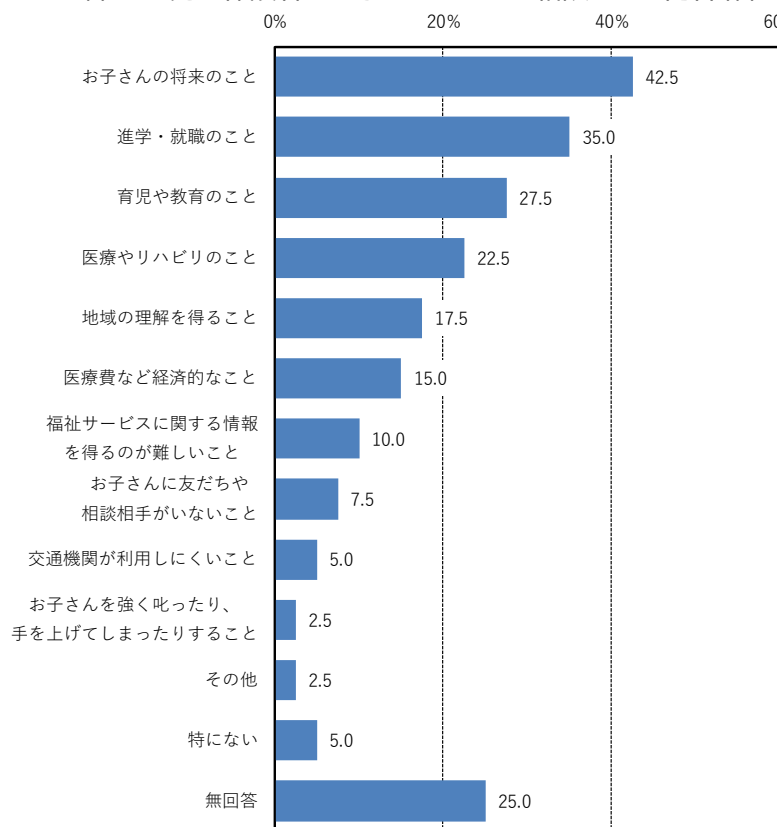
障がい児の保護者がお子さんのことで相談したい内容をたずねたところ、「お子さんの将来のこと」と回答した人の割合が最も高く42.5%となっています。次いで、「進学・就職のこと」(35.0%)、「育児や教育のこと」(27.5%)となっています。また、図表20を見てわかるように障がい児の保護者がさまざまな悩みを抱えていることがわかります。

そういった中、「お子さんを強く叱ったり、手を挙げてしまったりすること」と回答した人の割合が2.5%ありました。

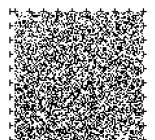
虐待は、家庭のみならず、障がい者福祉施設、職場などでも行われていることが報告されています。虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行う必要があります。

虐待の種類についても、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待とさまざまあり、虐待の認識がないまま虐待を行っていることも考えられます。市民一人ひとりが認識を深め、決して虐待者にならないよう努めなければなりません。

図表 20 障がい児の保護者がお子さんのことで相談したい内容(障がい者)



計：40人

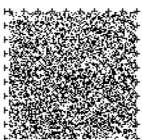


現在の生活で困っていることや不安に思っていることをたずねたところ、身体障がい者は「身体について」(46.1%)、知的障がい者は「親の老後や、親がいなくなった後のこと」(36.3%)、精神障がい者は「生活費について」(44.1%)と回答した人の割合が最も高くなっています。障がい種別によって特徴があることがわかります。

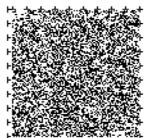
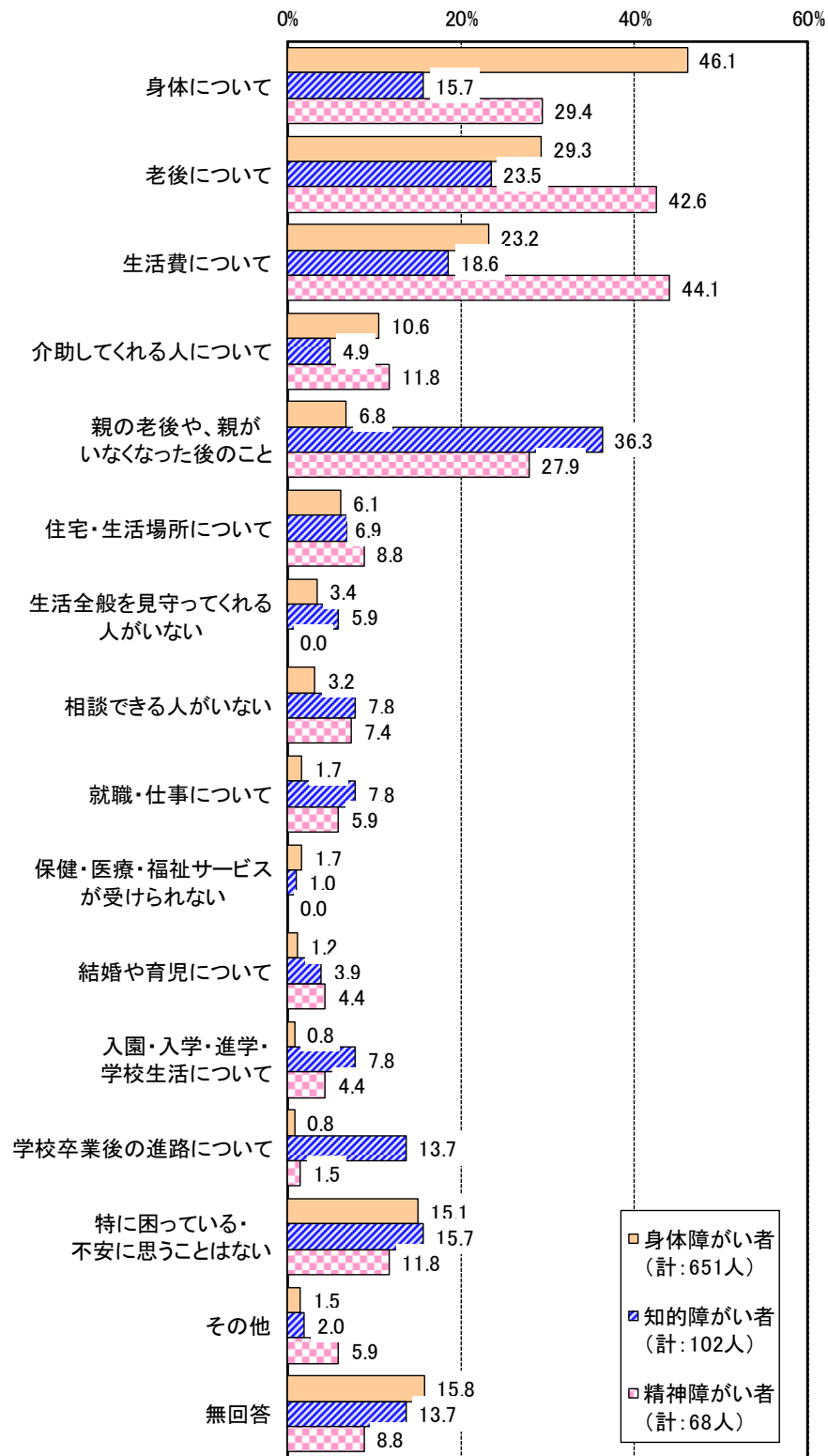
(図表21参照)

そういった中、知的障がい者、精神障がい者の「親の老後や、親がいなくなった後のこと」(知的36.3%、精神27.9%)と回答した人の割合が、身体障がい者(6.8%)に比べ高くなっています。

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。親亡き後も障がい者が安心して地域で生活できるよう、制度の周知を行うことが必要です。



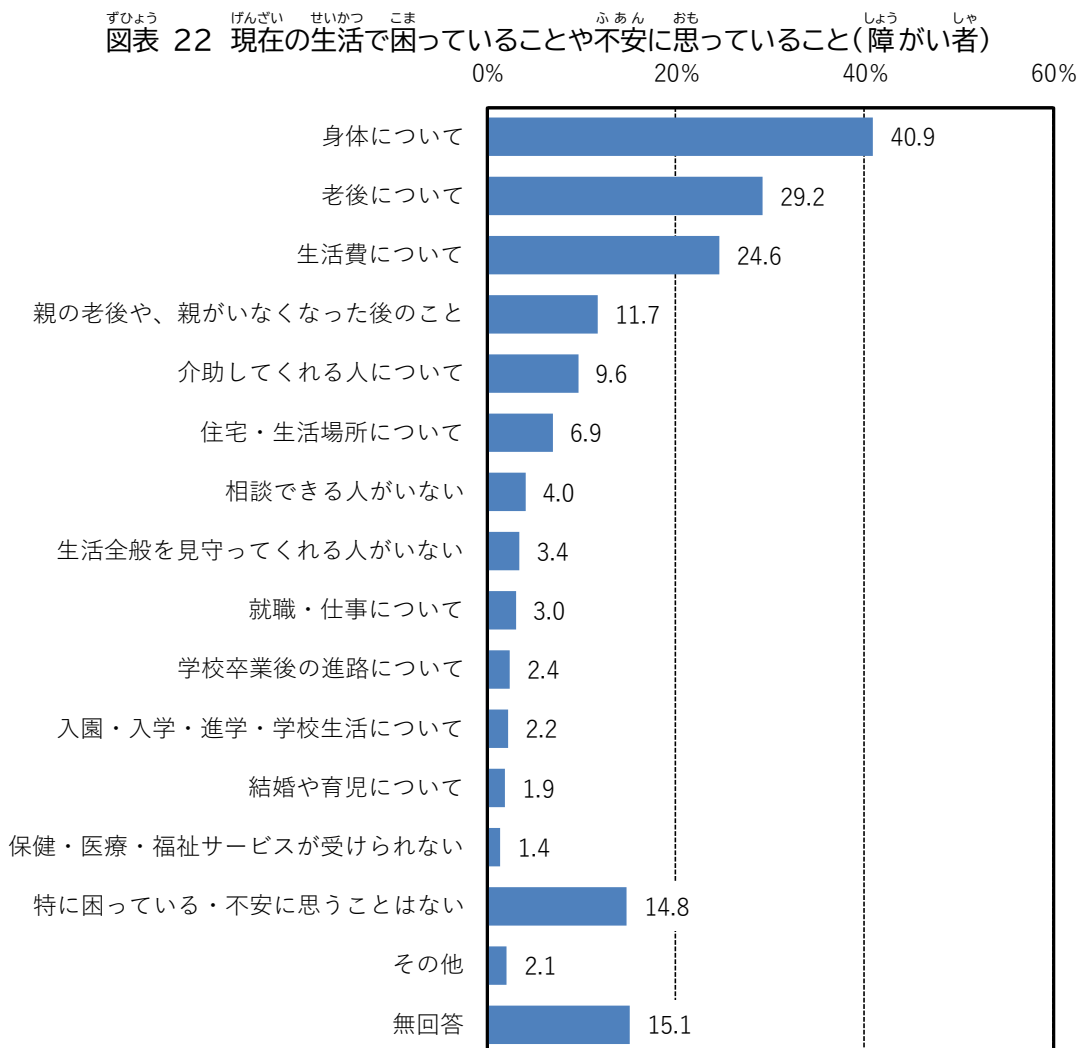
図表 21 現在の生活で困っていることや不安に思っていること(障がい者)



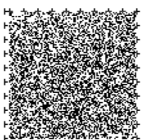
## 2. 生活支援

現在の生活で困っていることや不安に思っていることをたずねると、「特に困っている・不安に思うことはない」と回答した人の割合は14.8%となっています。これと無回答(15.1%)を除く70.1%は何らかの困っていることや不安に思っていることがあると回答しています。(図表22参照)

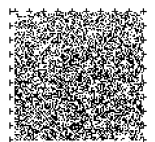
困りごとや不安の内容は、身体、老後、生活費と回答している人が多くなっていますが、仕事、教育、結婚などの回答もあり、障がい者がさまざまな困りごとや不安を抱えていることがわかります。



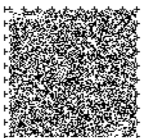
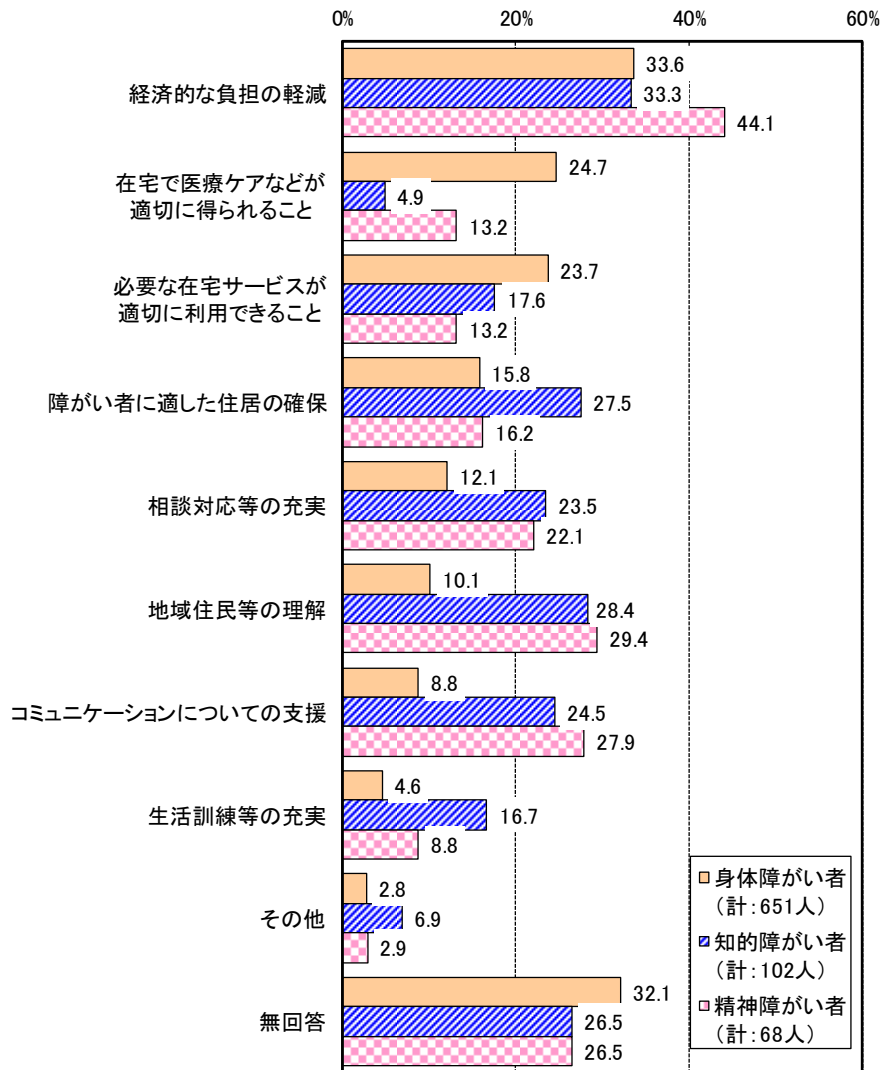
計：846人



ちいき せいかつ ひつよう しえん しょう しゅべつ  
地域で生活するために必要な支援をたずねたところ、いずれの障がい種別でも  
けいざいてき ふたん けいげん しんたい ちてき せいしん かいとう ひと  
「経済的な負担の軽減」(身体33.6%、知的33.3%、精神44.1%)と回答した人の  
わりあい もっと たか しょう いるようひ しゅうろう  
割合が最も高くなりました。障がいがあることで医療費がかさむことや、就労の  
きかい え ちんぎん やす げんいん すいそく けいざいめん  
機会を得ても賃金が安いことが原因と推測されます。そういったことから経済面で  
しえん じゅうよう けいざいてき ふたん けいげん すべ しょう しゃ  
の支援は重要となります。しかし、経済的な負担の軽減だけでは全ての障がい者が  
す ちいき あんしん せいかつ  
住みなれた地域で安心して生活できるわけではありません。  
ちいき せいかつ ひつよう しえん み しょう しゅべつ とくちょう  
地域で生活するための必要な支援を見ると、障がい種別によって特徴があること  
しょう ていど ねんれい しょう しゃ ちが かんが  
がわかります。さらに障がいの程度や年齢などが障がい者によって違うことを考え  
ひとり ひつよう と ていきよう ひつよう  
ると、一人ひとり必要なニーズをくみ取り、サービスを提供することが必要となりま  
ずひよう さんしゅう  
す。(図表23参照)



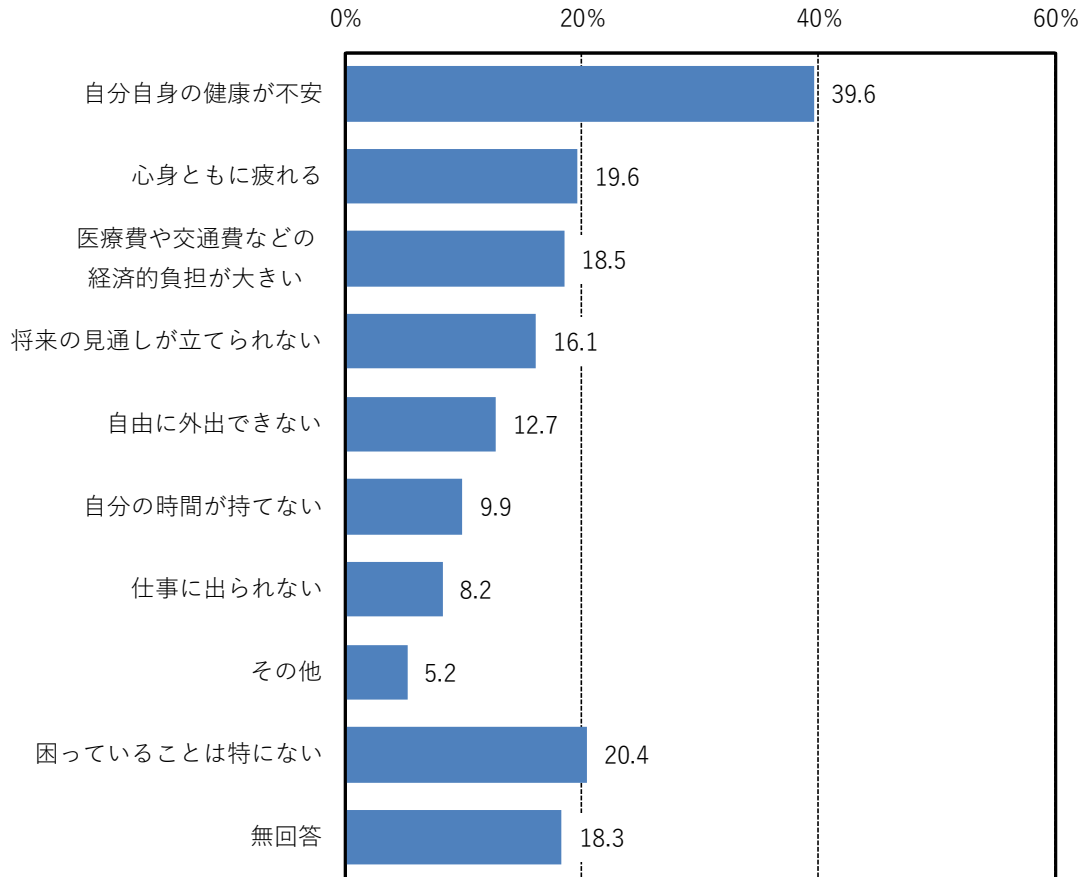
ずひょう ちいき せいかつ ひつよう しえん しょう しゃ  
 図表 23 地域で生活するために必要な支援(障がい者)



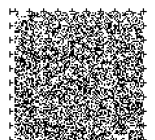


介助者の困っていることをたずねたところ、「心身ともに疲れる」(19.6%)、「自由に外出できない」(12.7%)、「自分の時間が持てない」(9.9%)などの回答がありました。これらの困りごとは、介助者が「レスパイトケア」を行うことで解消できる可能性もあることから、レスパイト先を充実させる必要があります。(図表24参照)

図表 24 介助者の困っていること(障がい者)



計：465人

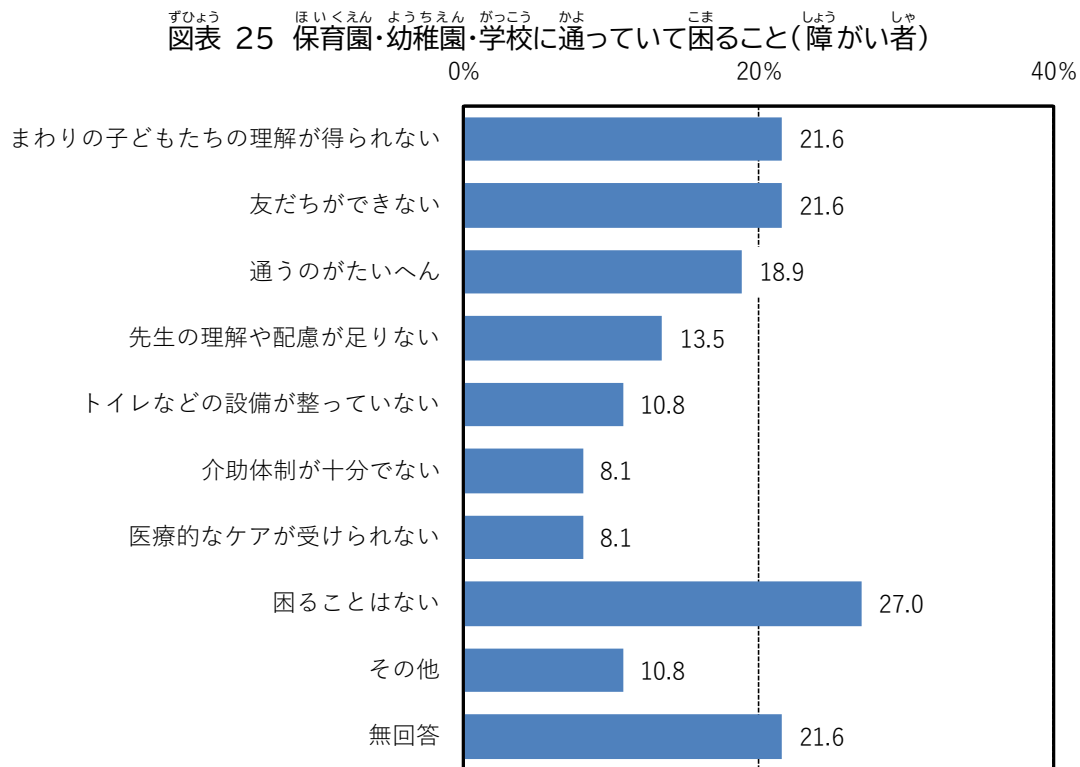


### 3. 教育・育成

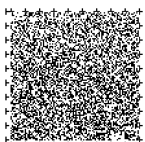
現在、通園・通学中の人に、保育園・幼稚園・学校に通っていて困ることをたずねたところ「困ることはない」と回答した人の割合が27.0%となっており、これと無回答(21.6%)を除いた51.4%の人は何らかの困っていることがあると回答しています。(図表25参照)

困ることの内容として「まわりの子どもたちの理解が得られない」、「友だちができない」(共に21.6%)と回答した人の割合が最も高くなっています。障がいや障がい者に対する理解を一層進めることで、心のバリアフリーを推進し、障がいのある子どもが障がいのない子どもたちと同様に学校生活を送ることができる体制を作っていくことが必要です。

また、「トイレなどの整備が整っていない」(10.8%)、「介助体制が十分でない」(8.1%)、「医療的なケアが受けられない」(8.1%)という回答も多数あり、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、ハード面の整備も並行して行っていく必要があります。



計：37人



## 4. 雇用・就業、経済的自立の支援

現在<sup>げんざい</sup>は働<sup>はたら</sup>いていないが、今後<sup>こんご</sup>働<sup>はたら</sup>きたいと思<sup>おも</sup>っている人<sup>ひと</sup>に、働<sup>はたら</sup>いていない理由<sup>りゆう</sup>をたずねたところ、「働<sup>はたら</sup>くためにハローワークに通<sup>かよ</sup>っているが、仕事<sup>しごと</sup>がみつからない」(全体<sup>ぜんたい</sup>13.9%)、「面接<sup>めんせつ</sup>や試験<sup>しけん</sup>を受けているが採用<sup>さいよう</sup>されない」(全体<sup>ぜんたい</sup>2.8%)といった回答<sup>かいとう</sup>がありました。(図表<sup>ずひょう</sup>26参照<sup>さんしょう</sup>)

働<sup>はたら</sup>く権利<sup>けんり</sup>はすべての人<sup>ひと</sup>に基本<sup>きほん</sup>的人権<sup>てきじんけん</sup>として認<sup>みと</sup>められており、働<sup>はたら</sup>くことを望<sup>のぞ</sup>んでい

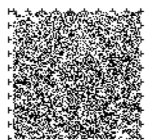
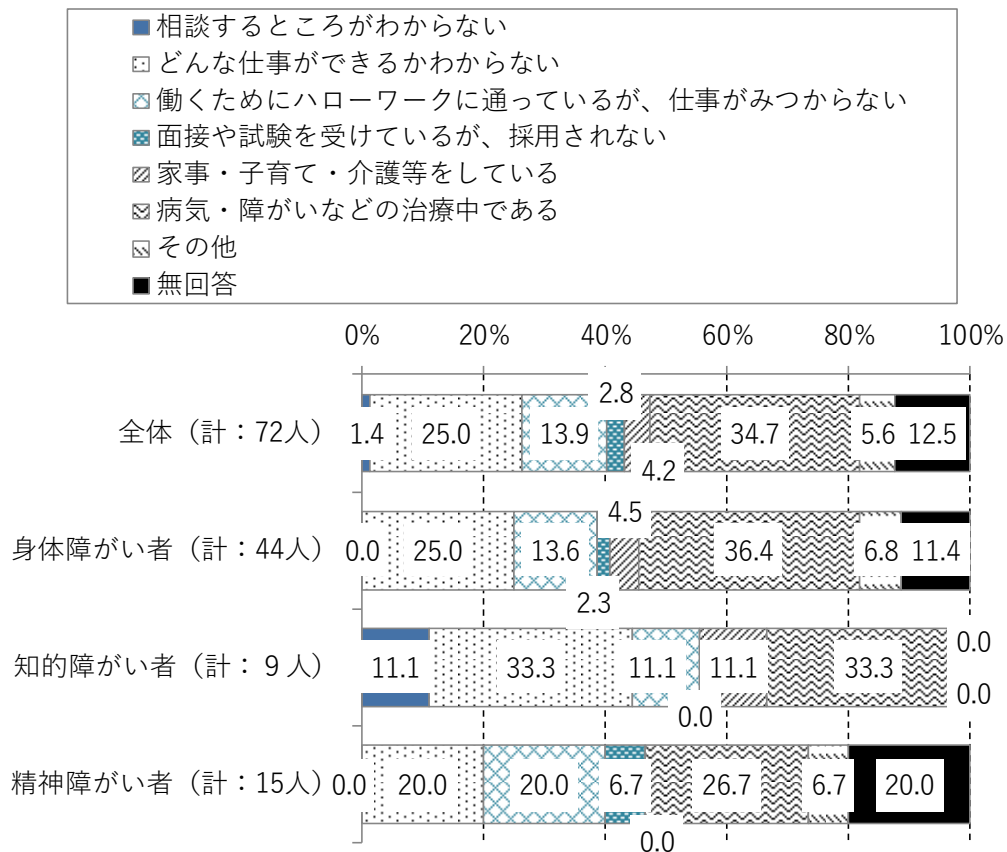
る障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃ</sup>の誰<sup>だれ</sup>もがその適<sup>てきせい</sup>性と能<sup>のうりよく</sup>力<sup>りき</sup>に応<sup>おう</sup>じた就<sup>しゅうぎよう</sup>業<sup>ぎよう</sup>の機<sup>き</sup>会<sup>かい</sup>を保障<sup>ほしょう</sup>されなければなり

ません。障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しゃ</sup>就<sup>しゅうぎよう</sup>業<sup>ぎよう</sup>・生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>セ<sup>せん</sup>ン<sup>た</sup>ーの活<sup>かつ</sup>用<sup>よう</sup>をはじめ、一<sup>いつ</sup>般<sup>ぱん</sup>雇<sup>こ</sup>用<sup>こ</sup>はもちろ

ん、福<sup>ふく</sup>祉<sup>してき</sup>的<sup>じゅうろう</sup>就<sup>しゅう</sup>労<sup>ろう</sup>を促<sup>そく</sup>進<sup>しん</sup>するな

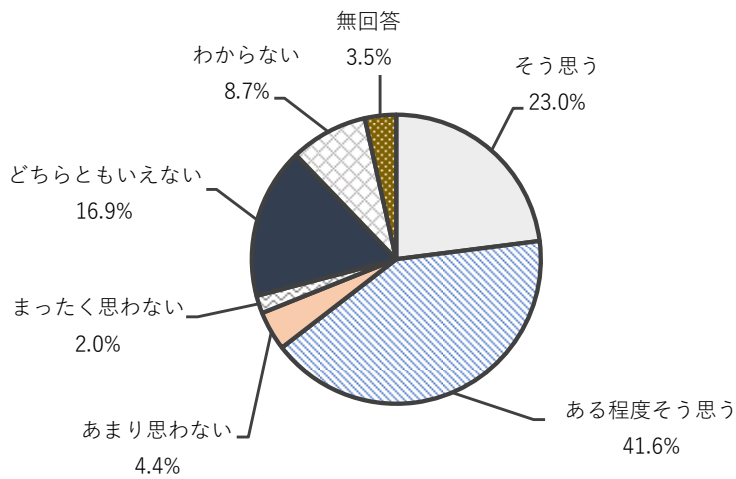
ど、障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃ</sup>の雇<sup>こ</sup>用<sup>こ</sup>機<sup>き</sup>会<sup>かい</sup>の拡<sup>かく</sup>大<sup>だい</sup>を図<sup>はか</sup>る必要<sup>ひつよう</sup>があります。

図表 26 働<sup>はたら</sup>いていない理由<sup>りゆう</sup>(障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃ</sup>)

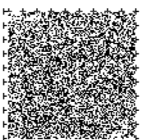


障がいのある人が職場の同僚としてもっと雇用されるべきか障がいのない市民にたずねたところ、「そう思う」、「ある程度そう思う」と回答した人が64.6%となっており、障がい者雇用に対する理解が浸透してきていることがうかがえます。一方、「まったく思わない」(2.0%)、「あまり思わない」(4.4%)、「どちらともいえない」(16.9%)と回答している人もおり、障がい者に対する理解を一層深める必要があります。(図表27参照)

図表 27 障がいのある人が職場の同僚としてもっと雇用されるべきか(障がいのない市民)



計：344人



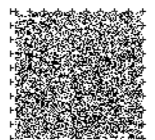
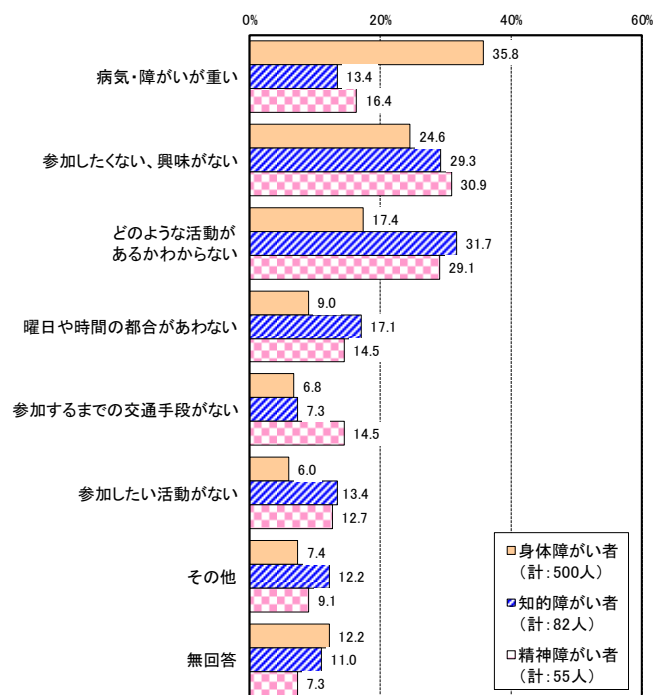
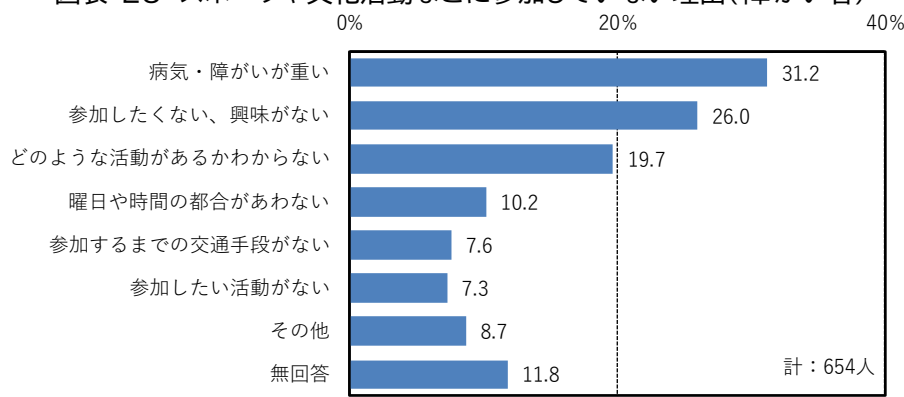
## 5. 情報・コミュニケーション

スポーツや文化活動などに参加していない理由をたずねたところ、「どのような活動があるかわからない」と回答した人の割合が19.7%ありました。

「どのような活動があるかわからない」という回答を障がい種別にみると、知的障がい者(31.7%)、精神障がい者(29.1%)の割合が、身体障がい者(17.4%)に比べ高くなっています。

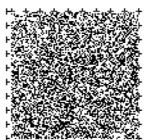
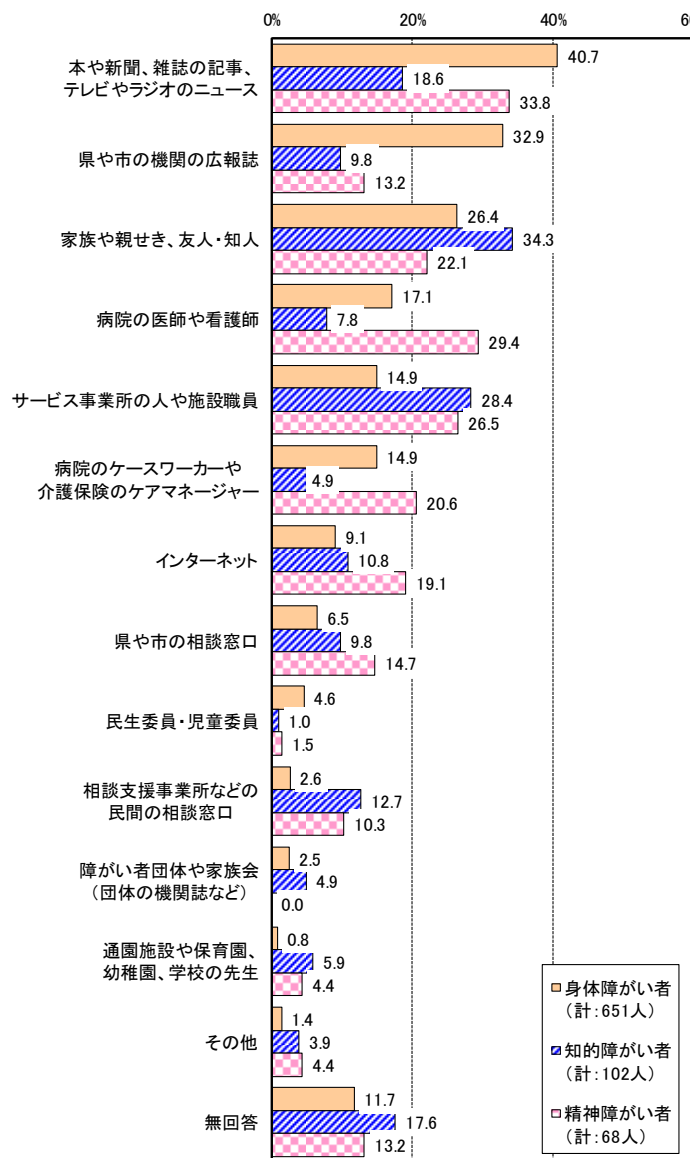
全ての障がい者が平等に情報を得ることができるよう、障がいに応じた情報提供を行う必要があります。(図表28参照)

図表 28 スポーツや文化活動などに参加していない理由(障がい者)



図表29を見ると知的障がい者は「家族や親せき、友人・知人」(34.3%)や「サービス事業所の人や施設職員」(28.4%)といった回答の割合が他の障がい種別より高いことから、「人」から情報を得る機会が多いことがわかります。また、身体障がい者は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(40.7%)や「県や市の機関の広報誌」(32.9%)といった回答の割合が他の障がい種別より高いことから、「もの」から情報を得る機会が多いことがわかります。更には、精神障がい者は「インターネット」と回答した割合が他の障がい種別より高いことなどから、障がい種別によって情報の入手方法に特徴があることがわかります。

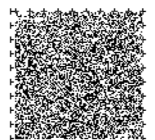
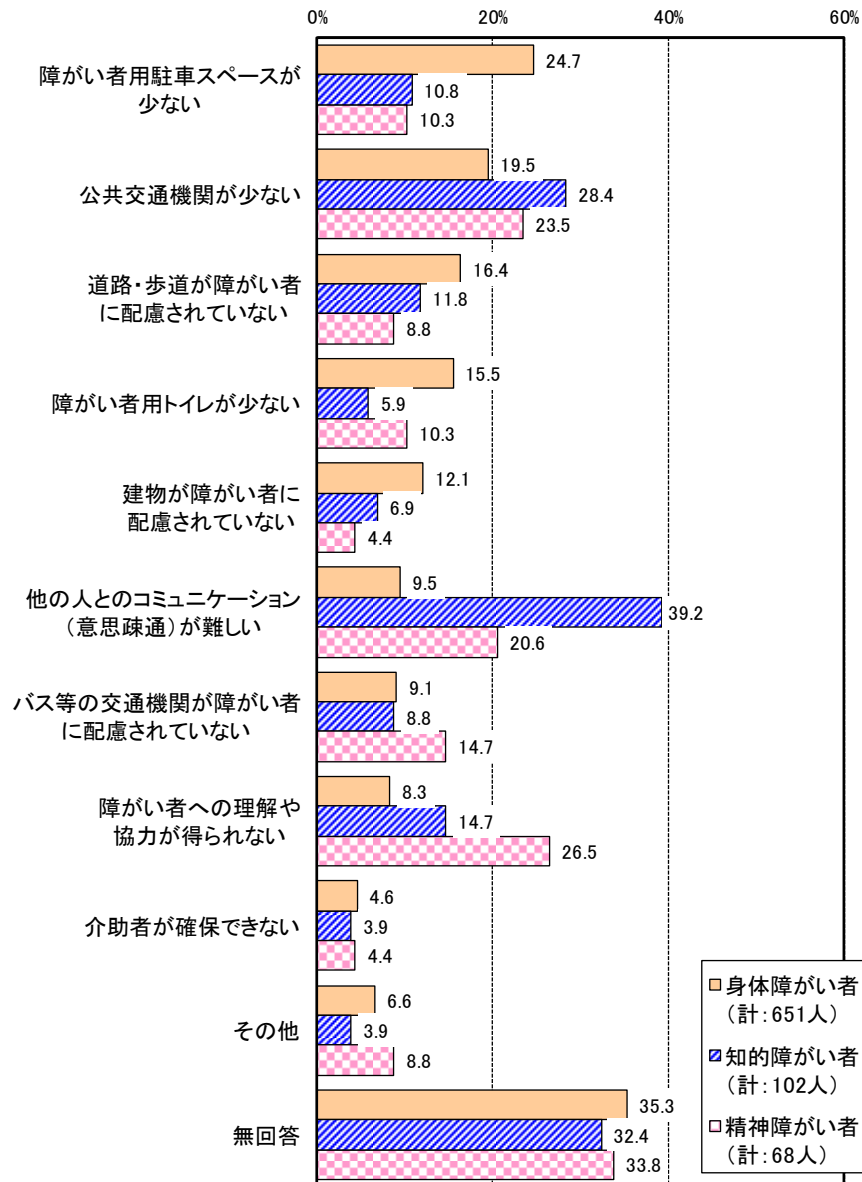
図表 29 障がいのことや福祉サービスなどの情報の入手方法(障がい者)



## 6. 生活・環境

図表30を見ると、障がい者が外出時にさまざまな障壁により不便を感じていることがわかります。障がい者が快適に外出することが出来るよう、公共施設や道路等のバリアフリー化を進める必要があります。

図表 30 外出する時に不便を感じること(障がい者)

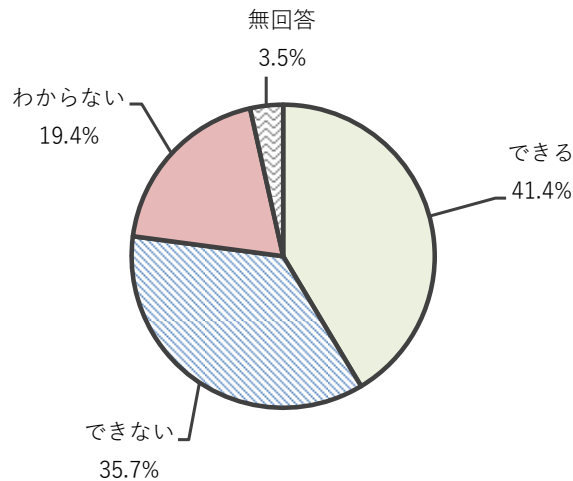


障がい者に災害時にひとりで避難ができるかとたずねたところ、「できない」、「わからない」と回答した人の割合が 55.1%となっています。(図表31参照) また、災害時に困ることや不安なことをたずねたところ、「安全なところまで、迅速に避難できない」(33.9%)という回答がありました。(図表32参照)

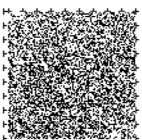
一方、災害が起きた時のために事前に準備をしているかをたずねると、「準備していない」と回答した人の割合は 68.5%となっており、多くの障がい者が不安を募らせながらも、具体的な行動に至ってはいないことがわかります。(図表33参照)

自助努力の必要性も周知し、地域社会全体で防災対策を検討し充実を図ることが必要となります。

図表 31 災害時にひとりで避難できるか(障がい者)

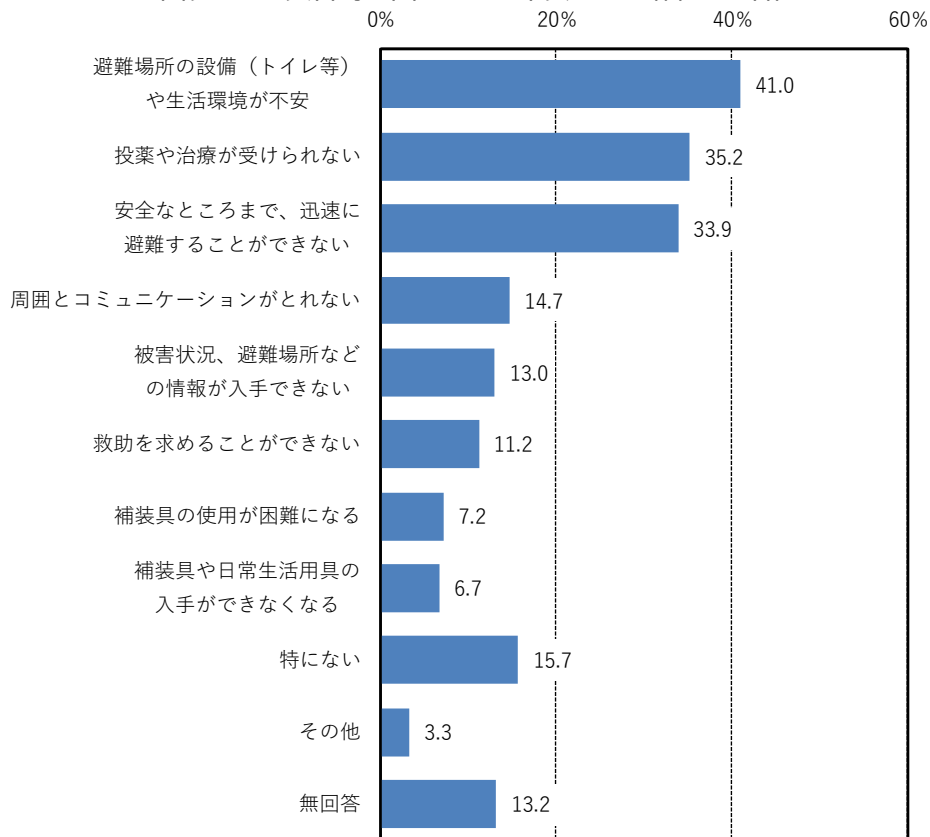


計：846人



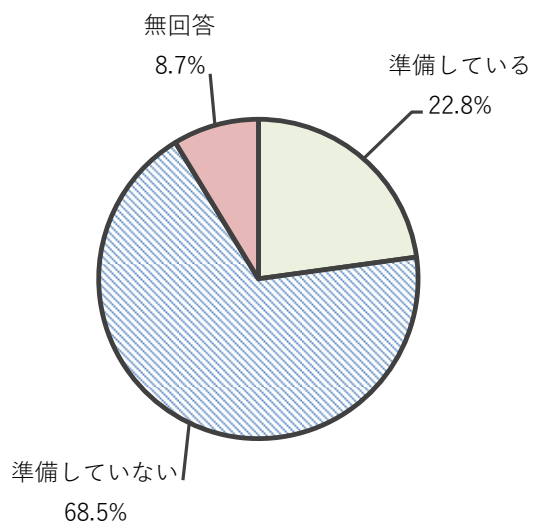


図表 32 災害時に困ることや不安なこと(障がい者)

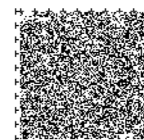


計：846人

図表 33 災害が起きた時のために事前に準備をしているか(障がい者)



計：846人

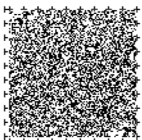
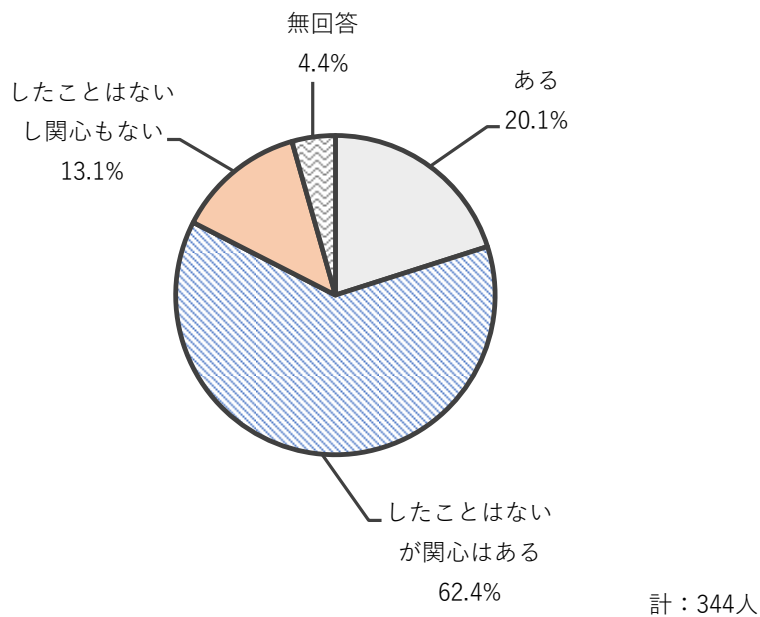


## 7. 福祉を支える人づくり

障がいのない市民のボランティア活動の経験の有無をたずねたところ、「ある」と回答した人の割合は20.1%に留まったものの、「したことはないが関心はある」と回答した人の割合は62.4%にのぼっています。(図表34参照)

ボランティアに関心が高まっている今、協働による地域課題解決のための取組の意義や必要性について市民の関心を高め、社会資源を有効に活用し、地域の中で課題を解決していく風土を育てていく必要があります。

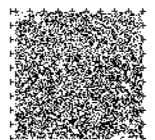
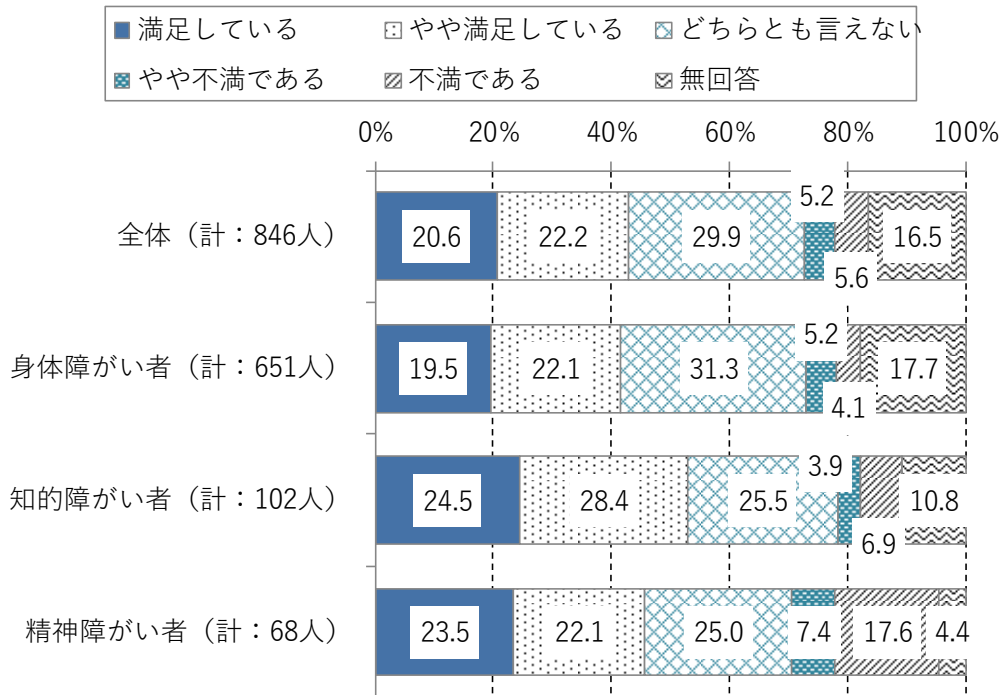
図表 34 ボランティア活動の経験の有無(障がいのない市民)



## 8. 行政サービス等における配慮

現在提供されている障がい福祉サービスの満足度をたずねたところ、「不満である」、「やや不満である」と回答した人の割合は10.8%となっています。一方、「満足している」、「やや満足している」と回答した人の割合は全体の42.8%となっており、「満足している」「やや満足している」と回答した人が「不満である」、「やや不満である」と回答した人を32.0ポイント上回っています。(図表35参照)しかし、自由回答を見ると、「高崎、山田のセンターに電話した所、すごい態度で相談にもってもらえませんでした。もう少し理解のある人を置いてほしい。(精神障がい者 男性 65歳以上)」といった声もあり、現状に満足せず、障がい者のQOL向上に向け、一層の尽力が必要です。

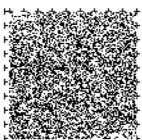
図表 35 現在提供されている障がい福祉サービスの満足度(障がい者)



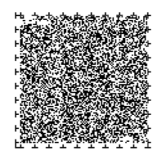
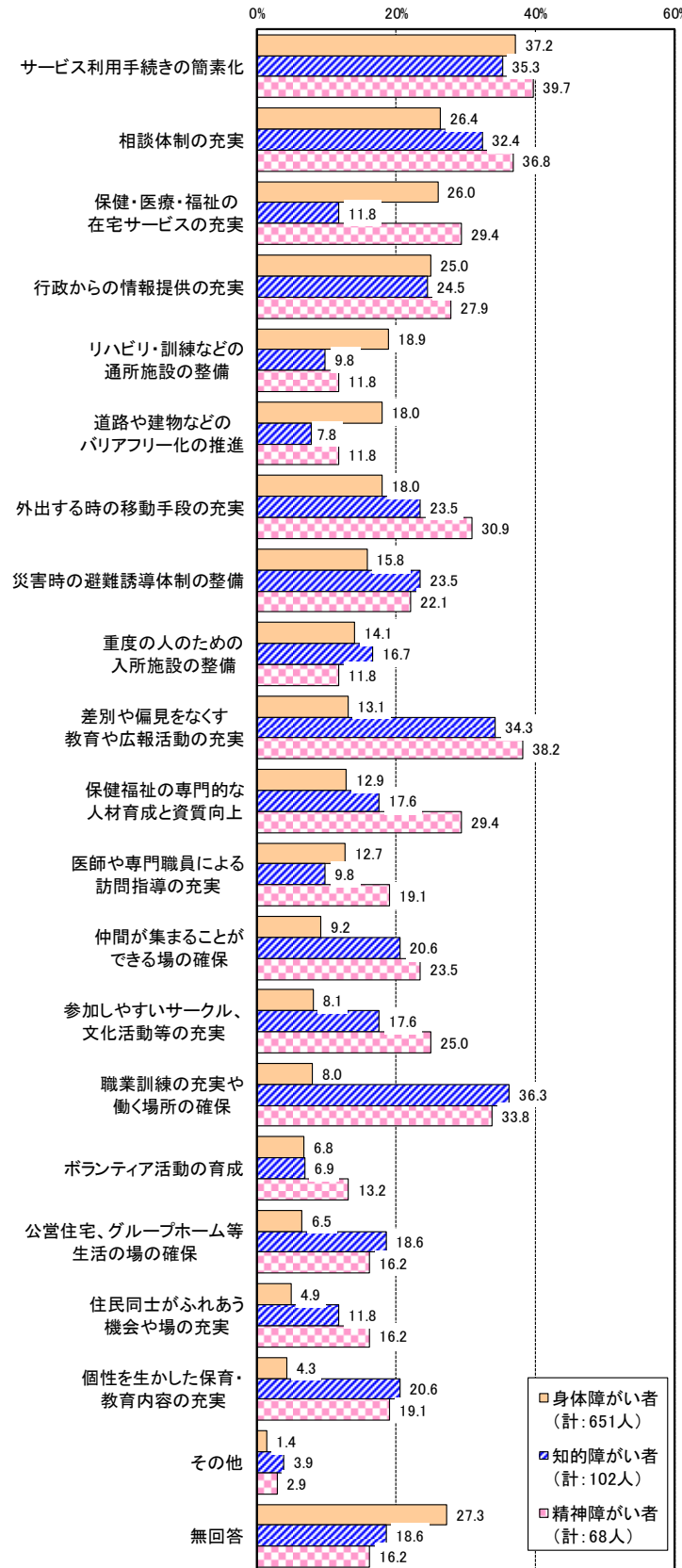
障がい者にとって暮らしよいまちづくりに必要と思うことをたずねたところ、障がい種別に見ると、身体障がい者は「サービス利用手続きの簡素化」と回答した人の割合が最も高く37.2%となっています。次いで「相談体制の充実」(26.4%)、「保健・医療・福祉の在宅サービスの充実」(26.0%)と続いています。

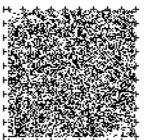
知的障がい者は「職業訓練の充実や働く場所の確保」と回答した人の割合が最も高く36.3%となっています。次いで、「サービス利用手続きの簡素化」(35.3%)、「差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実」(34.3%)と続いています。

精神障がい者は「サービス利用手続きの簡素化」と回答した人の割合が最も高く39.7%となっています。次いで、「差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実」(38.2%)、「相談体制の充実」(36.8%)と続いています。(図表36参照)

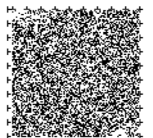


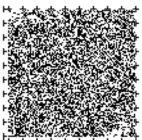
図表 36 障がい者にとって暮らしよいまちづくりに、必要と思うこと(障がい者)





だい ぶ かくろん  
第2部 各論







# 第1章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

## 1. 啓発・広報

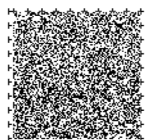
### (1) 障がい者理由とする差別の解消の推進

#### [現状と課題]

障がいのある人もない人と同じく、それぞれが、かけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。

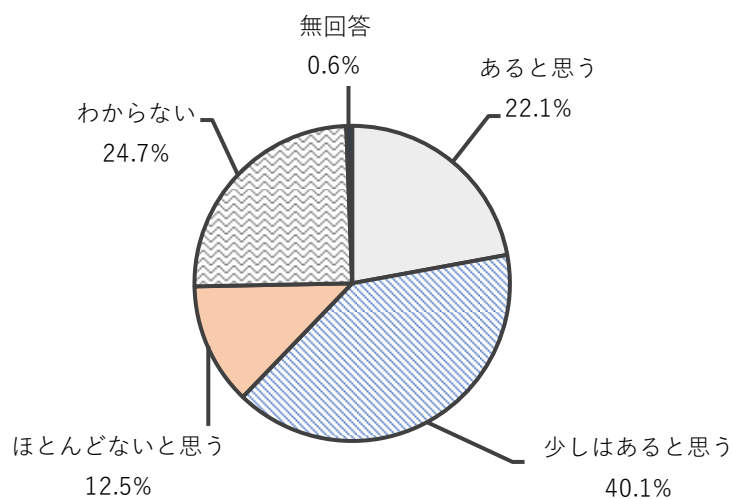
しかし、アンケート調査結果によると、市民の62.2%が本市において障がいを理由とする差別や偏見があると感じていることがわかります。また、障がい者の32.8%が、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたりした経験があると回答しています。特に、知的障がい者(53.9%)、精神障がい者(55.9%)は過半数が差別等の経験を有しており、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言い難い現実があることも事実です。

ヒアリングの結果、「子どものころから障がいに対して啓発をすすめることで理解につながっていくのではないか」「障がいのある人、ない人が交流することで障がいのことを知ってもらう良い機会になるのではないか」などといった声もありました。障がいや障がい者について、啓発・広報を一層進めることで理解を促進していく必要があると言えます。



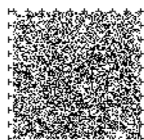
本計画の基本理念である「ゆたかな心が育つまち」の実現には、市民が障がいや障がい者に対する正しい理解のもと、障がいを理由とした差別がないまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進める必要があります。

図表 37 都城市で障がいを理由とする差別や偏見があると思うか

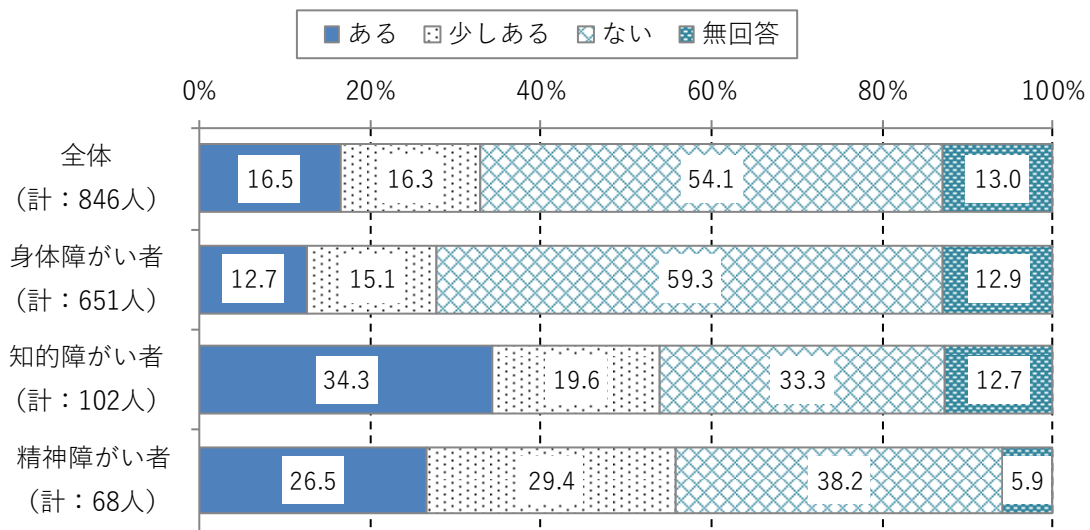


計：344人

出典：アンケート調査結果(障がいのない市民)



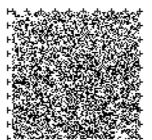
図表 38 障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたりした経験があるか



出典: アンケート調査結果(障がい者)

### [今後の取組]

- 障害者差別解消法（平成28年4月施行）に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、相談体制の整備に取り組みとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組めます。
- 改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者と健常者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者の有する能力が有効に発揮できるための取組を促進します。
- 「障がい者週間（12月3日～12月9日）」及び「障がい者雇用支援月間（9月）」の周知に努め、障がい者に対する理解の促進を図ります。



## (2) 障がい者虐待の防止

### [現状と課題]

平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、本市においても「都城市障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター」を設置しています。

関係者へのヒアリングからは、「緊急一時保護で入ってくるのは虐待がほとんど」という声も聞かれ、本市においても障がい者に対する虐待の深刻さがうかがえます。

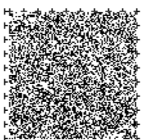
今後も、家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。また、虐待の種類についても、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待とさまざまあり、認識がないまま虐待を行っていることも考えられます。市民一人ひとりが認識を深め、決して虐待者にならないよう努めなければなりません。

### 図表 39 都城市障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター

|                           |                              |
|---------------------------|------------------------------|
| 都城市障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター | 都城市松元町4-17<br>都城市総合社会福祉センター内 |
|---------------------------|------------------------------|

[平日] 0986-26-0294 8:30~17:15

[平日時間外・土日祝] 080-8394-0326



## こんご とりくみ [今後の取組]

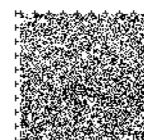
- 障がい者虐待防止に関する内容や相談窓口である都城市障がい者（児）  
基幹相談支援センターの周知・啓発に努めるとともに、相談支援事業所、サ  
ービス提供事業所、警察、医療機関、地域等との連携を図り、さらに虐待  
防止に努めます。
- 障がいのある児童及び高齢者に対する虐待については、関係部署と連携し、  
早期かつ適切な対応に努めます。

## じんけん けんり ようご し く (3) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり

### げんじょう かだい [現状と課題]

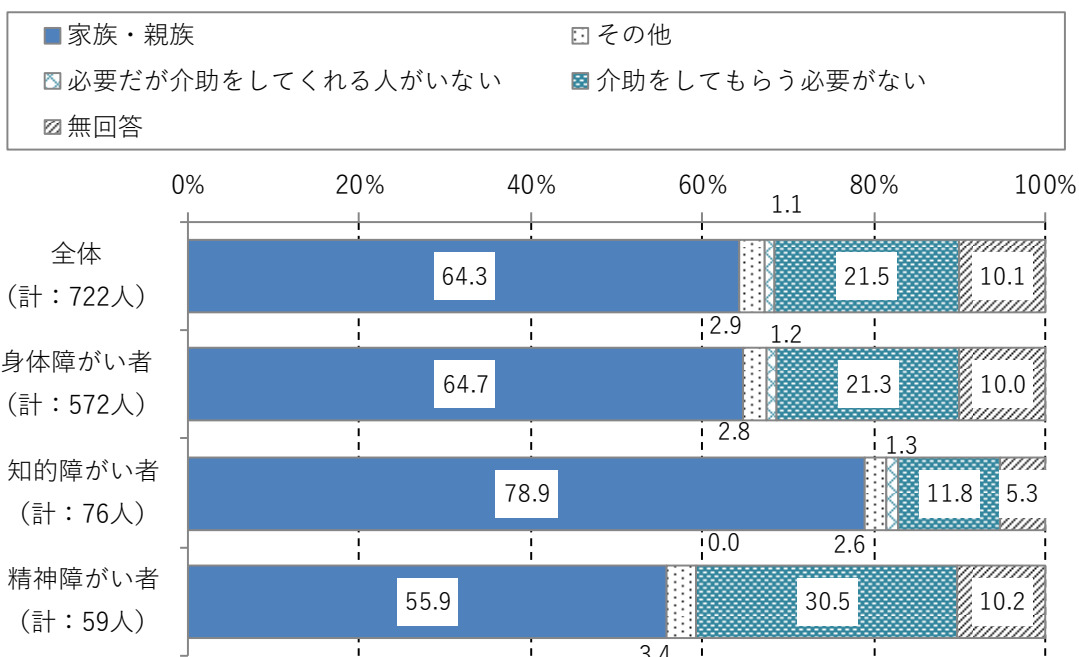
判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者や  
精神障がい者は、財産管理や生活するうえで、権利侵害を受けることもあるため、  
これらの障がい者の権利や財産などを守る取組が必要です。障がい者等の  
財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」  
がありますが、それらを必要とする人達への周知が十分ではない状況にあり  
ます。

アンケート結果を見ると、知的障がい者の78.9%、精神障がい者の55.9%  
が家族や親族に介助されており、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び  
財産管理支援が必要となる場合があります。関係者へのヒアリングからも、  
「入院患者の高齢化が進んでおり、成年後見制度のニーズは多くある」との声も  
ありました。

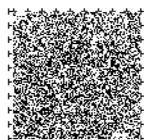


今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、制度利用のための支援を行うことで、より利用しやすくすることも検討していく必要があるといえます。

図表 40 「単身」または「家族と暮らしている」と回答した人の主な介助者

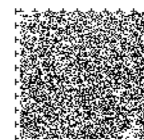


出典：アンケート調査結果(障がい者)



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- しょう がいのある人の人権・権利擁護を推進するため、かんけいきかん だんたい れんけい  
ながら、そうだんたいせい じゅうじつ はか  
適切なサービスを利用することが困難な しょう がいのある人に対して、サービス  
てきせつ せんたく りよう にちじょうてき きんせんかんりなど しえん  
の適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、かんけいきかん れんけい  
して「にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう ぶきゅうけいはつ りようそくしん はか  
日常生活自立支援事業」の普及啓発と利用促進を図ります。
- じんけん けんりようご たい しみん りかい ふか しょうえんかい こうぎ じっし  
人権・権利擁護に対する市民の理解を深めるための講演会や講座などを実施  
します。
- ひつよう ひと ひつよう せいねんこうけんせいど にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう りよう  
必要な人が必要なときに成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用でき  
るよう、せいど しゅうち けいはつ つと しょう しゃ こえ けんり そんちよう  
制度の周知、啓発に努めます。また、しょう がい者の声や権利を尊重  
できるよう、せいどりよう しえんたいせい せいび  
制度利用のための支援体制を整備します。
- せいねんこうけんせいど りようじょうきょうおよ しょう しゃ ふ かんけいきかん れんけい  
成年後見制度の利用状況及びしょう がい者のニーズを踏まえ、かんけいきかん れんけい  
し、しみんこうけんにいん ようせい こうけんにいん かくほ とりくみ すす  
市民後見人の養成など、後見人を確保するための取組を進めます。



(4) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

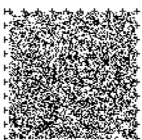
- ◆ 虐待を受けたら警察、市役所、基幹相談支援センター等に相談しましょう。
- ◆ 自分の権利や財産を守ることについて不安なことがあれば、市役所の窓口で相談してみましょう。
- ◆ 養護者として、障がい者との生活の中で困ったことや不安に思うことがあれば、基幹相談支援センターに相談しましょう。

② 地域として

- ◆ 障がいや障がい者に対する偏見を取り払い、理解するように努めましょう。
- ◆ 全ての人の人格と個性を尊重しましょう。
- ◆ 虐待を見かけたら警察、市役所、基幹相談支援センター等に相談しましょう。

(5) 数値目標

| 目標                                | 現状値<br>(令和元年度) | 目標値<br>(令和5年度) |
|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 市全体で障がい者(児)への理解が深まっていると感じた障がい者の割合 | 23.5%          | 40.0%          |





## 2. 生活支援

### (1) 相談支援体制の充実

#### [現状と課題]

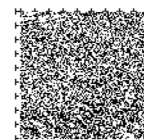
アンケート調査結果からは、本市の障がい者の70.1%は何らかの困りごとや不安を抱えながら生活していることが分かります。困りごとや不安の内訳を見ると身体、老後、生活費に関わる悩みや不安が多いものの、他にも、就職や進学、結婚等々、非常に多岐にわたる項目が挙がっています。

ヒアリングからも、「親も子どもも障がいのある家庭があり、経済的に困窮している」「親が亡くなったり介助出来なくなったりすることにより突然追いつめられる人がいる」など、多くの悩みごとや不安の声を聞くことができました。

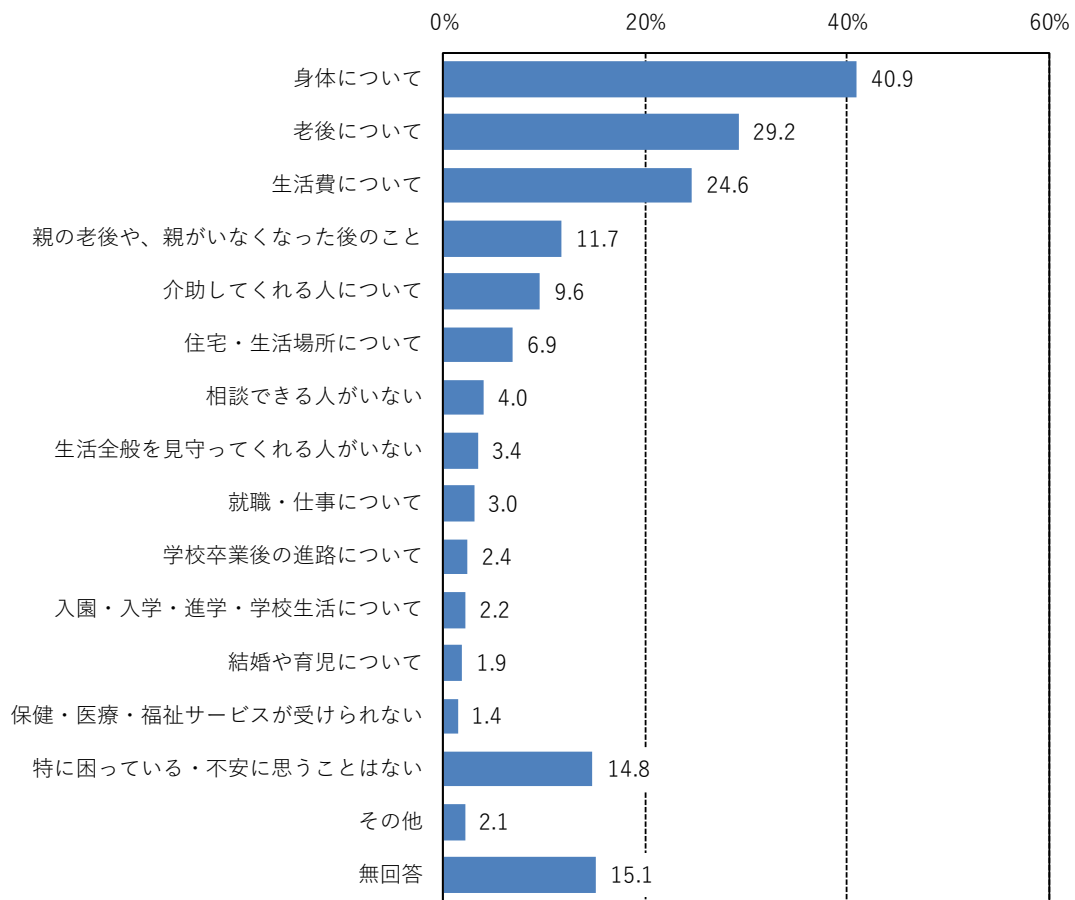
障がい者の持つ悩みや不安は、その障がい者の障がいの部位や障がいの程度、社会状況、年齢など、様々な要因によって一人ひとり異なっています。従って、既存のサービスに障がい者をあてはめるという考えではなく、まずその障がい者に寄り添い必要なニーズをくみ取ることが大切です。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える課題を気軽に相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、これらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

本市では、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、「都城市障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター」を設置しています。障がい者からの相談を発端に多様な関係機関が連携し障がい者個々のケースから地域全体の課題まで幅広く問題解決に取り組めるよう、相談支援を中心としたネットワークの構築が期待されています。



図表 41 現在の生活で困っていることや不安に思っていること



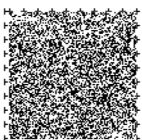
計：846人

出典：アンケート調査結果(障がい者)

図表 42 都城市障がい者(児)基幹相談支援・虐待防止センター

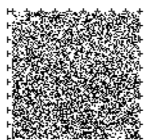
|  |  |
|--|--|
| みやこのじょうししょう<br>都城市障がい者(児)基幹相談<br>支援・虐待防止センター | きかんそうだん<br>都城市松元町4-17<br>みやこのじょうしそごうしゃかいふくし<br>都城市総合社会福祉センター1階 |
|--|--|

[電話] 0986-26-0294 / 0986-26-0333



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- 障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。
- 相談・助言を的確に行うことができるよう、市や事業所職員の資質向上に努めます。
- 地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを活用し、相談支援機能の強化を図ります。
- 障がい者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援の実現を目指します。
- 地域における相談支援の中立・公平性を確保し、サービス利用に係る困難事例への対応などについての協議・調整等を円滑に行うため、都城市障害者自立支援協議会の運営を活性化し、地域の関係機関による連携とネットワークの強化を図ります。



## (2) 在宅サービス等の充実及び質の向上

### [現状と課題]

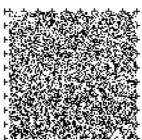
障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある方も安心して暮らせるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。

また、障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がい者については、介護を受けながら日中を過ごす場所をなおいっそう増やしていくことが必要です。

さらに、地域で生活するためにさまざまな訓練が必要な方のための自立訓練、就労を希望する障がい者が働くことのできる環境を築くための就労移行支援や就労継続支援の充実が必要です。

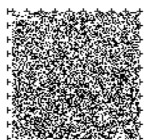
また、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。精神障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院後のさまざまなトラブルへの対応、不規則な時間帯や夜間の不安に対応するための電話サポートなど、在宅生活をトータルに支える仕組みのさらなる充実が必要です。

加えて、地域移行の受け皿となるグループホームへの入居ニーズは高く、今後とも継続して地域移行の進捗に合わせた計画的な整備が求められます。整備にあたっては障がい特性への配慮も必要になってきています。



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- 障がいのある人が、必要などきに必要なサービスを適切に受けることができるよう、相談支援事業所と連携を図りながら、サービス等利用計画の質の向上に努めます。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るための基盤となるグループホームについて、サービス提供事業者と連携を図りながら新設・増設を促します。
- 障がいのある人の地域移行を推進するため、地域生活を支える居宅介護等の訪問系サービスの質・量的充実を図ります。
- 行動援護、同行援護、移動支援など障がいのある人の移動に関するサービスについては、社会参加の機会の確保の観点から、一層の充実に努めます。
- 市内のどこで暮らしていても、身近な場所で生活介護・就労支援等のサービスが受けられるよう、事業者と連携し事業所の整備を促します。
- 介護保険サービスへの移行に際しては、障がいのある人が必要とするサービスが途切れることなく提供されるように、関係部署と連携を図ります。
- 障がい福祉サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図るため、随時サービス提供事業者等に対し各種法令や通知等について周知し、適切なサービスの提供を行うよう指導します。
- 利用者のニーズを的確に捉え、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保に努めます。



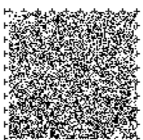
### (3) 障がい児支援の充実

#### [現状と課題]

乳幼児健診は、障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者の不安解消の機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、気になることがあれば早めに気軽に相談してもらえよう、引き続き周知、啓発を推進する必要があります。本市では、都城市子ども発達センターにおいて、診断に基づき就学に向けた助言や指導を行うことで保護者の不安や悩みの解消に努めています。

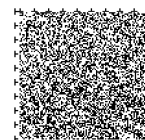
学齢期においては、その子にとって最良の教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。ヒアリングでは、「最初に相談した経験が小学校に上がった後の先生との関係性に影響をおよぼす」などの声があり、最初に受けた相談に対する対応の大切さがうかがえます。早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導を充実していくことが必要です。

ヒアリングでは、「土曜日、日曜日の一時預かり、ショートステイの受け皿が少なく利用できない」との声がありました。週末には他の兄弟の行事等があることから、平日同様、受け皿の確保が大切であることが分かります。このように、障がい児の家族の状況やライフサイクルを見据えた、切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- にちじょうせいかつしゅうかん しゅうとく しゅうだんせいかつ てきおう ごんなん こ みぢか ぼしょ  
日常生活習慣の習得や集団生活への適応が困難な子どもが、身近な場所  
てきせつ りょういく う かんけいきかん じぎょうしゃ れんけい はか  
で適切な療育が受けられるように、関係機関や事業者と連携を図り、  
じどうつうしょしえんじぎょう じゅうじつ ちいき とく たか ほうかごとう  
児童通所支援事業の充実や地域で特にニーズの高い放課後等デイサービス  
じぎょう かくじゅう うなが  
事業の拡充を促します。
- しょう じ しえん じぎょう せいど じぎょうしょおよ そろだんしえんとう しゅうち りょう  
障がい児を支援する事業・制度、事業所及び相談支援等について周知し、利用  
そくしん はか  
の促進を図ります。
- すべ こ りょうじつ せいいくかんきょう ほしやう こ こそだ しえんせいど  
全ての子どもに良質な成育環境を保障するという子ども・子育て支援制度  
しゅし ふ ほいくしょ にんてい えん ようちえん しょう また はったつしょう  
の趣旨を踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園において、障がい又は発達障  
にゅうようじ う い しょう じ けんじょうじども おも も  
がいのある乳幼児を受け入れることで、障がい児・健常児共に思いやりを持  
そうごりかい ふか しんしん はったつ うなが つと  
つことや相互理解を深めることなど、心身の発達を促すように努めます。
- しょう にゅうようじとう う い ほいくしょ にんてい えんとう たい  
障がいのある乳幼児等を受け入れている保育所、認定こども園等に対する  
ほじょ おこな う い しせつ かくじゅう はか  
補助を行い、受け入れ施設の拡充を図ります。
- おお ほいくしょ にんてい えん ようちえん しょう じとう う い かのう  
多くの保育所、認定こども園、幼稚園で障がい児等の受け入れが可能となる  
しょくいん ししつこうじやう ほいくないやう じゅうじつ つと  
よう、職員の資質向上と保育内容の充実に努めます。
- しょう じつうしょしえんじぎょうしょ れんけい ほいくしょ にんてい えん ようちえん  
障がい児通所支援事業所と連携し、保育所、認定こども園、幼稚園、  
しょうちゅうがっこう しょういんとう たい しょう とくせい りかい しどうほうほう しなん  
小中学校の職員等に対する障がい特性の理解と指導方法を指南すること  
くわ いりょうきかん どう たいしょう こうしゅうかい じっし ちいき  
に加え、医療機関のスタッフ等を対象とした講習会を実施するなど、地域  
しょう じしえん たずさ じんざい いくせい つと  
で障がい児支援に携わる人材の育成に努めます。



## (4) 医療的ケア児に対する支援

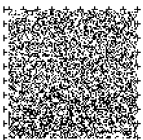
### [現状と課題]

医学の進歩により救える命が増えました。一方で、新生児特定集中治療室(NICU・GCU)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児が急増しています。

ヒアリングからは、「短期入所施設に行くための送迎支援がほしい」「小学校高学年になると障がい児の体も大きくなりお風呂に入れるのも母親1人では困難だ」「学校に訪問看護を派遣できると便利」といったさまざまな支援を必要とする声があがりました。このように、医療的ケアの必要な子どもたちやその家族に対しては、医療、福祉、教育等の幅広い分野における支援が必要となります。

本市でも、インクルーシブ教育システム構築が進められていますが、医療的ケアに対応できる人員が不足し安全を確保できないことを理由に、保育園や幼稚園、学校等の通園・通学に関し、希望する施設・機関に受け入れてもらいにくいのが現状です。また、預け先がないことから、24時間365日、家族が常に一緒に過ごすことになり、医療的ケア児を持つ家族の身体的、精神的な負担が大きな課題となっています。

医療的ケア児が望む環境で生活できるよう、教育機関等だけではなく、障がい福祉サービス事業所、医療機関など地域の関係機関が課題を共有し、協力する体制づくりの構築が必要となります。





こんご とりくみ  
[今後の取組]

- ▶ 在宅で生活する医療的ケア児のために、ショートステイ（短期入所）をはじめとした在宅サービスの充実や、サービス提供従事者と連携を図り、サービスの質の向上を促します。
- ▶ 医療、福祉、子育て支援、保健、教育等の多岐にわたる分野と連携し、医療的ケア児やその家族が地域で安心して生活を営むことができる体制づくりに努めます。

かいごしや さき じゅうじつ  
(5) 介護者のレスパイト先の充実

げんじょう かだい  
[現状と課題]

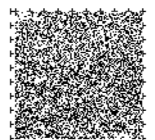
アンケート調査の結果から、障がい者の介助者の中に、障がいの種別や重さに関係なく「心身ともに疲れる」「自分の時間が持てない」「自由に外出できない」という困りごとを抱えながら介助を行っている人がいることが分かります。

ずひょう かいじょしや こま  
図表 43 介助者の困っていること

(単位:%)

|                    |     | 自分自身の健康が不安 | 仕事に出られない | 心身ともに疲れる | 医療費や交通費などの経済的負担が大きい | 自分の時間が持てない | 自由に外出できない | 将来の見通しが立てられない | その他  | 困っていることは特にない | 無回答  |
|--------------------|-----|------------|----------|----------|---------------------|------------|-----------|---------------|------|--------------|------|
| 全体                 |     | 39.6       | 8.2      | 19.6     | 18.5                | 9.9        | 12.7      | 16.1          | 5.2  | 20.4         | 18.3 |
| 身体障がい者<br>(計:370人) | 重度  | 47.4       | 11.5     | 26.6     | 19.3                | 15.6       | 16.1      | 16.1          | 4.7  | 23.4         | 12.5 |
|                    | 中度  | 31.1       | 3.4      | 9.5      | 16.9                | 4.7        | 6.1       | 10.1          | 3.4  | 20.9         | 27.0 |
|                    | 軽度  | 43.3       | 3.3      | 26.7     | 6.7                 | 6.7        | 13.3      | 16.7          | 3.3  | 10.0         | 23.3 |
| 知的障がい者<br>(計:60人)  | A   | 55.6       | 5.6      | 33.3     | 11.1                | 11.1       | 16.7      | 16.7          | 5.6  | 16.7         | 11.1 |
|                    | B-1 | 30.0       | 20.0     | 10.0     | 20.0                | 5.0        | 10.0      | 35.0          | 0.0  | 15.0         | 15.0 |
|                    | B-2 | 27.3       | 13.6     | 9.1      | 4.5                 | 13.6       | 9.1       | 18.2          | 13.6 | 22.7         | 22.7 |
| 精神障がい者<br>(計:33人)  | 1級  | 66.7       | 0.0      | 66.7     | 16.7                | 33.3       | 0.0       | 33.3          | 0.0  | 0.0          | 0.0  |
|                    | 2級  | 38.9       | 11.1     | 22.2     | 38.9                | 5.6        | 11.1      | 27.8          | 11.1 | 22.2         | 5.6  |
|                    | 3級  | 55.6       | 11.1     | 55.6     | 66.7                | 11.1       | 33.3      | 44.4          | 0.0  | 11.1         | 0.0  |

しゅつてん ちょうさけつこ しょう しゃ  
出典:アンケート調査結果(障がい者)



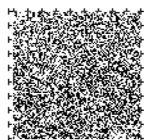
しょう しゃ かいじょしゃ ひとり にんげん ひろう ちくせき じぶん  
障がい者のみならず、介助者も1人の人間であり、疲労も蓄積しますし、自分  
じゆう じかん も おも とうぜん さき ひつよう おう かつよう  
の自由な時間も持ちたいと思うのも当然です。レスパイト先を必要に応じて活用  
することで、しょう しゃ かいじょしゃ しんしん けんこう じょうたい せいかつ たいせつ  
障がい者も介助者も心身ともに健康な状態で生活することが大切  
です。しかし、レスパイトのために、しょう しゃ かいご たしゃ いらい  
障がい者の介護を他者へ依頼することに  
ていこう かん かいじょしゃ ひつようせい しゃかいぜんたい ひろ  
抵抗を感じてしまう介助者もいるため、レスパイトの必要性を社会全体に広めて  
いくことがじゅうよう  
重要となります。

しょう しゃ じしん ふだん ちが かんきょう お ふあん しょう  
また、障がい者自身も普段と違う環境に置かれることにより不安を生じや  
すくなることから、ちゅうい ひつよう にちじょうせいかつ なか かぞく しょう しゃ  
注意が必要となります。日常生活の中で、家族と障がい者  
はな あ たが りかい ふか じゅうよう  
でしっかり話し合い、お互いの理解を深めることが重要です。

かいじょしゃ しょう しゃほんにん か ど かん  
介助者や障がい者本人が過度のストレスを感じることなくレスパイトサービ  
りよう かんきょう せいび おこな ひつよう  
スを利用できるような環境の整備を行っていく必要があります。

#### こんご とりくみ [今後の取組]

- ▶ しょう じしえん かぞくしえん じゅうよう  
障がい児支援においては、家族支援が重要となるため、レスパイトできる  
にちゅういちじしえん じゅうじつ ていきょうじぎょうしゃ れんけい ほか  
よう日中一時支援の充実についてサービス提供事業者と連携を図ります。
- ▶ ひつようせい しみん りかい ひつよう かいじょしゃ りよう  
レスパイトケアの必要性を市民が理解し、必要なときに介助者が利用しやす  
こうほう けいはつかつどう すす  
くなるよう、広報・啓発活動を進めます。



(6) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ さまざまな人に相談を持ち掛けてみましょう。
- ◆ 障がい者の家族は地域の人たちに家族のことを知ってもらいましょう。
- ◆ 乳幼児健診に必ず行きましょう。

② 地域として

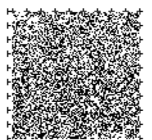
- ◆ お互いに声をかけあい、地域力の向上に努めましょう。
- ◆ 障がい者やその家族から相談を持ちかけられたら、相手の気持ちに立って助言や関係機関の紹介、同行相談など、自分の出来る範囲で親身に対応しましょう。

(7) 数値目標

| 目標                               | 現状値<br>令和元年度  | 目標値<br>令和5年度 |
|----------------------------------|---------------|--------------|
| 現在提供されている障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合 | 42.8%         | 55.0%        |
| 福祉施設から一般就労への移行者数<br>(再掲) ※       | 28人<br>平成28年度 | 34人<br>令和2年度 |

※ 第5期都城市障がい福祉計画(平成30年3月策定)の目標を記載しており、当該

計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。



### 3. 教育・育成

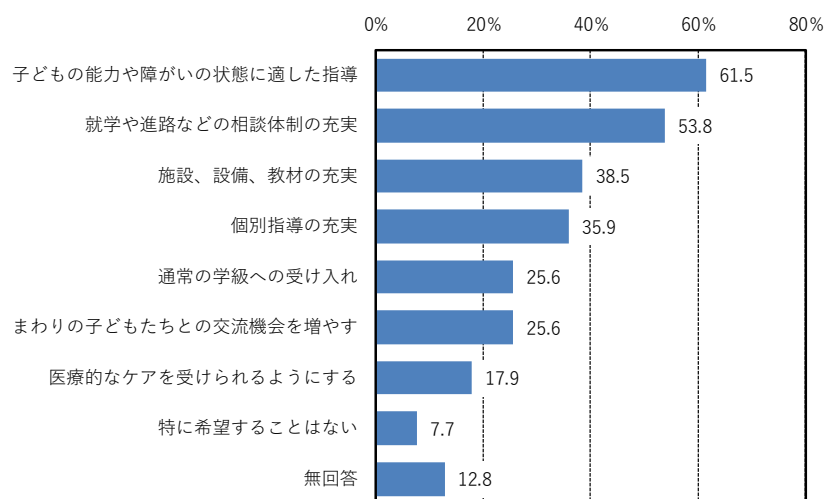
#### (1) インクルーシブ教育システムの構築

##### [現状と課題]

障がいの有無に関わらず、全ての子どもは等しく教育を受ける権利を有しており、誰もが一人の人間として人権を尊重され、地域や学校で共に学び、支え合う教育が求められています。

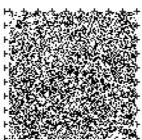
そのため、本市では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けるといふインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めてきました。保護者からは、「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」や「就学や進路などの相談体制の充実」、「施設、設備、教材の充実」を望む声があることから、障がいのある子ども一人ひとりに寄り添いつつ、インクルーシブ教育システムの構築のための取組を更に推進していく必要があります。

図表 44 保育園・幼稚園・学校に望むことは、どのようなことですか  
(グラフは19歳以下を対象に作成しています)



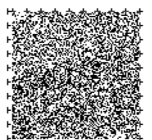
計：39人

出典：アンケート調査結果(障がい者)



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- 就学前の就学相談において、本人や保護者に特別支援教育に関する十分な情報を提供するとともに、障がいのある子どもへの教育的ニーズと必要な支援について把握し、その情報を学校と共有することで、入学後の円滑な支援につなげていきます。
- 障がいのある子どもの教育的ニーズを把握し、適切な支援を一貫して行うことができるように、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、必要に応じて各関係機関や児童が在籍した教育・保育施設、学校と連携しながら学校全体で計画的、組織的に取り組んでいきます。
- 障がいの有無に関わらず、お互いを理解したり尊重したりしながら、地域や学校で共に支え合って生活しようとする豊かな人間性を育むために、人権教育を推進します。また、地域や特別支援学校等との交流及び共同学習を推進します。



## (2) 教育環境の整備

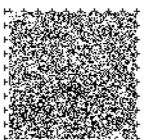
### [現状と課題]

教育の場においては、ハード面では学校等の建物・設備のバリアフリー化を進めるとともに、ソフト面では交流及び共同学習や教育関係者等への啓発等さらに充実させる必要があります。本市では、市内の小・中学校のトイレを、令和5年度までに洋式化率61.5%を目標に整備していく予定です。また、障がいのある子どもが小・中学校に進学するときは、通学予定の学校施設を確認し、快適な学校生活が送れるような環境整備に配慮しています。

さらに、障がいのある子どもが安全かつ円滑な学校生活を送ることができるよう、施設や設備の整備のほか、校内の体制づくり、専門的な教職員の育成、特別支援教育支援員等の人的配置、他機関との連携等の教育環境の整備に取り組む必要があります。

### [今後の取組]

- 障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに、身近な地域で快適な学校生活を送ることができるよう、トイレの洋式化、スロープ、階段への手すりの設置など学校施設のバリアフリー化を推進します。
- 学校における特別支援教育の推進を図るために、学校の校内委員会の機能を活かし、校内全体で障がいのある子どもを支援する体制をつくります。
- 多様な障がい種に対応できるようにするために、県と連携しながら、研修会等の参加を通して、特別支援教育に携わる教職員の専門性を高めていきます。



- 障<sup>しょう</sup>がいのある子<sup>こ</sup>どもが、生活<sup>せいかつ</sup>や学<sup>がく</sup>習<sup>しゅう</sup>において必要<sup>ひつよう</sup>な支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>が受<sup>う</sup>けられるよ  
うに、学<sup>がっこう</sup>校<sup>こう</sup>における特<sup>とく</sup>別<sup>べつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>員<sup>いん</sup>の適<sup>てき</sup>切<sup>せつ</sup>な配<sup>はい</sup>置<sup>ち</sup>と効<sup>こう</sup>果<sup>か</sup>的<sup>てき</sup>な活<sup>かつ</sup>用<sup>よう</sup>を  
図<sup>はか</sup>ります。
- 学<sup>がっこう</sup>校<sup>こう</sup>において、障<sup>しょう</sup>がいのある子<sup>こ</sup>どもに對<sup>たい</sup>して、適<sup>てき</sup>切<sup>せつ</sup>で一<sup>いつ</sup>貫<sup>かん</sup>した支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>を行<sup>おこな</sup>  
うために、医<sup>い</sup>療<sup>りょう</sup>・保<sup>ほ</sup>健<sup>けん</sup>・福<sup>ふ</sup>祉<sup>し</sup>・勞<sup>ろう</sup>働<sup>どう</sup>等<sup>とう</sup>の分<sup>ぶん</sup>野<sup>や</sup>と連<sup>れん</sup>携<sup>けい</sup>しながら支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>できる体<sup>たい</sup>  
制<sup>せい</sup>づくりを推<sup>すい</sup>進<sup>しん</sup>します。

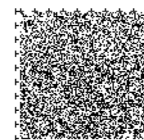
### (3) 当<sup>とう</sup>事<sup>じ</sup>者<sup>しゃ</sup>や地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>に望<sup>のぞ</sup>まれること

#### ① 当<sup>とう</sup>事<sup>じ</sup>者<sup>しゃ</sup>として

- ◆ 通<sup>つう</sup>学<sup>がく</sup>中<sup>ちゅう</sup>、地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>の人<sup>ひと</sup>たちとすれ違<sup>ちが</sup>ったら元<sup>げん</sup>氣<sup>き</sup>よくあいさつするこを心<sup>こころ</sup>  
掛<sup>が</sup>けましよう。
- ◆ 子<sup>こ</sup>どもがど<sup>きょう</sup>のよ<sup>い</sup>うな教<sup>のぞ</sup>育<sup>いく</sup>を望<sup>のぞ</sup>んでいるか、家<sup>か</sup>庭<sup>てい</sup>内<sup>ない</sup>でよ<sup>は</sup>く話<sup>あ</sup>し合<sup>しん</sup>い、信<sup>ら</sup>頼<sup>い</sup>  
できる人<sup>ひと</sup>や関<sup>かん</sup>係<sup>けい</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>にも相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>してみましよう。

#### ② 地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>として

- ◆ 子<sup>こ</sup>どもたちの通<sup>つう</sup>学<sup>がく</sup>を見<sup>み</sup>かけたら進<sup>すす</sup>んであいさつを行<sup>おこな</sup>いましよう。
- ◆ 障<sup>しょう</sup>がいのある子<sup>こ</sup>どもについて理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>を深<sup>ふか</sup>めましよう。



すうちもくひょう  
(4) 数値目標

| もくひょう<br>目標   | げんじょうち<br>現状値<br>れいわがねんど<br>(令和元年度) | もくひょうち<br>目標値<br>れいわ ねんど<br>(令和5年度) |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| しょう がいのある子どもについて、市広報に年1回<br>とくしゅうきじ けいさい<br>特集記事を掲載する | とりくみなし<br>取組無                       | ねん1かい<br>年1回                        |
| しな い しょう ちゅうがっこう<br>市内の小・中学校のトイレの洋式化率                 | 32.1%                               | 61.5%                               |

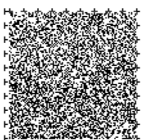
ほけん いりょう  
4. 保健・医療

しょう よぼう そうきはっけん  
(1) 障がいの予防・早期発見

げんじょう かだい  
[現状と課題]

しんたいしょう しゃ しょう げんいん こうてんせいしつぺい おお なか のう  
身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも「脳  
けっかんしつかん しんぞうしつかん げんいん どうにようびょう しんこう きいん じん  
血管疾患」、「心臓疾患」を原因とするものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎  
しつかん ぞうか せいかつしゅうかんびょう よぼうたいさく  
疾患」によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策として  
とりく けんこうきょういく けんこうそうだん けんこうしんさ ほうもんしどうなど しょう よぼう いってい  
取り組んでいる健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等が障がいの予防に一定  
こうか ゆう かんが  
の効果を有するものと考えられます。

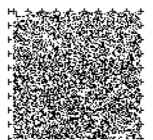
せんてんてき しょう よぼう そうき はっけん てきせつ  
また、先天的な障がいについても、これを予防あるいは早期に発見し、適切な  
ちりょう りょういく むす つ しょう けいげん きほんてき せいかつうりよく こうじょう はか  
治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を  
い み にんぶ にゅうようじ たい けんこうしんさ しつぺい はったつ  
ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に  
かん けんさ そうだん ぼ し ほけんじぎょう たいせつ  
関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。





こんご とりぐみ  
[今後の取組]

- にんしんしょき いじょう そうき はっけん あんぜん しゅっさん むか  
妊娠初期から異常を早期に発見し、安全な出産が迎えられるように
- にんぶけんこうしんさ たい じよせい にんしんちゅう けんこうかんりなど じゅうじつ つと  
妊婦健康診査に対する助成や妊娠中の健康管理等の充実に努めます。
- にゅうじそうだん にゅうようじけんしん にゅうようじ せいちょうはったつ かくにん ひつよう おう ほうもん  
乳児相談や乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問
- しどう そうだん はったつ うなが かか ほごしゃしえん じゅうじつ つと  
指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。ま
- ひつよう おう せんもんいりようきかん じゅしんかんしょう りょういくきかん しょうかい おこな  
た、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、
- しっぺい しょう そうきはっけん そうきちりょう そうきりょういく すいしん  
疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。
- しょう よぼう そうきはっけん けんこう けいかく だい  
障がいの予防・早期発見のため、「みやこのじょう健康づくり計画21（第2
- じ どう もと せいかつしゅうかんびょうおよ きいん しょう よぼう  
次）」等に基づき、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防や、「みや
- すこ おやこ けいかく だい じ もと ぼし けんこう すいしん  
このじょう健やか親子21計画（第2次）」に基づき母子の健康を推進します。

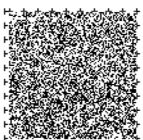


## (2) 精神保健・医療施策の推進

### [現状と課題]

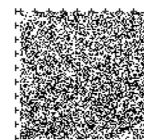
精神保健に関しては、退院可能な精神障がい者の退院を促進するという流れの中、「精神障がい者のグループホーム建築の際、いまだに地域住民の反対がある」などという声がヒアリングで聞かれるなど、精神疾患に対する偏見が残っていることが分かります。また、「服薬管理を行うことができるグループホームが必要だ」といった声も聞かれ、社会復帰を図るための地域資源の不足も含め、精神障がい者のノーマライゼーションを実現するためには、なお多くの課題が残されていることが分かります。精神障がいの方々が地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう啓発し、心の健康相談や訪問指導等、精神障がい者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。

精神医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止や改善も可能となります。しかし、精神障がい者に対する理解はまだ十分とは言えず、偏見もあることから、早期対応、早期治療に結び付いていない現状があります。今後も引き続き、精神保健に関する環境整備が必要です。



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- せいしんしょう たい ただ りかい そくしん こうえんかい かんこうぶつ はいふ  
精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布な  
とお ふきゅうけいはつ つと びょう よぼう たいさくなど  
どを通して、普及啓発に努めます。また、うつ病の予防やストレス対策等、  
こころ けんこう そくしん せいしんしっかん はっしょう よぼう ほけんじぎょう  
心の健康づくりを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業  
いりょうきかんなど れんけい せいしんしっかん そうきはっけん そうきちりょう そくしん  
や医療機関等との連携により精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。
- みやこのじょうしじさつたいさくこうどうけいかく だい き もと かんけいきかん だんたいとう れんけい  
「都 市 自 殺 対 策 行 動 計 画 ( 第 2 期 ) 」 に 基 づ き 、 関 係 機 関 ・ 団 体 等 と 連 携 ・  
きょうりょく はか じさつ よぼう けいはつかつどうなど と く  
協力を図りながら自殺の予防、啓発活動等に取り組めます。
- ほけんじょ いりょうきかん ふくしじむしょ そうだんしえんじぎょうしゃ かんけいきかん れんけい はか  
保健所、医療機関、福祉事務所、相談支援事業者など関係機関の連携を図り、  
みじゆしん ちりょうちゅうだんしゃ こま しえん ひつよう ひと たいおう たいせい  
未受診・治療中断者などきめ細やかな支援が必要な人に対応できる体制づく  
すす  
りを進めます。
- そうだんしえんじぎょうしゃなど りりょうしゃ にちじょうてき かか きゅうじつ やかん たいおう  
相談支援事業者等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応な  
せいしんしょう しゃ ちいき あんしん く かんけいきかん れんけい しえん  
ど、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援  
たいせい  
体制づくりを進めます。
- う い じょうけん ととの たいいんかのう せいしんしょう しゃ たいいん しゃかいふつき そくしん  
受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院と社会復帰を促進  
ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん りりょう そくしん  
するため、地域移行支援、地域定着支援の利用を促進します。



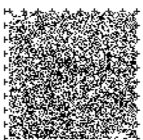
### (3) 難病に関する施策の推進

#### [現状と課題]

障害者基本法の改正や障害者総合支援法の施行に伴い、難病患者も障がい者として位置づけられ、障がい福祉サービスを受けることができるようになりました。平成27年1月には、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」が施行され、難病の対象が拡大されました。難病に対する医療費助成の法定化や、サービスの充実も定められました。令和元年7月1日現在、障がい福祉サービス等の対象となる難病は361疾病となっています。

#### [今後の取組]

- 障がい福祉サービス等の制度について周知を図り、利用の促進を行います。
- 県と連携し、難病患者等を支援する体制の整備に努めます。



## (4) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実

### [現状と課題]

障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、活動を促進し社会参加を容易にするためにも不可欠です。定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

### [今後の取組]

- 各関係機関と連携し、患者の特性に合った適切な福祉サービスの提供を推進します。
- 自立支援医療費公費負担制度や重度障がい者を対象とする重度心身障害者医療費助成制度について周知を図ります。

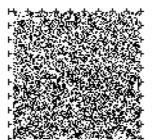
## (5) 当事者や地域に望まれること

### ① 当事者として

- ◆ 妊婦健康診査や乳幼児健康診査は必ず受診しましょう。
- ◆ 生活習慣病を予防するため、生活習慣について見直してみましょう。

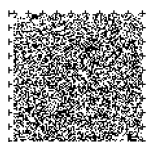
### ② 地域として

- ◆ 精神障がいに対する偏見を取り払い、理解を深め、心の健康づくりに努めましょう。



すうちもくひょう  
 (6) 数値目標

| もくひょう<br>目標   | げんじょうち<br>現状値  | もくひょうち<br>目標値  |
|---|--|--|
| にゅうようじけんしん じゅしんりつ さいけい<br>乳幼児健診の受診率(再掲:みやこのじ<br>よう すすこ おやこ けいかく だい じ ちゅうかんほうこく<br>健やか親子21計画・第2次中間報告<br>およ けいかくかいてい<br>及び計画改定) | にゅうじけんしん<br>【乳児健診】<br>89.6%<br>さい げつけんしん<br>【1歳6 か月健診】<br>95.7%<br>さい じけんしん<br>【3歳児健診】<br>93.5%<br>すべ へいせい ねんど<br>(全て平成30年度) | にゅうじけんしん<br>【乳児健診】<br>95.0%<br>さい げつけんしん<br>【1歳6 か月健診】<br>96.0%<br>さい じけんしん<br>【3歳児健診】<br>94.0%<br>すべ れいわ ねんど<br>(全て令和6年度) |
| とくていけんこうしんさ じゅしんりつ さいけい<br>特定健康診査の受診率(再掲:みやこの<br>じょう けんこう けいかく だい じ<br>じょう健康づくり計画21・第2次)                                      | 46.6%<br>へいせい ねんど<br>(平成29年度)  | 60.0%<br>れいわ ねんど<br>(令和5年度)  |



## 5. 雇用・就業、経済的自立の支援

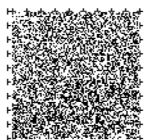
### (1) 障がい者雇用の促進

#### [現状と課題]

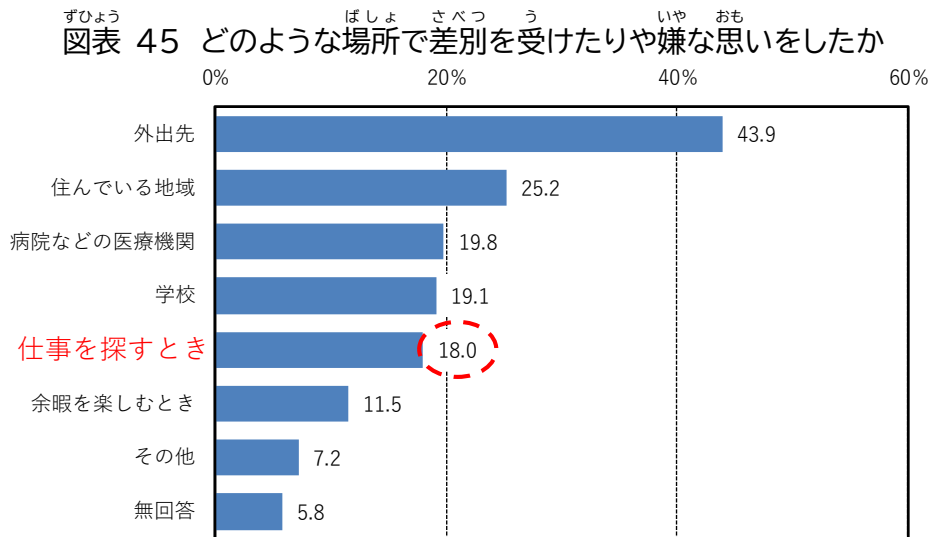
障がい者の就労環境は依然厳しい状況が続いています。法定雇用率を達成していない企業も一定数あり、また、アンケート結果からは、仕事を探すときに差別を受けたり嫌な思いをしたりした経験がある障がい者が18.0%存在しており、障がいがあるという理由で雇用されていない状況も依然としてあるものと推察されます。

このような社会環境の中、ヒアリングでは、「就職を控えた多くの学生は不安を抱き二の足を踏んでいる」との声がありました。しかし、「誰かが興味を抱き始めるとそれが周囲に伝播し、最終的にはクラスのほぼ全員が就労を希望する」という事例もヒアリングで聞くことができました。

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。



図表 45 どのような場所で差別を受けたりや嫌な思いをしたか

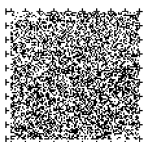


計：278人

出典：アンケート調査結果(障がい者)

[今後の取組]

- ハローワークや障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成、支援制度等の広報・啓発に努めるとともに、障がい者トライアル雇用や短時間就労など、障がい者が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解を求めていきます。
- ハローワークが開催する障がい者就職面談会について、事業所への参加奨励を行い障がい者の雇用につながるよう支援します。
- 障がいのある人の職域の開発や職業能力の開発、職場定着の促進等の支援の充実を図り、障がいのある人の就業促進に取り組みます。
- 就業を希望する障がいのある人に対し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等への取り次ぎを行います。
- 雇用機会の拡大のために、商工会議所、事業者団体への働きかけを行います。
- ハローワーク等の実施するネットワーク会議・職業相談会等に積極的に協力します。



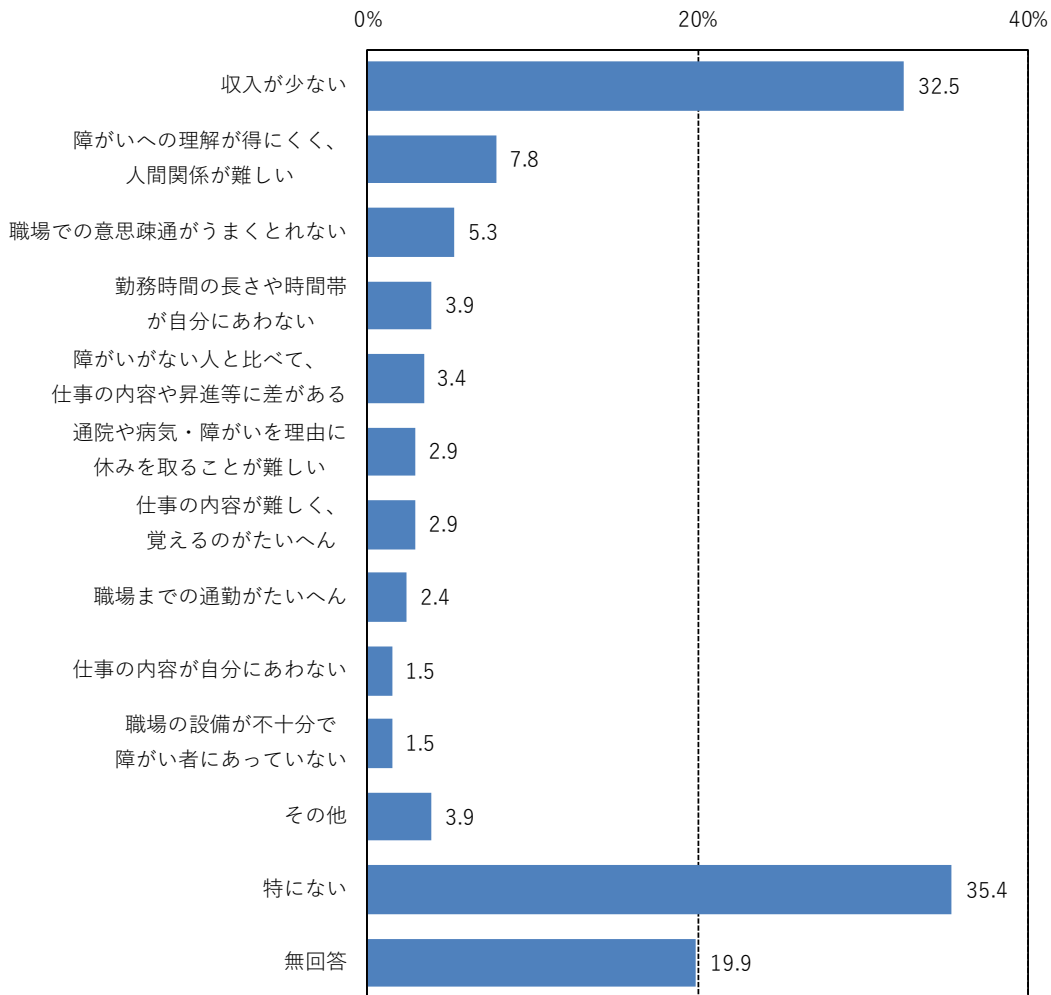


## (2) 総合的な就労支援

### [現状と課題]

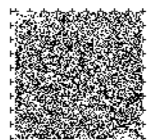
障がい者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。アンケート調査結果によると就労している障がい者の64.6%は仕事のことで何らかの悩みを有しており、その多くは収入の少なさ(32.5%)となっています。

図表 46 仕事のことで悩んでいることや困っていること



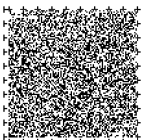
計：206人

出典：アンケート調査結果(障がい者)



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- ▶ ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、  
情報の共有化を図りながら、障がい者雇用の創出に努めます。
- ▶ 障がいのある人の日常生活の相談及び支援を行う相談窓口において、  
就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めま  
す。



### (3) 福祉的就労の底上げ

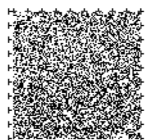
#### [現状と課題]

民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、いわゆる福祉的就労は訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしていますが、企業就労に比べると工賃収入が低いことが課題となっています。市が発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ優先的に発注を行っていくなど、工賃の増加を図る最大限の努力をしていく必要があります。

障がい者の就労を促進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。しかし、就労移行支援事業所の不足もあり、就労移行に成功するケースは少なく、民間企業における障がい者の実習の受け入れも低調という現状もあります。

#### [今後の取組]

- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等が提供する物品等の優先調達を推進し、就労施設等の経営安定を支援します。
- 相談支援事業所及び就労施設と連携し、障がい者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるよう支援します。
- 工賃向上を図るため、事業所指導や、研修会の開催などに取り組みます。



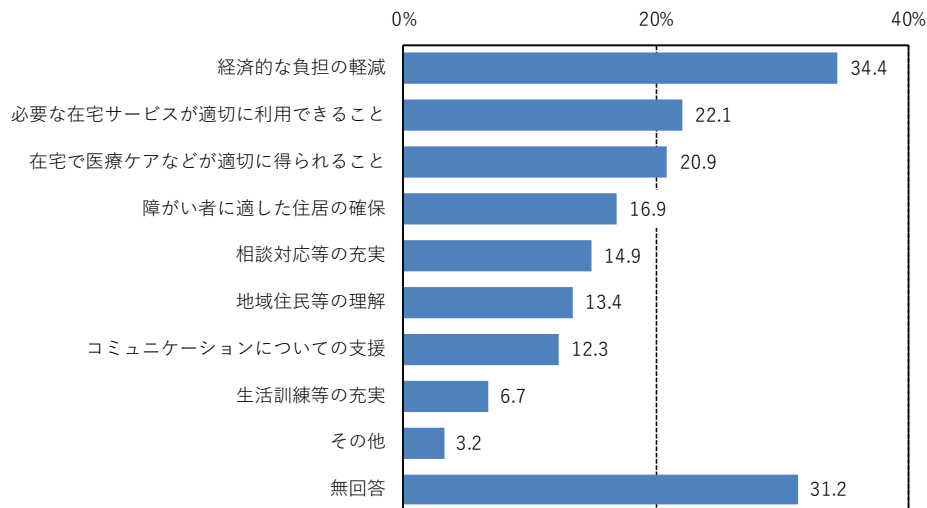
## (4) 経済的自立の支援

### [現状と課題]

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

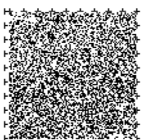
アンケート調査結果では、地域で生活するために必要な支援として挙げられた1位に「経済的な負担の軽減」(34.4%)が挙げられており、経済的自立支援の必要性を裏付ける結果となっています。障がい者の経済的自立を支援するため、重度心身障がい者の医療費の助成をはじめ、税の減免・控除、バス、タクシー、JR、航空運賃及び有料道路の割引、さらには、公共施設の利用料の減免等が行われており、今後も周知を図る必要があります。

図表 47 地域で生活するために必要な支援



計：846人

出典：アンケート調査結果(障がい者)



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- 障害年金についての理解を促すため、広報誌や「障がい者のしおり」等による周知を図ります。
- 特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当については、給付条件等を掲載した「障がい者のしおり」の配布や窓口での説明を通じて周知を図ります。
- 宮崎県が実施する心身障害者扶養共済制度について、その内容を「障がい者のしおり」に掲載し、周知を図ります。

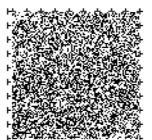
とうじしゃ ちいき のぞ  
(5) 当事者や地域に望まれること

とうじしゃ  
① 当事者として

- ◆ 必要な職業能力を身につけるよう努めましょう。
- ◆ 就労を希望する障がい者は、自分の適性や能力にあった職場を関係支援機関のアドバイスを受けながら探しましょう。

ちいき  
② 地域として

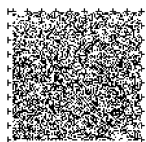
- ◆ 事業主は障がいを理由とする差別を雇用・就業において絶対に行わないようにしましょう。
- ◆ 障がいのある同僚のことをよく理解し、必要な配慮は積極的に行いましょう。



すうちもくひょう  
 (6) 数値目標

| もくひょう<br>目標  | げんじょうち<br>現状値<br><small>れいわがねんど<br/>(令和元年度)</small> | もくひょうち<br>目標値<br><small>れいわ ねんど<br/>(令和5年度)</small> |
|--|---|---|
| ほうていこようりつ たっせいぎようりつ<br>法定雇用率の達成企業率   | 65.8%   | 70.0%   |
| げんざいはたら ひと しごと なや<br>現在働いている人が仕事のこと<br>で悩んでいること<br>や困っていることは「特<br>にない」と回答した障<br>がい者の割合 | 35.4%   | 45.0%   |
| しゅうろういこうしえんじぎょう りようしゃすう きいけい<br>就労移行支援事業の利用者数（再掲）※                                     | 37人<br><small>へいせい ねんど<br/>(平成28年度)</small>         | 45人<br><small>れいわ ねんど<br/>(令和2年度)</small>           |

※ だい きみやこのじょうししやう ふくしけいかく へいせい ねん がつさくてい もくひょう きさい どうがい  
 第5期都城市障がい福祉計画（平成30年3月策定）の目標を記載しており、当該  
 けいかく かいてい さい かいていご すうち ほんけいかく もくひょう  
 計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。



## 6. 情報・コミュニケーション

### (1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

#### [現状と課題]

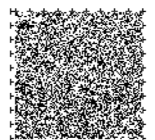
これまで障がい者スポーツは社会参加やリハビリテーションの観点から捉えられていましたが、平成25年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことで、「パラリンピック」という言葉が一般に浸透しました。

令和2年8月25日から9月6日にかけて開催される第16回夏季パラリンピックでは、多くの国民が障がい者のスポーツに接することになり、障がい者にとっても、スポーツを志すひとつのきっかけとして大きな意味を持つと期待されています。

スポーツに限らず、レクリエーションや文化活動に障がい者が参加することは、障がい者の自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

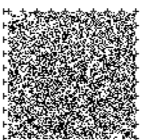
一方で、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難な場合があり、指導者や会場の不足など、障がい者個人の力で解決できない課題も多々存在します。

障がい者がどのような文化・スポーツ活動をし、どのような支援を必要としているかを把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- 障がい者スポーツの振興と障がい者に対する理解と認識を深めること等を目的に開催される各種スポーツ大会への参加を支援します。
- 障がい者スポーツ大会等、誰もが参加でき、交流が図れるような種目の検討を行い、スポーツ活動を通じ交流が図れる機会を提供するとともに、障がいのある人の心身の健康保持や、体力の維持・増進に努めます。
- レクリエーション活動を支援するとともに、様々な活動への参加の促進を図るため、ボランティアや障がい者団体と連携しながら、必要な支援を行います。
- 障がいのある人も気軽に参加できるように、優れた文化に触れあう機会や身近な活動等の紹介を行い、参加を促します。
- 障がいのある人や障がい者団体が行う文化芸術活動の支援と活動成果の周知に努めます。





## (2) 情報・コミュニケーション支援の充実

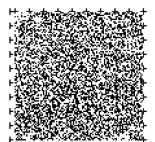
### [現状と課題]

ヒアリングでは、「現状のサービスの周知が図れておらず、サービスの存在を知らない保護者も多い」といった声がありました。障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。

また、情報提供にあたって、特に情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

### [今後の取組]

- ▶ 視覚・聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する奉仕員等の養成を図るとともに、その活動の場の確保・充実に努めます。
- ▶ 障がい者が情報通信技術を活用し、積極的に情報入手して社会参加できるように、障がい特性に応じた情報通信機器について、情報の収集・提供と利用支援を行います。
- ▶ 各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関するさまざまな情報資料について、市民の誰もが手軽に入手できるように、広報紙や市公式ホームページ等を活用した情報提供の更なる充実を図ります。



- ▶ 情報取得の妨げを解消するため、誰もが必要とする情報を得ることができよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音声訳の利用、拡大文字の活用等の利用支援などによる情報保障の充実を図ります。
- ▶ 市公式ホームページが障がい者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティ対応の取り組みを進めます。

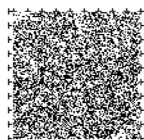
### (3) 当事者や地域に望まれること

#### ① 当事者として

- ◆ レクリエーションや文化活動に参加したらたくさんの人とふれあい、楽しみましょう。
- ◆ 今は使っていない情報の入手方法についても新たに挑戦してみましよう。

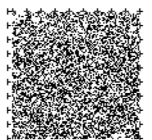
#### ② 地域として

- ◆ レクリエーションや文化活動で障がい者を見かけたら、必要な配慮をおこないましょう。
- ◆ 障がい者と交流する機会に積極的に参加しましょう。
- ◆ さまざまな情報を障がい者に伝えましょう。



すうちもくひょう  
 (4) 数値目標

| もくひょう<br>目標   | げんじょうち<br>現状値<br>れいわがんねんど<br>(令和元年度) | もくひょうち<br>目標値<br>れいわねんど<br>(令和5年度) |
|---|--------------------------------------|------------------------------------|
| スポーツや文化活動などに参加していない<br>理由について「どのような活動があるかわか<br>らない」と回答した障がい者の割合                         | 19.7%                                | 10.0%以下                            |
| 地域で行われる行事や余暇活動に参加しよ<br>うとしたとき、そのさまたげとなることにつ<br>いて「どのような活動が行われているかわか<br>らない」と回答した障がい者の割合 | 11.3%                                | 5.0%以下                             |



## 7. 生活・環境

### (1) 公共施設のバリアフリー化

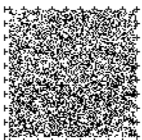
#### [現状と課題]

本市では、「都市福祉のまちづくり条例」に基づき、生活関連施設の構造及び設備の整備について必要な基準を定め、基準に適合するよう努めるとともに、既存の施設についても、可能な所から年次的に改修を行っています。

一方、住宅についても、障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくために、今後の市営住宅の供給や整備においては、障がい者や高齢者にも配慮していく必要があります。

#### [今後の取組]

- 歩道の拡幅や段差の解消、視覚障がい者に配慮した信号機の設置、多目的トイレ設置など障がい者が安全で快適に外出できるようにバリアフリー化を推進します。
- 「バリアフリー新法」や「福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々が安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりをすすめます。
- 民間事業者が設置する不特定多数の市民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入について、普及・啓発活動を行います。
- 市営住宅について、室内の段差解消、浴室・トイレへの手すり設置、廊下の拡幅などのバリアフリー化を推進します。



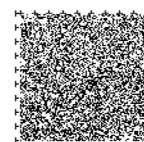
## (2) 外出・移動支援の充実

### [現状と課題]

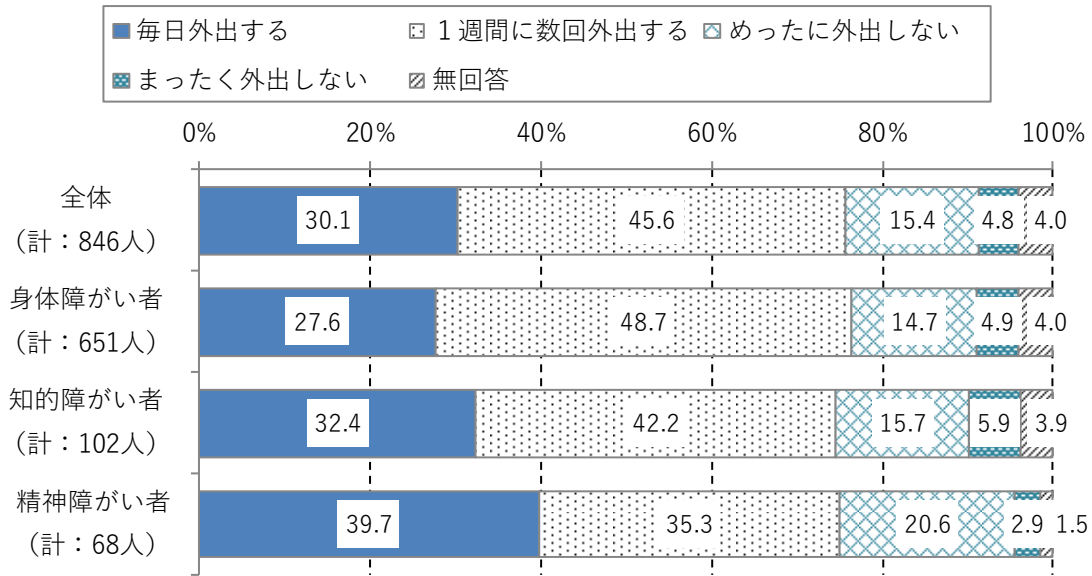
ヒアリングでは、「移動支援が充実していないと就労の選択の範囲が狭くなってしまう」「自宅が巡回バスのルートから外れると買い物や通院など生活を営むことが難しくなる」などといった声があり、障がい者にとって、移動手段を確保することは重要な意味を持っていることが分かります。

移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。

アンケート調査によると、20.2%の障がい者がほとんど外出していないことが分かります。また、現在提供されている障がい福祉サービスの不満な点として、移動支援の少なさ(24.2%)が2番目に多いことから、安全かつ身体的負担の少ない方法で公共交通機関を利用できることや、障がい者や高齢者に配慮された交通機関の導入、そして、それら交通機関の円滑な連携と利用に際しての配慮などのニーズが高いことが分かります。

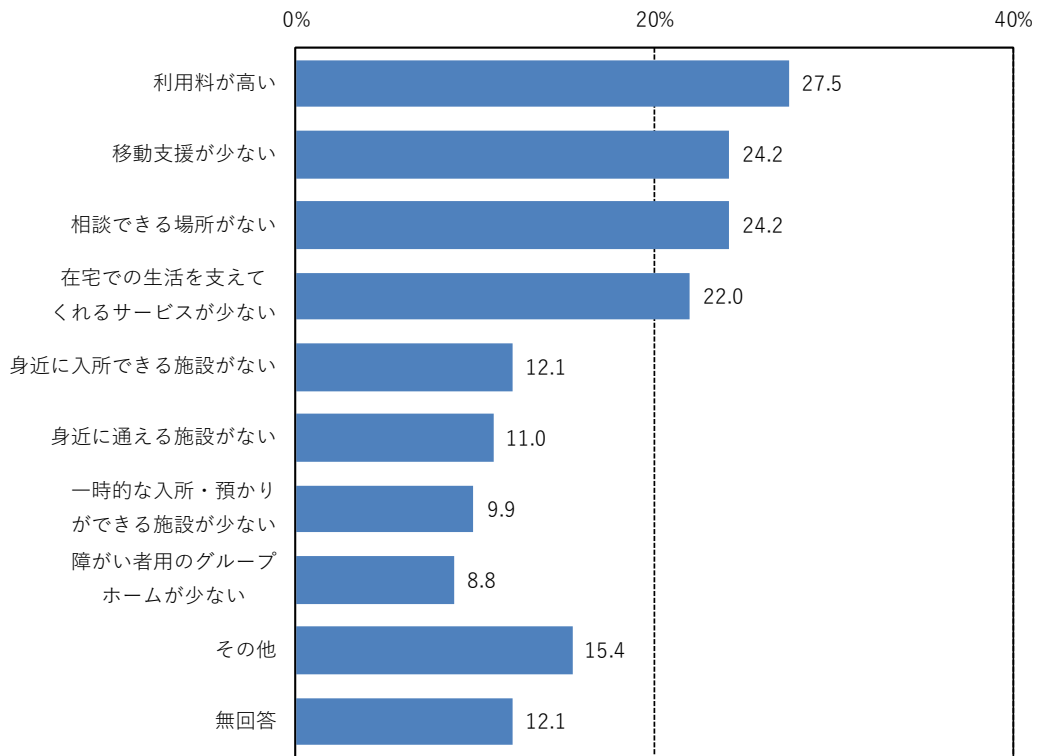


ずひょう か こ ねんかん がいしゅつ  
**図表 48 過去1年間にどのくらい外出をしたか**



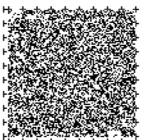
しゅってん ちょうさけつか しょう しゃ  
 出典: アンケート調査結果(障がい者)

ずひょう げんざいていきょう しょう ふくし ふまん てん  
**図表 49 現在提供されている障がい福祉サービスの不満な点**



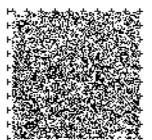
計: 91人

しゅってん ちょうさけつか しょう しゃ  
 出典: アンケート調査結果(障がい者)



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- おくがい いどう こんなん しかくしょう しゃ ちてきしょう しゃなど がいしゅつ しえん  
屋外における移動が困難な視覚障がい者や知的障がい者等の外出を支援する  
ため、どうこうえんご こうどうえんご いどうしえんじぎょう がいしゅつしえん じゅうじつ  
同行援護や行動援護、移動支援事業による外出支援の充実とその  
かつようそくしん はか  
活用促進を図ります。
- けん じっし ちゅうしゃじょう せいど しょうぎょうしせつ びょういんどう  
県が実施する「おもいやり駐車場」制度について、商業施設、病院等へ  
きょうりよく はたら か こうほうし など せいど しゅうち  
の協力を働き掛けるとともに、広報誌やホームページ等により制度の周知  
はか  
を図ります。
- こうつうじゃくしゃ はいりょ こうつうかんきょう じつげん ろせん  
交通弱者に配慮した交通環境の実現のため、路線バスやコミュニティバス  
とう しせんこうつう いじ かくほ つと りようそくしん はか  
等の支線交通の維持・確保に努めるとともに、利用促進を図ります。
- ガイドヘルパーやいどうしえんじぎょうしゃ がいしゅつ いどう しえん じんざいおよ  
ガイドヘルパーや移動支援事業者など、外出・移動を支援する人材及び  
じぎょうしょ かくほ じゅうじつ つと  
事業所の確保・充実に努めます。



### (3) 災害時の避難救助体制等の充実

#### [現状と課題]

東北地方を中心に甚大な被害があった東日本大震災の記憶も覚めやらぬ中、平成28年には、隣県である熊本県と大分県で相次いで大規模な地震が発生しました（熊本地震）。

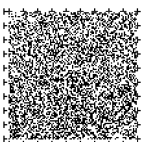
また、平成30年7月には西日本豪雨災害が、さらに本市では、令和元年7月3日、4日の大雨によって浸水の被害を受けました。

これら自然災害による惨状を目の当たりにし、被害の有無にかかわらず市民の多くは大きな不安を募らせていることと思われまます。

アンケート調査結果をみると、災害時にひとりで避難「できない」「わからない」と回答した障がい者は過半数（55.1%）となっています。また、災害時に困ることとして、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（33.9%）を挙げる障がい者が多くいました。

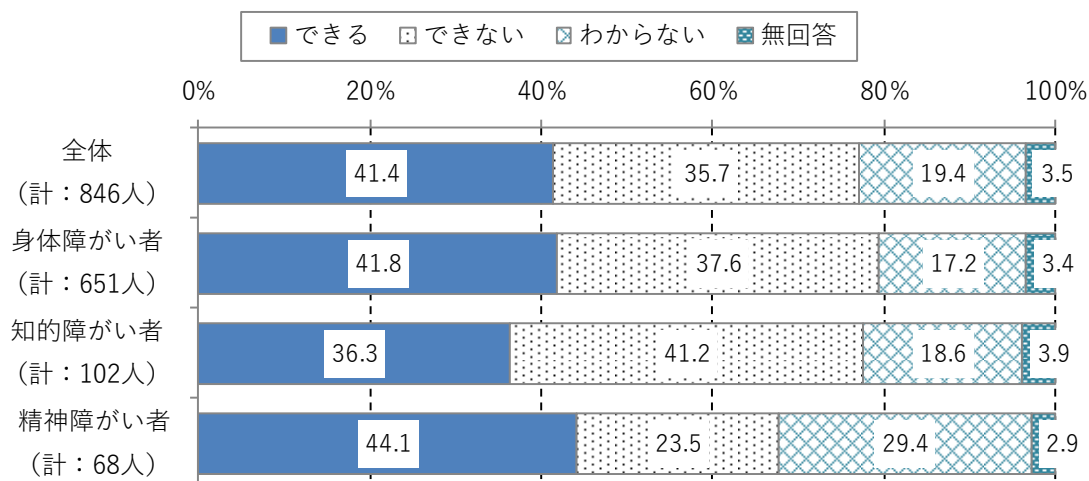
障がい者の親の会では実際の災害の状況を体験するために「ワンデイキャンプ」を開催しています。しかし、災害に備えてこのような準備をしている障がい者は22.8%に留まっており、ほとんどの障がい者は不安を募らせていても、具体的な行動に至ってはいないことが分かります。

要配慮者と言われる高齢者や障がい者は、災害に対して特別な支援を必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を図ることはもちろん、要配慮者の視点での対策もまた、緊急の課題となっています。



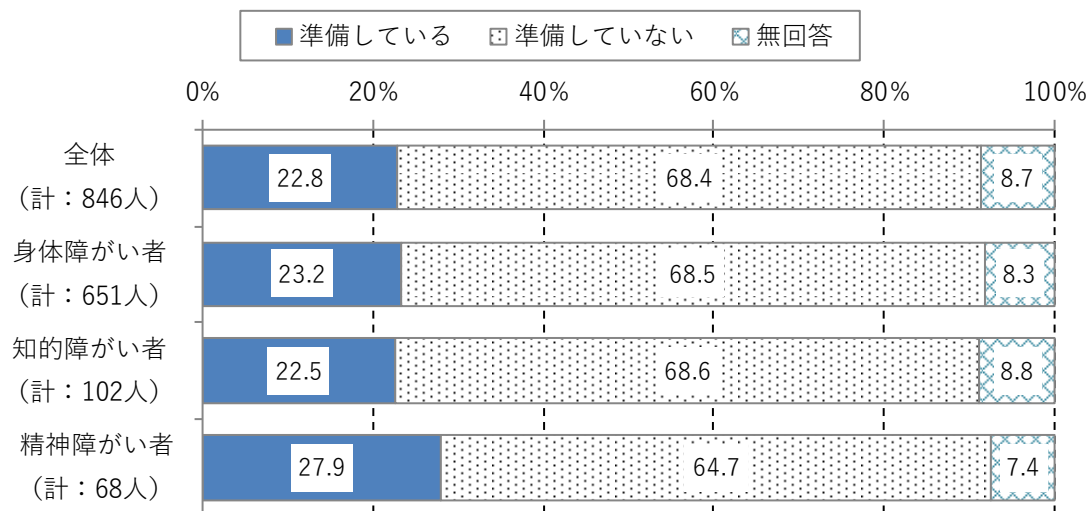


ずひょう さいがいじ ひなん  
**図表 50 災害時にひとりで避難できるか**

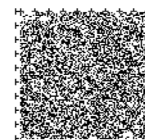


しゅってん ちようさけっか しょう しゃ  
 出典:アンケート調査結果(障がい者)

ずひょう さいがい お じゅんび  
**図表 51 災害が起きたときのために準備しているか**



しゅってん ちようさけっか しょう しゃ  
 出典:アンケート調査結果(障がい者)



こんご とりくみ  
[今後の取組]

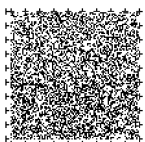
- ▶ ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ せいび すす じち こうみんかん みんせいいいん じどういいん  
避難行動要支援者名簿の整備を進め、自治公民館や民生委員・児童委員、  
しょうぼうだん しょうぼうきょくおよ けいさつどう れんけい はか ひなん しえん しく  
消防団、消防局及び警察等との連携を図り、避難を支援する仕組みづくり  
すす  
を進めます。
- ▶ さいがいじ ひなんじょなど しょう しゃ はいりょ かんきょうせいび おこな しょう  
災害時の避難所等において、障がい者に配慮した環境整備を行い、障がい  
しゃしせつなど きょうりょく え しょう しゃ あんしん あんぜん す  
い者施設等の協力を得ながら、障がい者が安心して安全に過ごすことがで  
きる福祉避難所の確保に努めます。
- ▶ さいがいはっせいじ じんそく てきかく じょうほう でんたつ しょうほうでんたつしゅだん  
災害発生時において、迅速かつ的確に情報が伝達されるよう、情報伝達手段  
たようか つと  
の多様化に努めます。

ぼうはん こうつうあんぜんたいさく すいしん  
(4) 防犯・交通安全対策の推進

げんじょう かだい  
[現状と課題]

しょう しゃ ほんざい まも しょうひしゃひがいなど しょう  
障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障  
しゃじしん ぼうはんちしき み ぼうはんいしき たか ひつよう ちいき  
がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐ  
みまも かつどう ふく あんしん あんぜん すす ひつよう  
るみでの見守り活動を含めた安心・安全なまちづくりを進める必要があります。

はんざいいるいけい おう ぼうはんしどう こうほうばいたい かつよう けいはつこうほう  
また、犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報  
かつどう すいしん ぼうはんちしき ふきゅう はか しょう ほんだんのうりょく  
活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が  
ふじゅうぶん かつ しょうひしゃひがいなど ほんざい けいさつしょ しょうひしゃ  
不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないように、警察署や消費者センターと  
じょうほうこうかん ちいきじゅうみん ぼうはんかつどう すいしん ほんざい よぼう つと  
の情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めなければな  
りません。



こんご とりくみ  
[今後の取組]

- ▶ 障がい者が消費者被害や交通事故に巻き込まれないように、都城市消費生活センターや都城警察署等関係機関と連携を図り、防止、啓発活動に努めます。
- ▶ 市民に対し、安全な運転や事故防止に向けた意識啓発を行います。
- ▶ 音響信号機や誘導ブロックなど、障がい特性に配慮した安全で認識しやすい交通安全施設の整備にむけて関係機関と連携を図ります。
- ▶ 犯罪から障がい者を守るため、地域住民や関係機関との協力体制の整備を進めます。

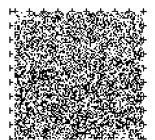
とうじしゃ ちいき のぞ  
(5) 当事者や地域に望まれること

とうじしゃ  
① 当事者として

- ◆ 外出時、困ったことがあれば地域の人に気軽に助けを求めてみましょう。
- ◆ 災害が起きた時のために事前出来る準備をしておきましょう。
- ◆ 防犯知識を身につけるよう努めましょう。

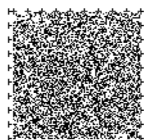
ちいき  
② 地域として

- ◆ 障がい者の困っている様子を見かけたら進んで声をかけましょう。
- ◆ 災害時、出来る限り地域の障がい者のことを気にかけてみましょう。
- ◆ 常日頃、障がい者を見守りましょう。



すうちもくひょう  
(6) 数値目標

| <p>もくひょう<br/>目標</p>  | <p>げんじょうち<br/>現状値<br/><br/>れいわがねんど<br/>(令和元年度)</p> | <p>もくひょうち<br/>目標値<br/><br/>れいわ ねんど<br/>(令和5年度)</p> |
|--|--|--|
| <p>しえいじゆうたく かりつ<br/>市営住宅のバリアフリー化率</p> <p>しえいじゆうたく つぎ み じゆうこ<br/>市営住宅のうち、次のすべてを満たす住戸</p> <p>わりあい<br/>の割合</p> <p>おくない だんき<br/>①屋内に段差がないこと</p> <p>て よくしつおよ せっち<br/>②手すりが浴室及びトイレに設置していること</p> <p>と</p> <p>ろうかはぼ いじょう できりぐちはぼ いじょう<br/>③廊下幅が78 cm以上(出入口幅75 cm以上)</p> <p>かくほ<br/>確保されていること</p> | <p>15.0%</p>                                       | <p>18.0%</p>                                       |
| <p>さいがいじ ひなんさき し かいとう<br/>災害時の避難先を「知っている」と回答した</p> <p>しょう しゃ わりあい<br/>障がい者の割合</p>  | <p>54.3%</p>                                       | <p>65.0%</p>                                       |
| <p>さいがいじ こま ふあん ひがい<br/>災害時に困ることや不安なことを「被害</p> <p>じょうきょう ひなんばしょ じょうほう にゆうしゆ<br/>状況、避難場所などの情報が入手できな</p> <p>かいとう しょう しゃ わりあい<br/>い」と回答した障がい者の割合</p>  | <p>13.0%</p>                                       | <p>5.0%以下</p>                                      |
| <p>さいがい お とき じぜん じゅんび<br/>災害が起きた時のために事前に「準備してい</p> <p>かいとう しょう しゃ わりあい<br/>る」と回答した障がい者の割合</p>  | <p>22.8%</p>                                       | <p>40.0%</p>                                       |



## 8. 福祉を支える人づくり

### (1) 専門職種の養成・確保

#### [現状と課題]

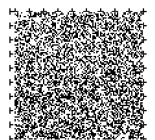
障がい者が自身の希望する生活を営むために、障がいの多様化、重度・重複化の進行も踏まえ、障がいの特性や生活実態等に応じたサービスが必要となります。

一方、本市では現役世代の人口が減少していくことが予想されており、労働力の制約が強まる中、障がい者の生活をサポートする福祉・介護・医療従事者等の確保が課題となっています。ヒアリングでは「児童精神診断をしてくれる医師や心理士が少ない」「サポートセンターの職員が少ない」など、さまざまな分野で人材が不足しているとの声がありました。

多様な専門職種の養成に努めると共に、ハローワーク、養成機関、関係団体との連携強化を図り、必要となる人材の確保を行っていく必要があります。

#### [今後の取組]

- 障がい福祉事業従事者、医学的リハビリテーション従事者、看護師等の専門職種の養成・確保及び資質の向上について養成機関、ハローワーク等の関係機関と連携を図ります。



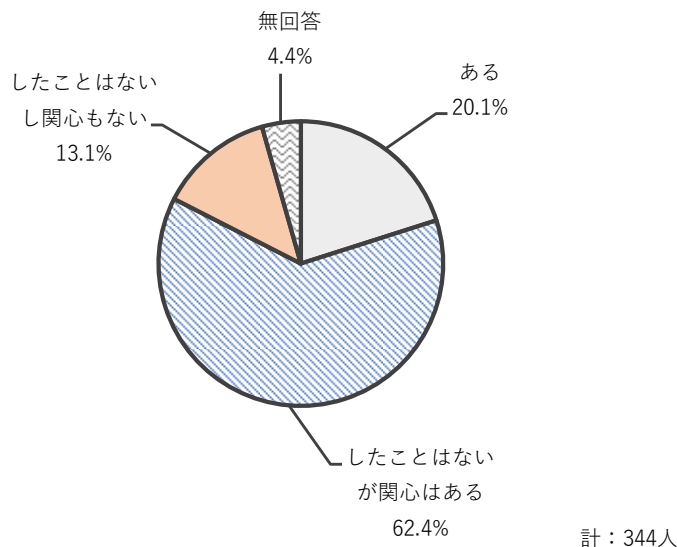
## (2) NPO・ボランティア活動の推進

### [現状と課題]

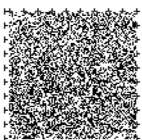
2016年4月に熊本県をはじめとする九州地方で発生した地震でもたくさんのボランティア活動が被災地の復興を支えました。ボランティア活動は災害が起こったときに注目が集まりやすいですが、地域を支える面で日頃より活躍しています。本市でも既に、障がい者を取り巻く複雑・多様化する地域課題に対し、NPOやボランティア団体等の活動が障がい者の日常生活や社会活動への参加に大きな役割を果たしています。

障がいのない市民のアンケート調査によるとボランティア活動の経験の有無の間に「ある」と回答した人が20.1%、「したことはないが関心はある」と回答した人が62.4%となっており、障がいのない市民のボランティア活動への関心が非常に高いことがわかります。

図表 52 ボランティア活動の経験の有無



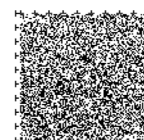
出典：アンケート調査結果(障がいのない市民)



こんご ちょうき かんしん かいどう ひと  
今後はアンケート調査で「したことはないが関心はある」と回答した人が「あ  
かいどうで き そうだん とうろく あっせん こうほうけいはつ かくしゆ けんしゅう  
る」と回答出来るよう、ボランティアの相談、登録、斡旋、広報啓発、各種の研修  
おこな とち きょうどう ちいきかだいかいけつ とりくみ いぎ ひつようせい  
を行うと共に、協働による地域課題解決のための取組の意義や必要性について  
しみん かんしん たか ちいき なか かだい かいけつ ふうど はぐく つと  
市民の関心を高め、地域の中で課題を解決していく風土を育てていくように努  
めます。

#### こんご とりくみ [今後の取組]

- しょう しゃ ふくざつ たようか ちいきかだい かいけつ む  
障がい者の複雑・多様化する地域課題の解決に向け、NPO・ボランティア  
だんたい ちいきじゅうみん しえんたいせい こうちく はか  
団体や地域住民と支援体制の構築を図ります。
- みやこのじょうし れんけい しみん たい  
都城市ボランティアセンターと連携し、市民に対してNPO、ボランティ  
かつどう かん じょうほうていきょう そうだんたいせい じゅうじつおよ こうほう けいはつかつどう すいしん はか  
ア活動に関する情報提供や相談体制の充実及び広報・啓発活動の推進を図  
しみんぜんいん さんかいはくこうじょう つと  
り、市民全員の参加意欲向上に努めます。
- せいかつしえん ひつよう しょう しゃ めせん あ かつどう  
生活支援を必要とする障がい者の目線を合わせたNPO、ボランティア活動  
すいしん はか しょう ひと ひと たが ささ あ ちいき めぎ  
の推進を図り、障がいのある人もない人も互いに支え合う地域づくりを目指  
します。



(3) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

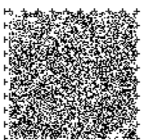
◆ ボランティアを気兼ねなく受け入れましょう。

② 地域として

◆ ボランティア活動に関心のある人は、まず一度活動に参加してみましょう。

(4) 数値目標

| 目標  | 現状値<br>(令和元年度) | 目標値<br>(令和5年度) |
|---|----------------|----------------|
| 障がいのある人を対象とするボランティア活動をしたことが「ある」と回答した障がいのない市民の割合 | 20.1%          | 30.0%          |





## 9. 行政サービス等における配慮

### (1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

#### [現状と課題]

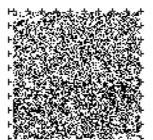
平成28年4月に施行された障害者差別解消法に、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことが記載されています。

令和元年度、都城市役所1階トイレに大人用ベッド(収納式多目的シート)を設置しましたが、本市関連施設での社会的障壁の除去が完了したわけではなく、必要に応じて対応を検討していく必要があります。

また、都城市役所職員は、市民の模範となるべく、合理的な配慮の提供について正しい理解を深め、障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮をうけることが出来るよう努める必要があります。

#### [今後の取組]

- 人権問題や障がい者施策にかかる市職員の研修会及び講習等を開催することにより資質の向上を図ります。
- 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。



## (2) 選挙等における配慮等

### [現状と課題]

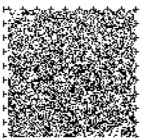
障がい者の選挙の投票は、投票行動と選挙情報の配慮が必要となります。

投票行動の配慮は行政が担当して整備を行っていますが、選挙情報の配慮については諸団体に依頼・依存しているのが現状です。

投票することの配慮を行うことは当然とし、選挙情報についても、立候補者に対して、分かりやすい演説会、分かりやすい選挙公報などの資料作成を心掛ける障がい者に伝えるよう、必要性を訴える必要があります。

### [今後の取組]

- ▶ 期日前投票所入口に車いすを配置し、必要に応じて移動に困難を抱える障がい者等が投票しやすい環境を整備します。
- ▶ 代理投票用記載台設置、点字による候補者名簿の各投票所への備え付けなど、投票環境の向上に努めます。
- ▶ 投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消等のバリアフリー環境の向上を図ります。
- ▶ 郵便等による不在者投票の制度について周知を図り、障がい者の投票機会を確保します。



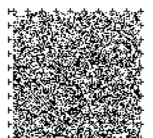
(3) 当事者に望まれること

① 当事者として

◆ 配慮が感じられないと思ったら気兼ねなく市役所職員に伝えましょう。

(4) 数値目標

| 目標   | 現状値<br>(令和元年度) | 目標値<br>(令和5年度)         |
|--|----------------|------------------------|
| みやこのじょうしやくしよしよくいん たい しょう しゃ りかい<br>都 市 役 所 職 員 対 する 障 がい 者 を 理 解<br>する ため の 講 座 の 開 催 回 数                                | 2回             | 10回<br>(令和2年～<br>5年累計) |
| しょう<br>障 がい が あ る こ と で 差 別 を 受 け た り 嫌 な 思<br>い を す る ( し た ) こ と が 「 あ る 」 ま た は 「 少 し<br>あ る 」 と 回 答 し た 障 がい 者 の 割 合 | 32.8%          | 20.0%以下                |



# 第2章 計画の進行管理

## 1. 計画の進行管理（評価、見直し）

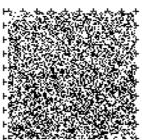
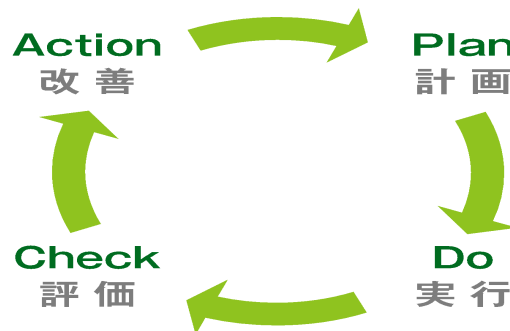
本計画の推進のためにPDCAサイクル（計画、実行、評価、見直し）の考え方に基<sup>もと</sup>づいて、効果的な取組が実施されているか点検し、必要に応じて取組の見直しを行<sup>おこな</sup>っていきます。

計画の達成状況の確認をするため、施策の柱ごと、重点的な目標に対して指標<sup>もう</sup>を設けました。

指標で示した数は、アンケート調査等の結果や取組の実績により把握するため、単<sup>たん</sup>に数字としてのみの表示となりますが、本計画では、その数字に至るまでの過程や行政、地域などの取組の内容の成果を踏まえて評価することを目指します。

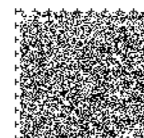
本計画の評価は、計画期間の4年目の令和5年度に都城市障害者施策推進協<sup>き</sup>議会委員により行われます。

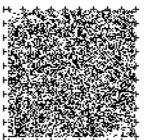
また第5期計画以降については、計画期間が6年間になることから4年目に中間<sup>ちゆうかん</sup>評価を、6年目に評価を行います。評価については本計画に関係する各関係機関に報告し、情報共有を行い、施策の継続的な推進を図ります。



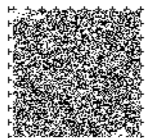
## 2. 計画の周知

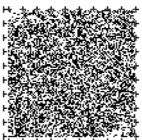
障がい者の福祉は、行政だけでなく、住民の取組、地域の取組、事業者等の取組など全ての取組が連携することで推進されます。そのため、情報を共有し、共通の理解に努めることが必要であり、市の広報やホームページ、研修会などを活用して、計画を広く周知していきます。





しりょうへん  
資料編







# ようごかいせつ 用語解説

## ぎょう あ行

### ◆ いっぱんしゅうろう 一般就労

つうじょう こようけいたい ろうどうきじゆんほうおよ さいていちんざんほう もと こようかんけい きぎょう  
通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への  
しゅうろう ふくしてきしゅうろう たい ようご しゅう  
就労をいいます。「福祉的就労」に対する用語として使用されます。

### ◆ いどうしえん 移動支援

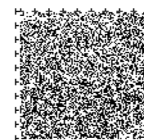
しょうがいしゃそうごうしえんほう さだ ちいせいかつしえんじぎょう いっしゅ しゅう ひと えんかつ がいしゅつ  
障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障がいのある人が円滑に外出  
できるよう移動を支援するサービスをいいます。ガイドヘルプサービスのことです。

### ◆ いりょうてき じ しゃ 医療的ケア児(者)

にちじょうせいかつ うえ きゅういん けいかんえいよう いりょうてきえんじょ ひつよう しょう  
日常生活をおくる上で「たんの吸引」や「経管栄養」などの医療的援助を必要とする障が  
い者のことです。近年の新生児医療や医療機器の発達により、在宅でも生活できる人が多  
くなくなりました。

### ◆ インクルーシブ教育システム

にんげん たようせい そんちやうとう きやうか しょう しゃ せいしんてきおよ しんたいてき のうりよくとう かのう さいだい  
人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大  
げんど はったつ じゅう しゃかい こうかてき さんか かのう  
限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、  
しょう もの しょう もの とも まな し く しょう もの  
障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障がいのある者が  
いっばんてき きやういくせいど はいじよ じ こ せいかつ ちいき しょうちゅうとうきやういく  
一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育  
の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされ  
ています。



## ◆ おもいやり駐車場制度

みやぎけん じっし せいど けんない しやうぎやうしせつ びやういん ぎんこう かんこうちやう こうきやうてきしせつ せっち  
宮崎県が実施する制度で県内の商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設に設置  
された身体障がい者用駐車場等の適切な利用を図るため、障がいのある人や高齢者、  
にんさんが ほこう こんなん みと ひと たい りやうしやう こうふ どうがいちゆうしやじやう せっち  
妊産婦などで歩行が困難と認められる人に対して利用証を交付し、当該駐車場を設置す  
る事業所等の協力を得ながら、本当に必要な方のために駐車スペースを確保するため  
の制度です。

## か行

### ◆ ガイドヘルパー

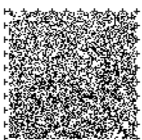
ぜんしんせいしやう も かた しかくしやう も かた ちてきしやう も かた ひとり がいしゆつ  
全身性障がいを持つ方、視覚障がいを持つ方、知的障がいを持つ方など一人で外出す  
るのが困難な方について必要なサポートや介助を行う人のことです。

### ◆ 基幹相談支援センター

ちいき そうだんしえん ちゆうかくてき やくわり にな しんたい ちてき せいしんしやう ひと  
地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体・知的・精神障がいのある人やその  
かぞく かた そうだんしえん かん ぎやうむ そうごうてき おこな もくてき きかん  
家族の方の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関です。

### ◆ 共生社会

しやう じよせい だんせい としよ わか ひと ひと  
障がいがある、ないにかかわらず、女性も男性も、お年寄りも若い人も、すべての人が  
そうご じんかく こせい そんちやう ささ あ ひとひと たやう あ かた そうご みと あ ぜんいん  
相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員  
さんかがた しゃかい  
参加型の社会のことです。



◆ 共同生活援助(グループホーム)

地域社会の中にある住宅(アパート、一戸建て住宅等)において、共同生活を行う障がいのある人に対して、住宅における相談や日常生活上の援助を行い、また必要な人に対して入浴、排せつ、食事の介護を提供する福祉サービスのことです。

◆ 居宅介護

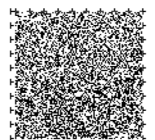
障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスの「居宅介護」は、障がいのある人等の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うことをいいます。ホームヘルプサービスのことです。

◆ 障害者優先調達推進法

障がい者就労施設や在宅で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するため制定された法律です。

◆ ケアマネジメント

障がい者の地域における生活支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間 に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。



◆ 計画相談支援

障がいのある人が、地域で生活するために必要となる障がい福祉サービスや児童通所支援などさまざまなサービスを適切に利用できるよう、計画作成や利用状況の検証を行う福祉サービスです。

◆ 権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護することです。

◆ 工賃

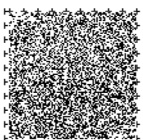
障がいのある人を支援する施設や事業所等で福祉的就労に従事する利用者に支払われる金銭のことです。施設の生産活動によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することです。

◆ 行動援護

障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスの一種で、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する人が、行動をする際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や介護等を受けるサービスをいいます。

◆ 合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権及び基本的自由を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難を取り除くための、個別の調整や変更を行うことです。



◆ こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かん ほうりつ しんぽう  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)

こうれいしゃ しょう しゃとう いどう しせつりよう りべんせい あんぜんせい こうじょう そくしん こうきょう  
高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、公共  
こうつうきかん けんちくぶつ こうきょうしせつ か すいしん もくてき ほうりつ  
交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することを目的とした法律です。

ぎょう  
さ 行

◆ しせつにゆうしよしえん  
施設入所支援

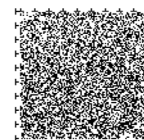
しせつ にゆうしよ しょう ひと にゆうよく はい しょくじ かいご おこな ふくし  
施設に入所する障がいのある人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う福祉サービ  
スです。

◆ しゃかいてきしょうへき  
社会的障壁

しょう しゃ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい  
障がい者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における  
じぶつ せいど かんこう かんねん ほか  
事物、制度、慣行、観念その他すべてのものをさします。

◆ じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん  
重度障害者等包括支援

つね かいご しょう ひと かいご ひつようせい とく たか ひと たい きょたくかいご じゅうど  
常に介護を要する人のなかでも、介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度  
ほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご せいかつかいご たんきにゆうしよ ほうかつてき ていきょう  
訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供する  
ことです。



◆ 重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由その他の障がい者が、自宅における入浴、排せつ、食事等の介護及び外出時の移動中の介護を総合的に受けるサービスのことです。

◆ 就労移行支援事業

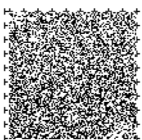
一般就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、一定の期間(原則として2年以内)、事業所内や企業において、就労するための知識や能力を身につけるための実習を行い、適正に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行うことです。

◆ 就労継続支援事業

一般企業などで働くことの難しい障がいのある人が、事業所等で働きながら、知識や能力を身につけるための訓練をする事業です。利用者が事業所と雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばず働くB型があります。

◆ 障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第四条第一項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいいます。



## ◆ 障がい者

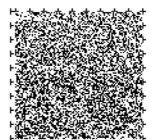
身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあることをいいます。

## ◆ 障害者基本法

全ての国民が、障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

## ◆ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、家庭、福祉施設、職場での障がい者への虐待の禁止、防止と早期発見、養護者らへの支援を定めた法律です。



◆ 障害者虐待防止センター

障がい者に対する虐待の防止や早期発見のため、通報、届出及び相談に応じる窓口です。  
本市では、都城市総合社会福祉センター内に「都城市障がい者(児)基幹相談支援・虐待防止センター」を設置しています。

◆ 障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられた週間です。

◆ 障害者就業・生活支援センター

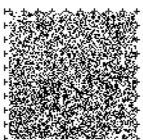
障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を雇用、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら行う機関です。

◆ 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)

障がいのある人が、職業生活において能力を発揮する機会が与えられること、職業として自立するよう努めることを基本理念とし、障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律です。

◆ 障がい者のしおり

本市の障がい福祉担当課において定期的に発行する冊子で、障がい福祉に関する各種制度やその利用方法等を記載したものです。





◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障害者の有無にかかわらず、国民すべてがお互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする法律です。

◆ 障害者自立支援協議会

障害者等への支援体制の整備を推進するため、障害者に関連する福祉、医療、教育、雇用等の関係者、関係機関のネットワークを構築し、地域における障害者の課題について情報の共有化を図るため設置する協議会です。

◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

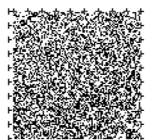
障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする法律です。

◆ 市民後見人

家庭裁判所に選任され、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などを、本人を代理して行う弁護士や司法書士などの資格はもたない一般市民のことで

◆ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行う福祉サービスです。



◆ 自立支援給付

障がいの種別(身体障がい、知的障がい、精神障がい)にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービス。介護給付費(居宅介護、生活介護、同行援護、短期入所等)、訓練等給付費(就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等)、自立支援医療費(更生医療、精神通院)、補装具費などがあります。

◆ 身体障害者手帳

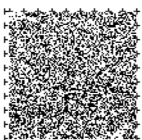
身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票です。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸、免疫の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載されます。

◆ 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供する福祉サービスのことです。

◆ 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群を指します。高脂血症・高血圧・糖尿病・心筋梗塞・動脈硬化・脳梗塞・がんなどが挙げられます。



◆ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
精神障害者保健福祉手帳

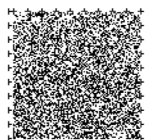
せいしんほけんおよびせいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ もと とどうふけんちじ せいしんしょう  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの  
じょうたい みと もの こうふ てちょう せいしんしょう どうきゅう きゅう きゅう  
状態にあると認められた者に交付する手帳です。精神障がいの等級は、1級から3級に  
くぶん てちょうしょじしゃ かくしゅ ほけん ふくし どう う  
区分され、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができます。

◆ せいねんこうけんせいど  
成年後見制度

ちてきしょう せいしんしょう にんちしょうとう はんだんのうりよく ふじゅうぶん せいねんしゃ ほご  
知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するため  
せいど ぐたいてき はんだんのうりよく ふじゅうぶん ひと けいやく ていけつ か おこな  
の制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行  
だいにん せんんにん ほんにん あやま はんだん もと けいやく ていけつ ぼあい と け  
う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消す  
ことのできるようにするなど、これらの人を不利益から守るための制度です。

◆ そうだんしえんじぎょう  
相談支援事業

しょうがいしゃそうごうしえんぼう もと しちょうそんおよ しちょうそん いたく そうだんしえんじぎょうしゃとう じっし  
障害者総合支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する  
じぎょう しょう しゃ ふくし せいかつしえんとう かかわ そうだんしえん ふくし りょう ともな  
事業です。障がいの者の福祉や生活支援等に 係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う  
じょうほうていきょう どうりょうけいかく さくせい じぎょうしゃ しょうかい ちょうせい えんじょ  
情報提供、サービス等利用計画の作成、事業者の紹介やサービス調整などの援助を  
おこな  
行います。



◆ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を必要とする障がいのある人が、介護者の病気、冠婚葬祭などの社会的理由  
または私的理由で介護ができない場合に、短期間の入所により入浴、排せつ、食事の介護  
などを提供する福祉サービスです。

◆ 地域移行支援

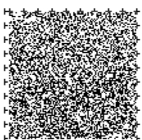
施設に入所している障がいのある人及び精神科病院に入院している精神障がいのあ  
る人が、地域のなかで生活できるよう住宅の確保やその他の相談等の便宜を提供する  
福祉サービスです。

◆ 地域生活支援事業

障害者総合支援法により法定化されている事業で、市町村及び都道府県が実施すること  
とされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業が  
定められています。市町村及び都道府県は、障がいのある人が有する能力や適性に  
応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状  
況に応じた柔軟な事業形態で効率的・効果的に実施します。

◆ 地域定着支援

居宅において、単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられな  
い障がいのある人に対して、地域のなかで安心して生活できるよう、緊急時の連絡体制  
の確保など便宜を供与する福祉サービスです。



◆ 通級

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室です。

◆ 同行援護

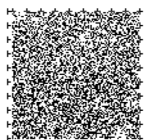
視覚障がいにより移動が困難となった人が、外出する際に同行して援助を行うサービスのことです。

◆ 特別支援学級

学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)により「特殊学級」から名称変更されました。軽度の障がいのある児童生徒のために、学校教育法第75条の規定により小中学校等に設置される学級で、知的障がい、肢体不自由、身体衰弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある児童生徒を対象としています。

◆ 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。



◆ なんびょう  
難病

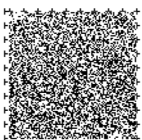
げんいん ふめい ちりょうほう みかくりつ こういしょう のこ すく しっぺい  
原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病です。  
けいか まんせい けいざいてき もんだい かいじょ ひとで よう かに  
経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介助などに人手を要するために家庭の  
ふたん おお せいしんてき ふたん おお しっぺい  
負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病です。

◆ にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう  
日常生活自立支援事業

ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ にんちしょうこうれいしゃどう ほんだんのうりよく ふじゅうばん かた ちいき  
知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な方が地域に  
おいて じりつ せいかつ おく りようしゃ けいやく もと ふくし りようえんじょう  
おいて自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等  
おこな  
を行うものです。

◆ ノーマライゼーション

しょう ひと ひと たが とくべつ くばん しゃかい なか おな  
障がいのある人となない人が、お互いに特別に区分されことなく、社会の中で同じように  
せいかつ かつどう しゃかい すがた すがた ほんらい のぞ すがた  
生活し、活動することが社会のあるべき姿(ノーマルな姿)であり、本来の望ましい姿で  
あるとする かんが かに  
考え方のことです。



◆ 発達障がい

じへいししょう しょうこうぐん た こうはんせい はつたつしょう がくしゅうしょう ちゅういけっかんたどうせい  
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性  
しょうがい た るい のうきのう しょう しょうじょう つうじょうていねんれい  
障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において  
はつげん  
発現するものです。

◆ バリアフリー

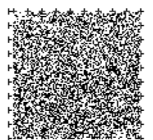
しょう ひと しゃかいせいかつ うえ しょうへき じよきよ い  
障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意  
み たてもない だんさ かいしょう がつりてきしょうへき じよきよ いみ しょう しゃ しゃかい  
味です。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会  
さんか こんなん しゃかいてき せいどてき しんりてき しょうへき じよきよ いみ  
参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がありま  
す。

◆ 福祉的就労

いっばんきぎょう しゅうろう こんなん しょう しゃ ふくしせつとう しょくぎょうくねんどう う はたら  
一般企業での就労が困難な障がい者が、福祉施設等で職業訓練等を受けながら働く  
ことをいいます。

◆ 放課後等デイサービス

しんたい ちてき せいしんしょう じ はつたつしょう じふく た りょういく う ふくし そこ  
身体・知的・精神障がい児(発達障がい児含む)その他、療育を受けなければ福祉を損な  
おそ しゅうがくじ たい じゆぎょう しゅうりょうごまた きゅうぎょうび せいかつのうりよく こうじょう  
う恐れがある就学児に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために  
ひつよう くねんどう おこな ふくし  
必要な訓練等を行う福祉サービスです。



◆ 法定雇用率

民間企業や国、地方自治体等は、障がいのある人の雇用の場を確保するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合(法定雇用率)にあたる障がいのある人を雇用しなければなりません。法定雇用率未達成の企業からは一定の納付金が徴収され、法定雇用率を超えて障がいのある人を雇用している企業には、障害者雇用調整金や報奨金として一定額が支給されます。

ぎょう  
や行

◆ ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方のことです。

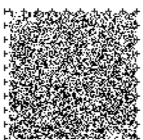
◆ 要約筆記

聴覚障がい者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。話すスピードは書く(入力する)スピードより数倍も早くすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」といいます。

ぎょう  
ら行

◆ ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分されます。





## ◆ リハビリテーション

しんしん しょう も かた にんげんてきふっけん りねん しょう ひと のうりよく さいだいげん  
心身に障がいを持つ方の人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に  
はつき じりつ うなが おこな せんもんてきぎじゆつ  
発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいいます。

## ◆ 療育

しょう じどう たい しゃかいてき じりつ かか こま  
障がいのある児童に対して、社会的に自立できるようにするために、抱える困っている  
とくせい かぎ かいぜん い ちようしょ の ちりょう きよういく  
特性をできる限り改善し、生かせる長所は伸ばしていく治療・教育の事です。

## ◆ 療育手帳

じどうそうだんじよ ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんじよ ふくし ちてきしょう  
児童相談所または知的障害者更生相談所(福祉子どもセンター)において知的障がいと  
はんてい かた たい こうふ てちよう にちじようせいかつ えんかつ ようぐ  
判定された方に対して交付される手帳です。日常生活がより円滑に行われるために用具  
きゆうふ いりようひ じよせい はけん しょう ていど おう う  
の給付や医療費の助成、ホームヘルパーの派遣などが障がいの程度に応じて受けられま  
す。また、JR、バス等の公共料金の割引や税金の控除などが受けられます。

## ◆ レスパイトケア

ざいたく にゅうようじ しょう しゃ じ こうれいしゃ かいご いくじ かぞく しえんしゃ かいご  
在宅で乳幼児や障がい者(児)、高齢者などを介護や育児している家族に、支援者が介護  
いくじ いちじてき だいたい きゆうそく と かぞくしえん  
や育児を一時的に代替して休息を取ってもらう家族支援サービスです。

